

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【事業年度】 第16期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 CEO
細谷 敏幸

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 050(1704)0684

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理統括部長 兼 CFO補佐
大山 浩司

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 050(1704)0684

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理統括部長 兼 CFO補佐
大山 浩司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	1,119,191	816,009	418,338	487,407	536,441
経常利益 又は経常損失() (百万円)	19,771	17,171	9,520	30,017	59,877
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失() (百万円)	11,187	41,078	12,338	32,377	55,580
包括利益 (百万円)	17,794	39,528	26,122	39,142	70,234
純資産額 (百万円)	550,161	508,275	517,660	552,519	600,824
総資産額 (百万円)	1,223,800	1,198,303	1,168,574	1,217,308	1,225,103
1株当たり純資産額 (円)	1,426.61	1,317.23	1,341.41	1,430.07	1,582.36
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 () (円)	28.90	107.96	32.36	84.82	145.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	32.26	84.62	145.53
自己資本比率 (%)	44.3	41.9	43.8	44.9	48.5
自己資本利益率 (%)	2.0	7.9	2.5	6.1	9.8
株価収益率 (倍)	-	-	29.9	17.5	17.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,281	1,197	37,914	66,301	56,895
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,965	4,737	17,371	27,026	27,015
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	20,259	29,733	39,927	16,198	68,485
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	76,659	102,797	84,472	109,039	72,390
従業員数 (外 平均臨時雇用者数) (名)	12,453 (9,146)	11,588 (8,419)	9,691 (7,566)	9,745 (7,803)	9,467 (7,423)

(注) 1 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

2 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益	(百万円)	18,624	23,728	22,680	17,994	30,515
経常利益	(百万円)	8,894	12,388	11,385	8,146	24,317
当期純利益	(百万円)	5,723	4,191	10,400	8,106	24,345
資本金	(百万円)	50,790	50,995	51,162	51,276	51,470
発行済株式総数	(千株)	396,100	396,459	396,736	396,931	397,265
純資産額	(百万円)	443,836	444,913	451,308	455,395	457,325
総資産額	(百万円)	742,872	777,598	743,130	744,285	692,377
1株当たり純資産額	(円)	1,162.61	1,163.78	1,179.95	1,190.18	1,217.11
1株当たり配当額	(円)	12.00	9.00	10.00	14.00	34.00
(1株当たり中間配当額)	(円)	(6.00)	(3.00)	(5.00)	(6.00)	(12.00)
1株当たり当期純利益	(円)	14.78	11.02	27.27	21.24	63.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	14.72	10.97	27.19	21.19	63.75
自己資本比率	(%)	59.5	57.0	60.6	61.1	66.0
自己資本利益率	(%)	1.3	0.9	2.3	1.8	5.3
株価収益率	(倍)	42.6	70.7	35.5	69.8	39.1
配当性向	(%)	81.2	81.7	36.7	65.9	53.2
従業員数	(名)	349	493	465	399	394
(外 平均臨時雇用者数)		(145)	(114)	(103)	(70)	(54)
株主総利回り	(%)	57.4	71.4	89.2	136.5	230.0
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価	(円)	1,142.00	871.00	998.00	1,517.00	2,529.50
最低株価	(円)	541.00	479.00	681.00	913.00	1,386.00

(注) 1 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

2 【沿革】

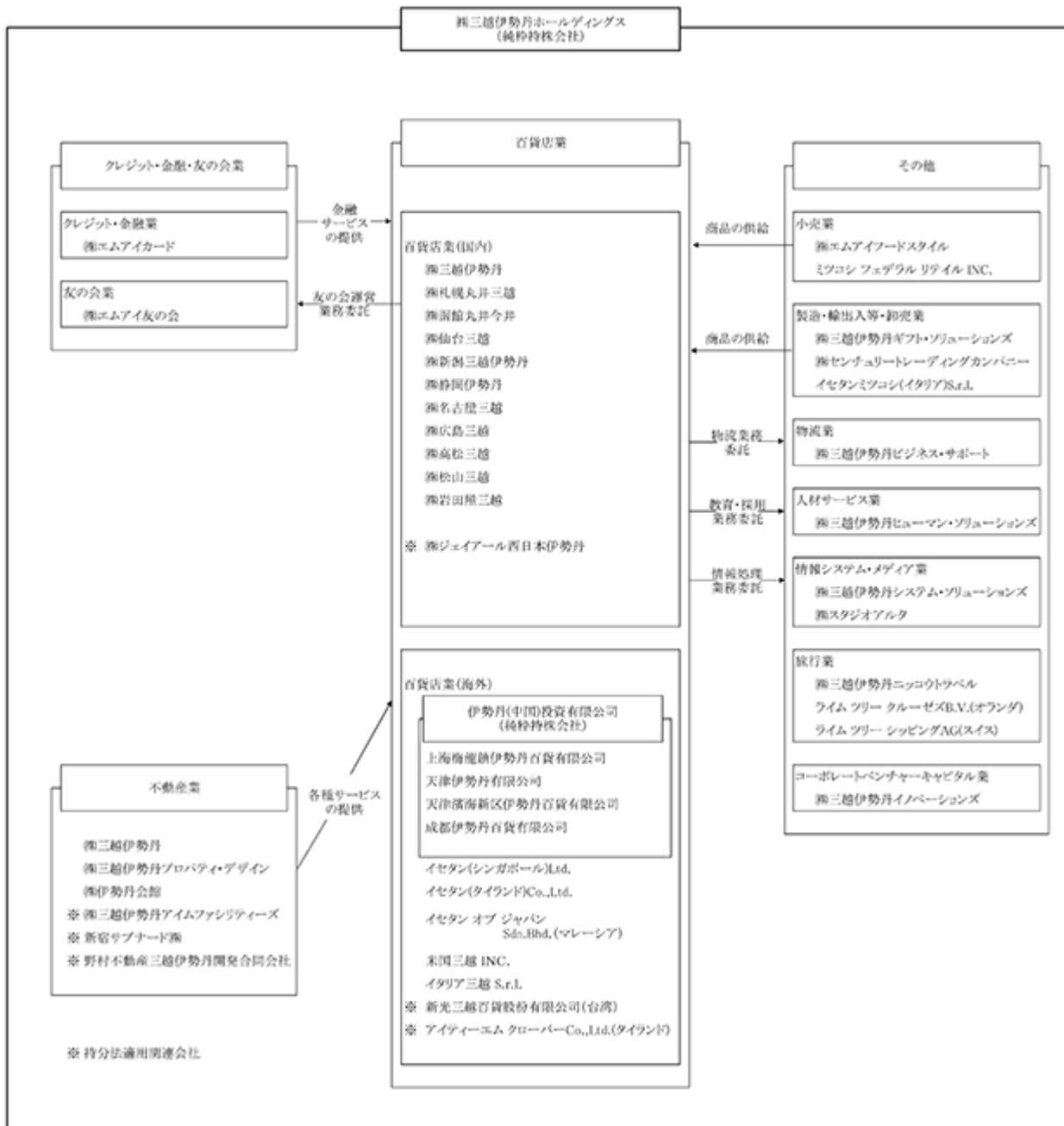
- 2007年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 2007年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 2008年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 2009年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 2009年6月29日 2009年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 2009年10月8日 証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 2010年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 2010年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 2010年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床りモデルオープンしました。
- 2010年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 2011年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 2012年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。
- 2017年3月20日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越千葉店及び三越多摩センター店の営業を終了いたしました。
- 2018年3月21日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。
- 2019年9月30日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店及び伊勢丹府中店の営業を終了いたしました。
- 2020年3月22日 当社は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業を終了いたしました。
- 2020年6月15日 当社は、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。
- 2022年4月4日 東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行いたしました。
- 2024年3月20日 証券会員制法人 福岡証券取引所における上場を廃止いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社38社、持分法適用関連会社6社、非連結子会社12社、持分法非適用関連会社3社（2024年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業等を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股份有限公司(台湾)、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)	連結子会社 21社 持分法適用関連会社 3社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社
不動産業	(株)三越伊勢丹、(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン、(株)伊勢丹会館、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、新宿サブナード(株)、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	連結子会社 3社 持分法適用関連会社 3社 持分法非適用関連会社 2社
その他	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ニコウトラベル、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、(株)スタジオアルタ、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、ライム ツリー クルーゼズB.V.(オランダ)、ライム ツリー シッピング AG(スイス)、(株)エムアイフードスタイル、ミツコシ フェデラル リテイル INC.(フィリピン)	連結子会社 13社 非連結子会社 12社 持分法非適用関連会社 1社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越伊勢丹 4、6	東京都新宿区	10,000	百貨店業 不動産業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
(株)札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
(株)松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	資金の貸付
(株)岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	
伊勢丹(中国)投資有限公司 4	中華人民共和国 上海市	千米ドル 104,321	百貨店業 (持株会社)	100.0 (100.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 5,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	千米ドル 13,200	百貨店業	100.0 (100.0)	
天津濱海新区伊勢丹百貨有限 公司	中華人民共和国 天津市	千米ドル 32,100	百貨店業	100.0 (100.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	千米ドル 24,119	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 91,710	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド) Co.,Ltd. 2	タイランド バンコク市	千バーツ 290,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラ Lumpur 市	千マレーシアリンギ 20,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州	千米ドル 25,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市	千ユーロ 14,618	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都中央区	1,100	クレジット・ 金融・友の会業	100.0	資金の貸付
(株)エムアイ友の会	東京都中央区	100	クレジット・ 金融・友の会業	100.0 (100.0)	資金の借入
(株)三越伊勢丹プロパティ・デ ザイン	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	
(株)伊勢丹会館	東京都新宿区	60	不動産業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイフードスタイル	東京都新宿区	100	その他 (小売業)	100.0 (33.5)	
ミツコシ フェデラル リテイ ル INC.	フィリピン マニラ市	千ペソ 523,000	その他 (小売業)	60.0	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
㈱三越伊勢丹ギフト・ソ リューションズ	東京都中央区	100	その他（製造・輸 出入等・卸売業）	100.0 (100.0)	
㈱センチュリートレーディ ングカンパニー	東京都新宿区	20	その他（製造・輸 出入等・卸売業）	100.0 (100.0)	
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	千ユーロ 100	その他（製造・輸 出入等・卸売業）	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹ビジネス・サ ポート	東京都新宿区	50	その他（物流業）	100.0	
㈱三越伊勢丹ヒューマン・ソ リューションズ	東京都中央区	100	その他（人材サー ビス業）	100.0	
㈱三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都中央区	90	その他 （情報システム・ メディア業）	100.0	
㈱スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他 （情報システム・ メディア業）	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹ニコウトラベ ル	東京都中央区	50	その他 （旅行業）	100.0	
ライム ツリー クルーゼズ B.V. 2	オランダ アムステルダム市	千ユーロ 1	その他 （旅行業）	- [100.0]	
ライム ツリー シッピング AG 2	スイス バーゼル	千スイスフラン 100	その他 （旅行業）	- [100.0]	
㈱三越伊勢丹イノベーション ズ	東京都新宿区	100	その他（コーポ レートベンチャー キャピタル業）	100.0	
(持分法適用関連会社)					
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	100	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名 債務保証
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	百万台湾ドル 12,459	百貨店業	43.4 (43.4)	役員の兼任 2名
アイティーエム クローバー Co.,Ltd.	タイランド バンコク市	千タイバーツ 11,000	百貨店業 （持株会社）	45.5 (45.5)	
㈱三越伊勢丹アイムファシリ ティーズ	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	
新宿サブナード㈱	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	
野村不動産三越伊勢丹開発合 同会社	東京都中央区	20	不動産業	50.0	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

(株)三越伊勢丹

売上高	270,821
経常利益	43,226
当期純利益	44,510
純資産額	243,760
総資産額	629,192

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	7,151 (5,966)
クレジット・金融・友の会業	606 (81)
不動産業	281 (42)
その他	1,429 (1,334)
合計	9,467 (7,423)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
394 (54)	47.3歳	23.6年	8,832,676

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	394 (54)
合計	394 (54)

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(2024年3月31日現在、20支部、12直轄分会・組合員数 15,085名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、U Aゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

		当事業年度		
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	うち、正規雇用労働者	うち、パート・有期労働者
24.8	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算出したものであります。

数値は、(株)三越伊勢丹ホールディングスの「管理職に占める女性労働者の割合」として、受入出向者の状況を示しております。

2 各項目について、出向者は出向元の従業員として、下記 の連結子会社の欄で集計しております。

(株)三越伊勢丹ホールディングスに直接雇用従業員が不在のため算出しておりません。

連結子会社

名称	当事業年度				
	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1、2)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注1、3)	労働者の男女の 賃金の差異(注1、4)		
			全労働者	うち、 正規雇用 労働者(注5)	うち、 パート・ 有期労働者
株三越伊勢丹	28.0	105.4	54.2	61.1	101.3
株札幌丸井三越	31.3	166.7	58.2	61.3	92.1
株函館丸井今井	70.0	(注6)	71.5	73.4	(注7)
株仙台三越	34.7	100.0	61.7	66.5	88.6
株新潟三越伊勢丹	17.7	100.0	50.8	59.8	98.6
株静岡伊勢丹	16.3	(注6)	53.6	58.7	120.0
株名古屋三越	23.4	100.0	54.2	64.2	111.3
株広島三越	33.3	100.0	71.1	75.3	101.4
株高松三越	26.3	100.0	63.9	72.3	93.6
株松山三越	54.5	100.0	76.0	95.7	91.7
株岩田屋三越	31.5	50.0	61.4	64.5	76.7
株エムアイカード	21.1	150.0	52.0	56.3	65.1
株三越伊勢丹プロパティ・デザ イン	20.3	66.7	71.0	71.7	(注7)
株三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	14.9	87.5	79.5	82.8	(注7)
株三越伊勢丹ヒューマン・ソ リューションズ	76.5	(注6)	77.4	79.1	87.3
株三越伊勢丹ビジネス・サポ ート	26.4	0.0	66.3	82.2	77.1
株エムアイフードスタイル	16.1	50.0	51.1	78.6	97.3
株三越伊勢丹ニコウトラベル	25.0	(注6)	69.1	70.7	(注7)

(注) 1 各項目について、出向者は出向元の従業員として集計しております。

2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算出したものであります。

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」の規定に基づき、「2023年度に配偶者が出産した男性従業員数」に対する「2023年度に育児休業等と育児目的休暇を取得した男性従業員数」の割合を算出しております。

4 男女の賃金差については、男性の平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金の割合を示しております。なお、同一労働の賃金に制度上の差はなく、等級別人数構成の差が主な要因であります。

5 正規雇用労働者には、フルタイムで無期化した販売専任等の限定社員を含めて算出しております。

6 育児休業等取得の対象となる男性従業員がないことを示しております。

7 該当する従業員がすべて女性で男性が不在のため男女差を算出しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、創業以来一貫して“お客さま第一”の精神を持ち、常に時代の変化や価値観の多様化に合わせ、生活に豊かさを提供することに邁進してまいりました。長期に目指す姿を「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」と定め、その実現に向け、中期経営計画（2022年度～2024年度）に取り組んでおります。今後も、「お客さまのお困りごとを感動的に解決し、関心ごとに対し革新的に提案する」ことを通じ、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、営業利益をはじめとする複数の経営指標を掲げ、将来にわたる企業の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。現中期経営計画（2022年度～2024年度）の最終年度となる2024年度には640億円の実現を目指してまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

事業構造

当社グループは、持株会社である当社のもと、百貨店事業を中心とした各事業会社により構成されています。

このうち主要事業である国内の百貨店事業では、収支構造を抜本的に見直すことを目的とした「百貨店の科学」の取り組みを首都圏店舗だけでなく地域店舗にまで波及浸透させ、経費コントロールの徹底により収益構造が大幅に改善しております。今後は、デジタルを活用し、要員構造変革期を見据えた業務改革を推進し、個客業へビジネスモデルを転換しながら、生産性向上と高収益化の確立を目指してまいります。

また、不動産事業では全国の保有不動産のバリューアップや、百貨店で培った建装事業・物流事業の外部への販売活動をさらに強化してまいります。金融事業では百貨店と連携したファイナンスや金融サービスを拡大提供することで、より強固な事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

市場環境

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、そのスピードも高まっております。足元のマクロ環境においては、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクの顕在化、資源・エネルギー価格の高騰や急激な為替変動、大幅な物価上昇等、当社グループに影響を与える不透明な状況が増しております。

中長期における環境の変化として、人口動態においては国内人口の減少や高齢化の進行が見込まれておりますが、世界人口はアジア圏も含め引き続き増加すると予測されております。経済成長においては、1人当たり実質GDP成長率の鈍化が見込まれておりますが、純金融資産1億円以上を保有する世帯数は増加が予測されております。小売市場においては、縮小が見込まれておりますが、一方でこだわり消費市場の拡大が予測されております。当社グループでは、環境が大きく変化する中でも成長が見込まれる要素を機会ととらえて、中長期的な成長を目指してまいります。

競合他社との比較

主要事業である百貨店事業において、重点戦略である「高感度上質戦略」による、店舗リモデルと外商改革の取り組み等を強化した結果、首都圏店舗の大幅な増収増益につながりました。さらに首都圏店舗と地域店舗による個人外商の連携、拠点ネットワークによる地域百貨店へのMD供給フローの構築により、岩田屋本店（福岡）や丸井今井札幌本店等の地域主要店舗も大幅に増収増益となりました。今後も、高感度上質コンテンツの提供拡大と外商活動等の強化を継続し、百貨店事業の収益拡大を目指してまいります。また、「連邦戦略」により、百貨店事業の法人外商による各事業の外部販売を強化することで、国内関連会社の収益を改善することができました。今後は、デジタルを活用したマーケティング活動を強化しながら個客軸での品揃えや、各事業の連携による連邦事業機会を最大化させて、さらなるグループの収益拡大を目指してまいります。

顧客動向・顧客基盤

重点戦略に位置づける「個客とつながるCRM戦略」の推進により、「三越伊勢丹・カスタマープログラム」の強化と個客軸のマーケティングを高度化させることで識別顧客の客単価が継続拡大しました。つながる個客数の拡大としては、アプリ会員の新規獲得が大きく伸長し、顧客の識別化が順調に進展しました。

外商顧客施策では、デジタルの活用で顧客分析による商品提案を高度化させ、全国の外商顧客の売上高が継続して拡大しました。インバウンド顧客においては、海外顧客向けの外商機能とSNSによる販売促進を拡充させ、インバウンドによる売上高がコロナウイルス感染症拡大前の2018年度を上回りました。今後も、より一層「個客とつながるCRM戦略」を推進し顧客基盤の拡大を目指してまいります。

(4) 中長期的な経営戦略

当社は、長期に目指す姿とする「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」の実現に向けて、昨年制定した「三越伊勢丹グループ 企業理念」により、グループの力を集結させながら、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

「再生」「まち化準備」「結実」の3つのフェーズで長期スパンでの持続的な成長を描き、重点戦略をバックキャストで組み立てております。本年度「再生」フェーズの早期達成が現実的となり、「まち化準備」フェーズとなる次期中期経営計画の策定をスタートいたしました。次期中期経営計画は、まち化の着工と竣工時期を踏まえて2025年度～2030年度の6ヶ年を対象とし、この期間を個客業への変革を進める重要な準備期間として位置づけております。

「まち化準備」フェーズでは、今までの“館”の力だけに頼ったマス向けのビジネスモデルから、「まち」の力を加えることで世界中からお客さまを集め、識別してつながったお客さまに多様な顧客価値を提案する個客業のビジネスモデルへの転換を目指してまいります。これまでの「高感度上質戦略」「個客とつながるCRM戦略」を土台としながら、百貨店事業を各事業が補完する体制から全事業が並列となる体制へ移行していきます。各事業を推進することで生まれるユニークな顧客体験と事業間の連携による「連邦戦略」を組み合わせ、一人ひとりのお客さまに向けた多様な顧客価値を提供してまいります。

事業別戦略

百貨店事業

百貨店事業では、「まち化」の中核として圧倒的な独自性で世界から顧客を集める“特別な”百貨店を目指します。世界からの集客に向けて、高感度上質コンテンツの拡充や顧客接点の拡大により、マーチャンダイジング活動を強化していきます。加えて、100%識別顧客化に向けて外国人顧客向けアプリの導入、三越伊勢丹アプリの利便性向上に取り組みます。基幹店舗は、それぞれのコンセプトで独自性を磨き、世界中のお客さまから選ばれる店になるためのリモデル投資を行います。地域百貨店は、地方都市において“高感度上質消費”を最も幅広く支え、グループ力を活かして地域貢献できる唯一無二の存在を目指してまいります。

海外事業

海外事業では、選択と転換を加速し、“小売”の暖簾価値と“不動産開発”によるバリューアップで新たなビジネスモデルを展開します。エリアコンディションに応じた構造改革や、国内百貨店の事業改革モデルを海外店舗へ展開することで事業構造改革を推進します。また、フィリピン・マニラ、タイ・バンコクではレジデンスやオフィスを小売と掛け合わせた複合不動産開発に参画しております。

不動産事業

不動産事業では、世界中から顧客を集め、用途をつなぎ合わせ、まちの価値を最大化させる“まち化”の具現化を目指します。まち化における各開発計画と顧客価値設計を本格化させながら、ホテルやレストランなどの高感度上質コンテンツの探索や専門人材の育成に取り組みます。

金融事業

金融事業では、暖簾の価値とグループ顧客基盤を活かし、“ならではの価値”を提供する金融サービス業を確立します。カード領域では、ファイナンスを強化しながら、アプリ会員などの百貨店ライトユーザーに向けた年会費永年無料のエントリーカードを導入します。金融領域では、百貨店ならではの金融サービスを拡充させるとともに、カード会員以外へのサービス提供に取り組みます。

国内関連事業

国内関連事業では、「BtoB」「BtoC」ビジネスの拡大による、各事業の収益拡大とビジネスモデルの進化を目指します。連邦によるマネタイズを拡大しながら、各事業のユニークポイントを強化し、外部収益をさらに拡大していきます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ経営に関する考え方

三越伊勢丹グループは、長期に目指す姿として「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」となることを企業理念に掲げており、すべての企業活動の原点である企業理念のもとでサステナビリティ経営に取り組んでおります。



2018年度に制定したサステナビリティ基本方針に基づき、当社グループの強みを活かした企業活動を通じて社会課題の解決に貢献することで、ステークホルダーからの期待に応え、人々の豊かな未来と持続可能な社会の実現を目指しております。

サステナビリティ基本方針

社会に対する企業の責任として、社会の様々な課題に向き合い、企業活動を通じてその解決に貢献することで、関わりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たしていきます。

ガバナンス

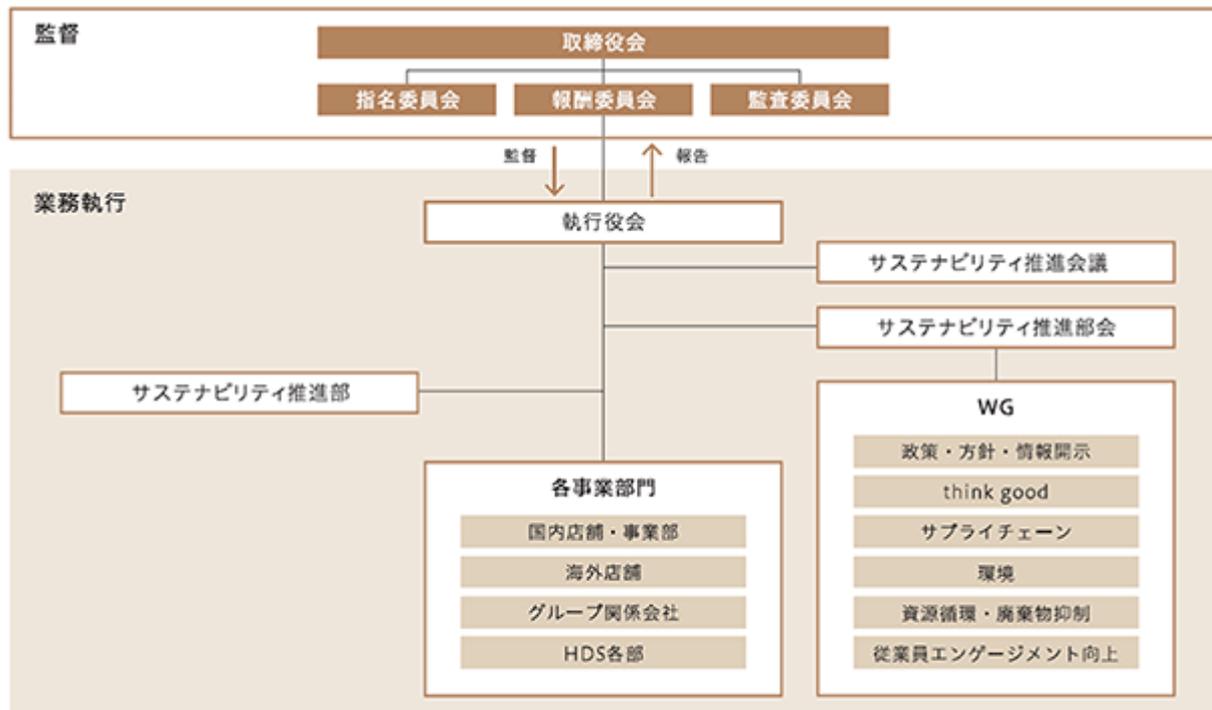
当社グループは、サステナビリティに関する重要事項について、執行役会にて審議・決議を行い、取締役会に報告を行っております。

2018年度より、CEOを議長とする「サステナビリティ推進会議」では、取り組みの進捗確認や全社への浸透を行っております。また、CAO兼CRO兼CHROを議長とする「サステナビリティ推進部会」を設置し、課題ごとの具体的な取り組みの検討を行っております。

さらに取り組みの実効性を高めるため、2022年度より「サステナビリティ推進部会」の傘下に6つのワーキンググループ(WG)を設置しております。また、サステナビリティ経営の実現に向けたグループ全体の活動を推進するため、ホールディングスの総務統括部内にサステナビリティ推進部を設置しております。

CAO：チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、CRO：チーフ・リスク・オフィサー、CHRO：チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー

2023年度推進体制



※「HDS」は「ホールディングス」を表しています。

会議体及び主な実行主体		役割
会議体	取締役会	業務執行において議論されたサステナビリティに関する取り組みの進捗を監督する。
	執行役員	サステナビリティ会議体および各事業部門で検討された計画の審議・決議、実施された取り組みの進捗確認を行い、取締役会への報告を役割とする。
	サステナビリティ推進会議	当社グループのサステナビリティの活動の方向性や進捗の確認を行い、グループ全社での推進・浸透を役割とする。
	サステナビリティ推進部会	課題ごとの長期計画や方針の策定、およびワーキンググループの設置など、個別課題についての集中的な議論と具体的な施策実施を役割とする。
	ワーキンググループ	取り組みの実効性を高めるため、課題ごとに関連部門が連携して取り組みを検討・実行するための枠組みとしてWGを設置。
	政策・方針・情報開示	中長期目標に対する進捗確認と次なる中長期計画の検討、ステークホルダーへの情報開示の推進
	think good	サステナビリティ施策の推進
	サプライチェーン	お取引先とともに環境・人権に配慮した調達に取り組むための体制整備
	環境	2030年度中長期目標達成に向けた、気候変動への具体的な取り組みの推進（省エネ・創エネ・再エネ）
	資源循環・廃棄物抑制	4Rの推進に向けた方向付けおよび具体施策の検討
従業員エンゲージメント向上	DE&Iと健康経営の推進	
主な主体	代表執行役社長CEO	「執行役員」の長および「サステナビリティ推進会議」の議長。サステナビリティに関する経営判断の最終責任を担う。
	執行役CAO 兼CRO兼CHRO	「サステナビリティ推進部会」の議長。サステナビリティに関する具体的施策の計画・実行の監督を担う。

think good：彩りある豊かな未来へ向けて「想像力を働かせ、真摯に考えることからスタートする」という想いが込められた三越伊勢丹グループのサステナビリティ活動に関するスローガン。

<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/212>

<2023年度サステナビリティ関連審議・報告実績>

サステナビリティ推進会議は、サステナビリティ推進部会と合同形式で計2回開催し、(株)三越伊勢丹ホールディングスと(株)三越伊勢丹の執行役に加え、グループ事業会社・グループ百貨店社長が参加しました。議題は、以下の通りです。

- ・政策・方針・情報開示
マテリアリティの改訂
- ・サプライチェーンマネジメント
人権方針・調達方針の改訂、お取引先行動規範の制定
お取引先との対話結果のレビュー
お取引先への調達アンケートに関する報告
- ・環境
Scope 1・2 排出量の目標に対する進捗報告
Scope 3 排出量削減に関する報告
温室効果ガス排出量削減に向けたロードマップの再考
- ・従業員エンゲージメント向上
人的資本経営
- ・think good
グループ全社への拡大に向けた協議

取締役会では、計4回に渡り、サステナビリティに関する審議・報告を行いました。執行側での議論内容の報告に加え、サステナビリティ経営の高度化に向けて、主要事項の今後の戦略や、ガバナンスへのESG・サステナビリティ観点の組み込みについても議論を行いました。具体的な議題は以下の通りです。

- ・マテリアリティの改訂に関する報告
- ・人財戦略に関する報告・審議
- ・ステークホルダーコミュニケーションに関する報告
- ・ESG連動役員報酬/環境指標の採用に関する報告
- ・温室効果ガス排出量削減目標とロードマップの見直しに関する報告

戦略

2018年度に、3つのマテリアリティとそれらに紐づく具体的な取り組みを特定しました。

マテリアリティ		主な取り組み	関連するSDGsのゴール
「人・地域をつなぐ」	豊かな未来を創造するための地域連携・コミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に向けた営業施策 ・文化・伝統の継承 ・次世代支援 ・社会貢献活動 	  
「持続可能な社会・時代をつなぐ」	脱炭素社会の実現と持続可能な調達(環境・人権への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への対応 ・サプライチェーンマネジメント ・営業施策における4Rの推進 	   
「従業員満足度の向上」	人的資本経営	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯GDP ・働きがいと働きやすさの向上 ・DE&I 	  

なお、2023年度には、外部環境の変化、ステークホルダーの皆さまの声、そして企業理念の再整理を踏まえて、上述のマテリアリティからの見直しを実施しました。新たなマテリアリティに基づく開示は、2024年度に指標と目標を設定したうえで、来期以降より行います。

マテリアリティの特定・見直しのプロセスについては、サステナビリティサイトをご参照ください。

<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/285#>

2023年度に注力した具体的な項目は、サプライチェーン・マネジメント、気候変動への対応、人的資本経営の3点です。

サプライチェーン・マネジメントについては、当社グループは環境や人権に配慮した調達活動を推進しており、2023年4月に改訂した「三越伊勢丹グループ人権方針」「同 調達方針」をもとに持続可能な調達に取り組み、同年6月には「お取引先行動規範」を制定しました。「お取引先行動規範」は、お取引先約1万2千社へ通知し、当社方針へのご理解とご協力をお願いしております。同時に、取り組みの状況や課題を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

調査の結果は、サステナビリティサイトをご参照ください。

https://imhds.disclosure.site/pdf/questionnaire_2023.pdf

また、着実に持続可能なサプライチェーンを構築するために、お取引先との個別対話にも力を入れ、2022～23年度までに約600社と対話を実施いたしました。対話では、実践に向けた課題やご要望をヒアリングするとともに、取り組みの改善に向けた意見交換を行いました。

上記の取り組みを踏まえ、今後は当社のサプライチェーンにおける人権リスクの特定と、その低減に向けた対応を進めてまいります。具体的には、当社事業に関わる人権課題を洗い出し、アンケート結果を参考にリスクをマッピングし、2024年度中に重点リスクを特定します。特定した重点リスクを、お取引先との対話の確認事項に組み込み、必要に応じたデューデリジェンスを実施し、持続可能なサプライチェーンの構築を推進してまいります

気候変動への対応、人的資本経営については、(2)サステナビリティに関する個別課題に記載しています。

リスク管理

サステナビリティ課題を含むグループの事業を取り巻くリスクについて洗い出しおよび整理を行い、「リスクマネジメント推進会議」において、対応方針等の策定、実行管理を通じてリスクマネジメント対策の実現を図っております。リスク管理の詳細は、「3.事業等のリスク」に記載しています。

気候変動・人的資本に関するリスクについては、(2)サステナビリティに関する個別課題 に記載しています。

指標と目標

2018年度より、サステナビリティに関する重要課題の中期目標（2024年）、長期目標（2030年）を設定し、取り組みの実践と年度ごとのモニタリングを行っています。

気候変動に関する指標と目標については、（2）サステナビリティに関する個別課題（ア）気候変動への対応に記載しています。

マテリアリティ	取り組みのアプローチ	現状	2024年度目標	2030年度目標
重点取り組み 人・地域をつなぐ	地域社会との協創 文化・伝統の振興・継承 農業を軸に「人とのつながり」	自治体、産業界などさまざまなステークホルダーと連携し、地域の魅力向上や文化・伝統の振興・継承に取り組む	国内外に広がる店舗ネットワークと商品調達力を活かし、モノ・コトを通じて人と地域をつなぎながら、新たな価値を提案するとともに、日本の技術や伝統文化を次の時代につなげる	地域と一体で、まちの魅力を活かし、百貨店を中心としたあたらしい“まちづくり”を実現させる
重点取り組み 持続可能な社会・時代をつなぐ	脱炭素社会に向けて 持続可能なサプライチェーンの構築に向けて	温室効果ガス排出量 (2022年度実績値/2013年度実績値) ▲47.6% お取組先行動規範の通知 お取組先との対話 ※2023年度までの実績 約12,000社 約600社	後方照明のLED化推進 長期修繕計画による高効率照明への更新 新技術を用いた設備システムの導入による省エネの推進 調達方針がすべてのお取組先に開示・説明され、課題共有、解決への対話がなされている状態 人権デュー・ディリジェンスのプロセスが定着している状態 従業員に対する人権教育100%実施	温室効果ガス排出量 (2030年度目標) ▲50% 再生可能エネルギーの導入比率 (国内消費比率の電力の占める割合) ※国内消費比率の自然再生比率100% 60% 調達方針 従業員・お取組先への浸透率 100%
重点取り組み 従業員満足度の向上	ダイバーシティ、エクイティ インクルージョンの推進 働きがい (生活CDPの推進) 働きやすさ (ライフワークバランスの実現)	女性管理職比率 ■グループ内(2024年4月1日時点) 31.2% 男性の育児休業取得率 ■(※)三越伊勢丹内(2023年度実績) 100% 働きがい意識調査比率 ■(※)三越伊勢丹および 傘下企業をグループ全体の合計(2024年4月1日時点) 3.00% 年間総実労働時間1,700時間未満達成 企業の数割合 ■グループ内(2023年度実績) 47.8% 従業員エンゲージメント調査回答率 ■グループ内(2023年度実績) 100%	女性管理職比率 ■グループ内 33.0% 男性の育児休業取得率 ■(※)三越伊勢丹内 100% 働きがい意識調査比率 ■(※)三越伊勢丹および 傘下企業をグループ全体の合計(2023年度実績) 3.00% 年間総実労働時間1,700時間未満達成 企業の数割合 ■グループ内(2023年度実績) 80.0% 従業員エンゲージメント調査回答率 ■グループ内 100%	女性管理職比率 ■グループ内 38.0% 男性の育児休業取得率 ■グループ内 100% 働きがい意識調査比率 ■(※)三越伊勢丹および 傘下企業をグループ全体の合計(2030年度目標) 3.50% 年間総実労働時間1,700時間未満達成 企業の数割合 ■グループ内(2030年度目標) 100%

(2) サステナビリティに関する個別課題

「持続可能な社会・時代をつなぐ」につながる気候変動への対応(ア)、「従業員満足度の向上」につながる人的資本経営(イ)については、以下に詳細を記載します。

(ア) 気候変動への対応

気候変動が社会にもたらす影響は、年々増大・深刻化しています。当社グループは、気候変動を重要な経営課題の一つと位置づけ、「三越伊勢丹グループ環境方針」「同 調達方針」のもと、次世代に持続可能な社会を引き継ぐため、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行っています。また、TCFDのフレームワークに基づき、ガバナンスへの組み込み、当社の事業への影響分析と、明らかになったリスクと機会への適切な対応を推進しております。

ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティ全般のガバナンスに組み込まれています。体制図を含む詳細については、(1) サステナビリティ経営に関する考え方 ガバナンス に記載しています。

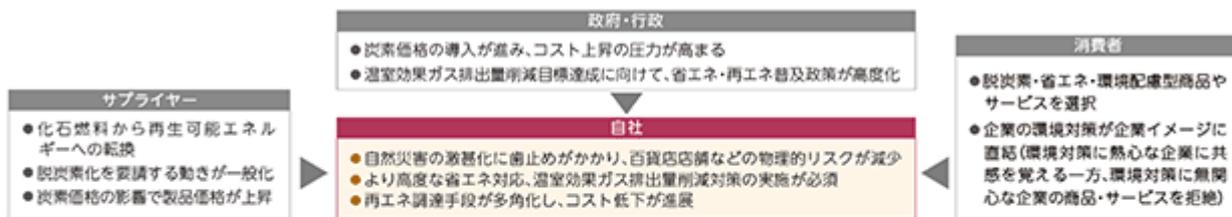
戦略

気候変動にまつわるリスクおよび機会は、中長期にわたり当社の事業活動に影響を与える可能性があるため、2030年をマイルストーンとして、発現すると考えられるリスク・機会を検討しました。

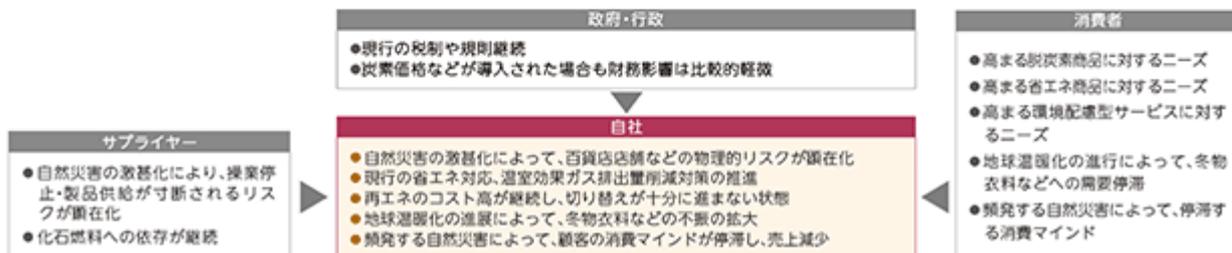
分析にあたっては、起こりうる環境変化を把握し、そのうえでリスク・機会とそのインパクトを把握するため、シナリオ分析を実施。具体的には、気候変動対策が思うように進んでいない現在の延長線上の「4 の世界」、気候変動対策が進みパリ協定の目標が実現した「2 未満の世界」の2種類を想定しました。なお、シナリオ分析にあたっては、国際エネルギー機関(IEA)や、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表する複数の既存シナリオを参照しています。

< 2種類のシナリオにおける、2030年時点の外部環境変化と当社への影響 >

2℃未満の世界 ～脱炭素化が進み、自然災害の激甚化にも歯止め～



4℃の世界 ～現状延長線上の世界で、自然災害はより激甚化～



< 当社にとって特に重要なリスクと機会の詳細と、財務への影響度 >

定性的な財務上の影響については、（事業リスク拡大）および（事業収益拡大）によって、3段階で記載しています。

2030年の世界		事業への影響	財務への影響度		
			2℃未満	4℃	
リスク	物理的リスク	異常気象の激甚化	●店舗が被災し損害が発生する財務リスク ●台風等により店舗が営業できないことによる売上減少のリスク ●サプライチェーンが寸断し商品調達ができず売上が減少するリスク	▼▼	▼▼▼
	移行リスク	温暖化の進展	●防寒商品等の売上の減少リスク ●気温上昇に伴い消費者の外出が減り来店客が減少することによる売上減少リスク	▼	▼▼▼
		炭素価格の導入	●エネルギーコストの上昇 ●温室効果ガス排出削減に向けた設備等投資コストの発生 ●商品調達原価の上昇	▼▼▼	▼▼
機会	消費行動変化	●環境配慮型消費への関心の高まりと対応	△△△	▼	
	省エネの実現	●エネルギーコストの削減が財務に与える影響	△△	△	
	企業に対する評価	●環境対応企業を目指すことでステークホルダーの評価、イメージの向上	△△	△	

▼:事業リスク拡大 △:事業収益機会拡大

< 参照シナリオ >

Representative Concentration Pathway 8.5/2.6 ~ 4.8	IPCC2015年
Stated Policies Scenario	WEO
Reference Technology Scenario	IEA
Sustainable Development Scenario	WEO
Beyond 2 Scenario	IEA
Representative Concentration Pathway 2.6/0.3~1.7	IPCC2014年
World Energy Outlook	IEA
「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」	国土交通省

リスク管理

気候変動に関するリスクは、サステナビリティ全般の課題におけるリスクと同様に、組織全体のリスク管理プロセスで評価、分析し、「リスクマネジメント推進会議」にてモニタリングを行っています。詳細は、「サステナビリティ推進会議」において、対応方針等の策定、実行管理を行うことで、リスクマネジメント対策の実現を図っております。

< リスクの識別・評価のプロセス >

1. 当社グループに影響を与えられと考えられる、気候変動に関するリスク・機会を抽出
2. 抽出したリスク・機会をお客さま、お取引先、株主・投資家、地域社会・コミュニティなどのステークホルダーに与える影響度と、リスク・機会発生の可能性の2軸でプロット
3. プロットされた項目毎の影響度について、定量面・定性面双方の視点から評価を行い、重要度を確定

指標と目標

< 指標 >

当社グループでは、気候変動関連リスク・機会を管理するための指標として、Scope 1・2・3の温室効果ガス排出量を用いています。2024年3月期分の実績については、第三者保証を取得の上、後日HPにて開示予定です。

<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/294>

< 温室効果ガス (GHG) 排出量 >

		バウンダリ	単位	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期
GHG 排出量 1	GHG Scope 1	グループ 2	t-CO2	24,234	22,573	17,030	17,581	17,700
	GHG Scope 2			175,458	152,628	123,237	125,663	113,745
	小計 (Scope 1・2)			199,691	175,201	140,267	143,245	131,445
	GHG Scope 3 (15カテゴリ)			3,419,360	3,089,695	2,703,028	2,931,944	3,457,447
	計 (Scope 1・2・3)			3,619,051	3,264,896	2,843,295	3,075,189	3,588,892

- Scope 1・2・3：当社グループGHG排出量算定規定、及びScope 3カテゴリ別算定方法により算定し、2021年3月期以降は、第三者の保証を受けています
- バウンダリは、以下の通りです。今後、連結へと拡大し、グループ全体でのマネジメントを行ってまいります。
(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹、国内グループ百貨店、(株)三越伊勢丹の所有ビル（テナント貸含む）

< 目標と実績 >

気候変動のリスクと機会をマネジメントするための目標としては、Scope 1・2の温室効果ガス排出量を使用しています。

環境中期目標：2030年における温室効果ガス排出量を2013年度比 50%

環境長期目標：2050年における温室効果ガス排出量実質ゼロ

2023年3月期時点での目標比削減率は、47.6%です。

環境中期目標のバウンダリは、上述の温室効果ガス (GHG) 排出量と同様です。

環境中期目標の達成に向けては、再生可能エネルギー導入の具体策を含むロードマップの精緻化を進めるとともに、SBT (Science Based Targets) 認証取得等について、併せて検討を進めてまいります。



(イ) 人的資本経営

三越伊勢丹グループは2023年度、新たな企業理念を制定いたしました。企業理念におけるミッションとして「こころ動かす、ひとの力で。」を掲げ、次期中期経営計画の実現に向けては「ひとの力の最大化」こそが人財戦略上の重要なテーマであると認識をしています。

その「ひとの力の最大化」に向けて2024年度より“グループにおける人財マネジメント方針”として「人と組織の基本的な考え方」を構築いたしました。

「こころ動かす“主役”は従業員一人ひとりの“個”の力であり、“変化の先の未来”に向けて、勇気を持って挑戦と努力をし続ける一人ひとりを上司と会社は“後押し”します。」とし、あわせて、従業員と会社・上司は互いに成長し、互いに高め合っていく関係性を明確にいたしました。

そして、その方針に沿って「個として目指す姿」「組織として目指す姿」「人財基盤として目指す姿」をかかげ、人財戦略の取り組みを進めてまいります。



ガバナンス

人的資本に関するガバナンスは、サステナビリティ全般のガバナンスに組み込まれています。体制図を含む詳細については、(1)サステナビリティ経営に関する考え方 ガバナンス に記載しています。

・CHROの設置

当社グループでは、経営計画を達成する上で最も大切なのは「人」とであるとの考えから、CHROを責任者として、経営戦略と人財戦略の連動を行えるよう、グループ各社の人事部門と密に連携をとりながら、人財戦略の取り組みを進めております。

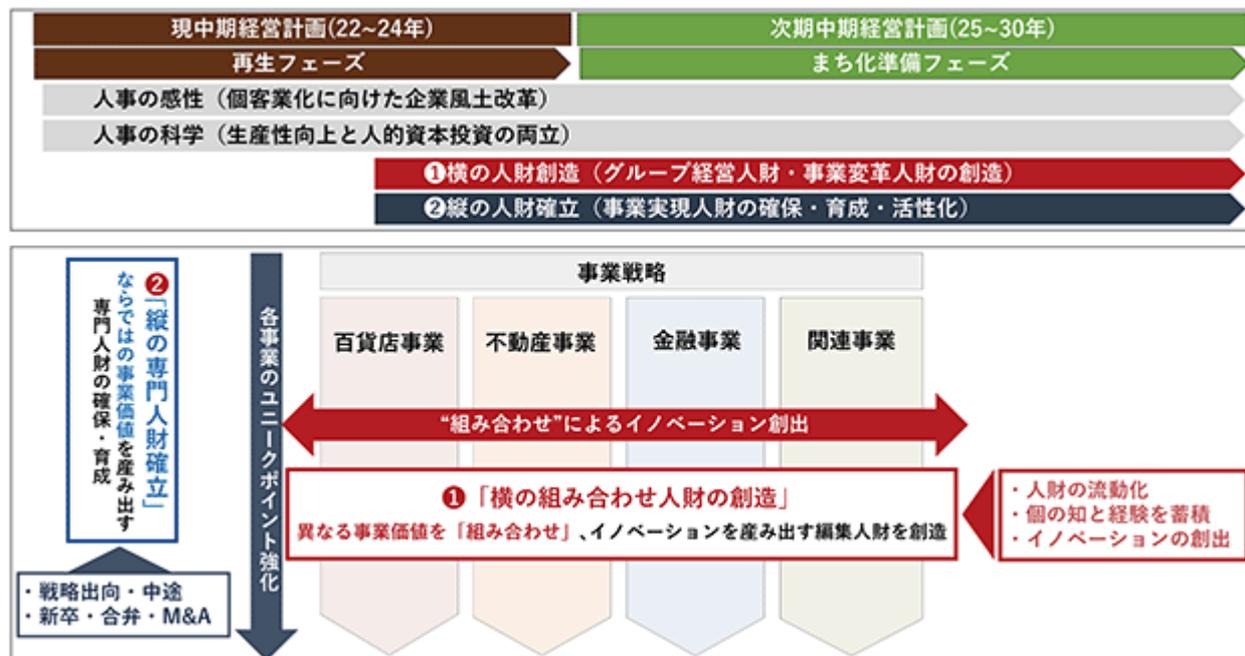
・労働組合との連携

また、三越伊勢丹グループでは「三越伊勢丹グループ労働組合」が組織され、三越伊勢丹グループ企業のカウンターパートナーとして、グループ各企業と労働組合各支部・分会が労使関係や人事・労働条件を規定する労働協約を締結しています。グループ経営トップと組合本部幹部、あるいは各社トップと組合支部幹部による懇話会も定期的開催し、情報共有を行うことで、相互理解と信頼・協力関係のもとに、円滑な事業運営と働く環境の維持向上を図っています。

戦略

次期中期経営計画における「個客業への進化・変革」、「連邦戦略による個客接点の向上」に向けては、「ひとの力の最大化」が重要なテーマであると捉え、その実現に向けた人事戦略として「個客業への変革に向けた企業風土改革（人事の感性）」、「事業実現人財の確保・育成・活性化（縦の人財確立）」、「グループ経営人財・事業変革人財の創造（横の人財創造）」、「生産性向上と人的資本投資の両立（人事の科学）」の4つの取り組みを定めました。

今後、この人財戦略をグループ一丸となって推し進めていくことで、「ひとの力の最大化」を図り、経営戦略の実現に繋げていきます。



個客業への変革に向けた“企業風土改革”「人事の感性」

「企業理念：バリューズ」を、“三越伊勢丹グループの人財が持つべき 基本的なひとの力”と定義し、人財マネジメント方針として「人と組織の基本的な考え方」を制定し、“個客業への変革”に向けて、グループ従業員一人ひとりの「マインドチェンジと行動変容」を促進していきます。

- ・生涯CDP CDP = キャリア開発プログラム

「生涯CDP」の考えのもとで、一人ひとりのキャリアフェーズに合わせた様々な成長、支援の機会を、会社と組織が連携しながら従業員に提供することで、「個人の成長」と「会社の成長」双方を同時に実現する複合的な仕組みを構築しています。具体的には、上司と部下、人事と従業員によるキャリア対話の推進や、グループ内の様々な仕事情報の提供、自律的なキャリア形成に向けたチャレンジキャリア制度（手上げによる社内公募制度等）や自己申告制度、リアル、オンラインを通じた研修、学びの機会の拡充などに継続的に取り組むことで、「ひとの力の最大化」に取り組んでいます。

事業実現人財の確保・育成・活性化 「縦の人財確立」

次期中期経営計画の実現のためには、早急に百貨店事業以外の事業領域の確立が必要であり、それぞれの事業を強化するための、人財の「計画」「確保」「育成」「活性化」の整備が急務となります。

次期中期計画の実現に向けて、それぞれに必要な、事業別の人財を、戦略的に強化していきます。

- ・専門人財の育成
百貨店事業から金融・不動産・システム・広告事業まで広がる当社グループの持つ事業の多様性を強みとするべく、さまざまな知見や技術を持つ人財の確保・育成を進めています。
- ・経営人財、事業推進に向けた専門人財の育成（グループ中核人財の育成）
中長期経営計画の実現に向けては、サクセッションプランに繋がる経営人財育成に向けた選抜型研修「ビジネスリーダープログラム」の実施や、外部出向を含む戦略的なCDPによる、中長期の重点戦略実現に向けた事業人財の育成、事業別教育体系の確立による組織能力の向上など、様々な取り組みをグループ全体で進めています。

グループ経営人財・事業変革人財の創造「横の人財創造」

三越伊勢丹グループ人財の持つ強み（DNA）は「おもてなし力」と「キュレーション力（＝編集力）」であり、強みである「キュレーション力」を“グループ事業全体”に拡大することで、“個客業としての新たな成長”につなげていきます。

そのために“三越伊勢丹グループにおけるDE&I”とは「事業人財の多様性」と「個人内にある多様性（知と経験の多様性）」と定義し、多様性から来るイノベーションの創出に向けて、“組織内の多様性”と“個人の多領域経験”を加速させていきます。

・動的な人財ポートフォリオ

多様な個（人財）を活かす組織づくりとして、グループ内外への出向や、部門をまたいだ異動配置など、人財の流動化を積極的に進めることで、多様な個の持つ知見や人的ネットワークの掛け合わせにより、新たなイノベーションの創出、価値創造につなげています。

特に、今後経営戦略上強化していく事業領域における人財の育成に向けて、戦略的に外部の企業への出向を推進し、新たな知識や経験を積むことで、特別な百貨店を中核とした小売グループとしてのまち化戦略を推し進めていきます。

・次世代人財、及びグループ視点を持った人財の育成

イノベーションの創出に向けては、コーポレートベンチャーキャピタルの取り組み等、次世代人財の育成を行うと共に、グループ人財の流動化によるグループ全体での一体感醸成と共創に向けた取り組みを推進しています。

“人的資本投資”に繋げる人事の科学「人事の科学」

事業ごとに“少数精鋭化”を実現し、労働生産性を最大化することで、そこで生まれた原資を「人的資本投資」につなげ、「ひとの力の最大化」を目指していきます。

「人財基盤」の整備

人財戦略の実現のために、そのベースとなる人財基盤の整備についても取り組んでいきます。

・健康経営

三越伊勢丹グループは、ライフワークバランスの実現に向けて、従業員が“働きがい”と“働きやすさ”を実感できる環境をつくっていきます。従業員の多様な働き方や健康サポートなど、個々人が柔軟に働くことができるよう取り組みを進めていきます。

また、社内環境整備に向けた方針として、2022年6月に、会社とグループ労働組合が共同で宣言を発信しました。この労使共同宣言において、「適正な労働時間管理」と「ハラスメント・ゼロ」それぞれに関する具体的な行動指針を示し、労使で「安心して働くことのできる職場環境」の実現に向けて取り組んでいます。

三越伊勢丹 健康経営優良法人2024（大規模法人部門）認定取得



・女性活躍推進

従業員の約7割が女性である当社グループにおいては、今後の企業成長に向けて「女性の活躍推進」を進めていくことが不可欠であると考えており、短時間勤務制度や配偶者転勤退職制度などの制度の拡充に加え、男性の育児休業制度利用を積極的に推進するなど、組織風土や個々人の意識醸成も含めて、実施し続けることで、様々なライフステージの女性が働きがいと働きやすさを実感しながら活躍できる環境づくりを進めています。

えるぼし認定3段階目（2023年）



・従業員エンゲージメント

従業員と会社が「互いに成長し、互いに高め合う関係」を目指すという考え方のもと、年に1度「従業員エンゲージメント調査」を実施し、結果を活用することにより、従業員エンゲージメント向上の取り組みを進めています。

リスク管理

・安心安全な職場環境の整備

従業員の安全と心身の健康を重視し、当社グループでは「適正な労働時間管理」と「ハラスメント・ゼロ」を重要なリスク項目と捉え、2022年6月1日、「安心して働くことのできる職場環境づくり」を労使共同宣言として発信、労使共同で安心安全な職場環境の整備に向けた取り組みを進めています。

指標と目標

- ・女性管理職比率2030年度38%の達成（グループ計）
- ・男性の育児休業取得率2030年度100%の達成（グループ計）
- ・障がい者雇用比率2030年度3.50%の達成（（株）三越伊勢丹および首都圏主要グループ会社の合計）
- ・年間総実労働時間1,700時間台達成企業の割合 2030年度100%（グループ23社対象）

各指標の実績については、（1）サステナビリティ経営に関する考え方 指標と目標に記載のとおりです。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると認識しているリスクは以下のとおりであります。ただし、将来の業績や財務に影響を与えうるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが当連結会計年度末において判断したものであります。

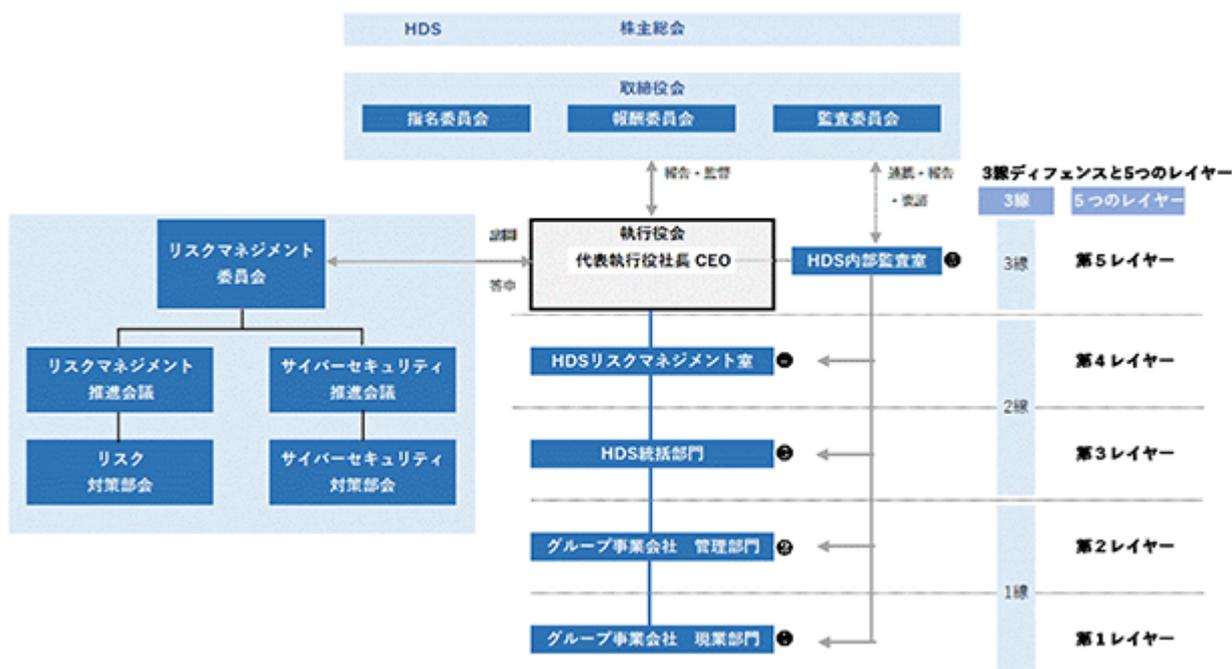
1. リスクマネジメント推進体制について

当社グループは、執行役会の諮問機関であるリスクマネジメント委員会にて、経営戦略の推進や経営基盤に影響を与える重大な経営リスクについて検証および対応策等の検討を行い、その結果を執行役会に答申する体制を構築しております。また、グループ全体のリスクマネジメント推進のため、リスクマネジメント推進会議およびサイバーセキュリティ推進会議を設置しております。

リスクマネジメント推進会議では、リスクマネジメント年度方針ならびに実行計画等を策定し、その実行管理を通じてリスクマネジメント対策の実現を図っております。また、その具体的な実践や徹底を図るため、リスク対策部会を設置しております。

サイバーセキュリティ推進会議では、サイバーセキュリティ対策の年度方針ならびに実行計画等を策定し、その実行管理を通じてサイバーセキュリティ対策の実現を図っております。また、その具体的な実践や徹底を図るため、サイバーセキュリティ対策部会を設置しております。

リスクマネジメント体制図



また、当社グループのリスクマネジメント体制は、3つのディフェンスラインと5つのレイヤーで構成されております。各グループ事業会社を第1線、三越伊勢丹ホールディングス（以下、HDS）リスク管理部門を第2線、HDS

内部監査室を第3線とする3つのディフェンスラインをベースとして、グループ体制を事業実態に応じた5つのレイヤー（グループ事業会社現業部門、グループ事業会社管理部門、HDS統括部門、HDSリスクマネジメント室、HDS内部監査室）に整理し、各レイヤーの役割と責任を明確化することで、実効性の高いリスクマネジメント体制の構築を図っております。

2. リスクの分析・評価について

当社グループは、リスクを捉えるにあたり、日々変化する外部環境とグループの事業特性・事業戦略を考慮し、多角的な視点からリスクの把握に努めております。グループ全体の事業を取り巻くリスクを5つのカテゴリー（経営戦略上のリスク、財務に関するリスク、人事・労務に関するリスク、災害等のリスク、オペレーショナルリスク）に分類し、カテゴリーごとのリスクを洗い出し、リスク一覧として整理しております。リスク一覧については、毎年、その内容を見直し、月次でリスクへの対応状況を確認し、必要に応じて評価を見直しております。

また、リスクが顕在化した際には、物的損害、人的損害、財務・経営戦略遂行の阻害、レピュテーション毀損などの損害を被るものと捉え、発生頻度や事業への影響をもとにリスクマップを作成し、その中から重点リスクを選定、部会等を通じて対策の強化を図っております。

なお、リスクへの対応状況については、執行役会および監査委員会に定期的に報告を実施しております。

リスク領域	リスク項目	影響度	物的損害	人的損害	財務・経営戦略遂行の阻害	レピュテーション毀損
経営戦略上のリスク	サステナビリティ経営の推進に関するリスク	特に大				
	デジタル社会への対応に関するリスク	特に大				
	新たなビジネスモデル構築に関するリスク	特に大				
	海外情勢への対応に関するリスク	大				
財務に関するリスク	資金調達に関するリスク	大				
人事・労務に関するリスク	人財確保に関するリスク	特に大				
災害等のリスク	災害等の対応に関するリスク	特に大				
	情報セキュリティに関するリスク	特に大				
オペレーショナルリスク	商品取引上のリスク	特に大				
	個人情報漏洩に関するリスク	特に大				

(1) 経営戦略上のリスク

サステナビリティ経営の推進に関するリスク：影響度 特に大

- ・サステナビリティ経営のビジネスモデル推進の遅れ
- ・脱炭素に向けた取り組みの遅れ

(リスク)

昨今、世界各地において気候変動による自然災害の頻発・激甚化や格差の拡大等の、社会課題が顕在化しております。そのような背景から、各企業はサーキュラーエコノミー社会の推進や人権の尊重、地域社会への貢献、ESG・SDGsへの取り組みなど、社会的な課題の解決に根差したビジネスモデルを推進しております。

しかし、このような社会の潮流に対して当社グループのサステナビリティ推進が遅れをとった場合、お客さまやお取引先、株主・投資家、従業員、地域社会・コミュニティ、全てのステークホルダーの信頼を失うことで資金調達が困難となる等、企業経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

あわせて脱炭素に向けた取り組みが遅れた場合、将来的に環境規制の強化等を背景に、エネルギーコストの増加等が発生し、当社グループの財務に悪影響を与える可能性があります。

(対応)

- ・当社グループは、お客さま、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会・コミュニティ、全てのステークホルダーと未来志向で友好的な対話やコミュニケーションを通じて、Win-Winの関係性を構築することで企業価値

の向上を目指しております。また、ステークホルダーからの意見を経営の意思決定に反映する事は、社会課題や経営課題の解決に繋がる手段と考えております。各ステークホルダーとのコミュニケーションにより得た情報や要望を踏まえ、毎年取り組みの見直しを行っております。

- ・当社グループではサステナビリティを推進するにあたり基本方針を策定し、CEOを議長とするサステナビリティ推進会議を通じ、グループ全体の重要取り組みを共有し、実効性の向上につなげております。また、従業員に向けた教育を実施し、当社グループを取り巻く環境への理解を深め、環境・社会課題の解決に向けた施策に取り組んでおります。
- ・当社グループは、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）へ賛同しており、気候変動によるリスクの把握と当社の財務への影響を分析し、情報開示を行っております。そして「三越伊勢丹グループ2030年環境中期目標」および「三越伊勢丹グループ2050年環境長期目標」を設定し、脱炭素社会の実現に向けた様々な取り組みを推進しております。
気候変動への対応については、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組（2）サステナビリティに関する個別課題（ア）気候変動への対応」において詳しく記載しております。
- ・当社グループは、サステナビリティの基本方針に基づき、当社グループの強みを活かしたサステナビリティ活動を通じた環境・社会課題の解決を目指しております。サステナビリティ活動に関するスローガンとして「think good」を掲げ、営業施策としてサステナブルな商品・サービスの提供に取り組んでおります。
- ・小売業を中核とする当社グループの事業活動は、多種多様、多数のお取引先との協働が不可欠と考えております。サプライチェーン上の持続可能性に配慮するため「お取引先行動規範」の遵守をお取引先と調達先に対してお願いしております。2021年度と2023年度にお取引先へアンケート調査を実施し、サプライチェーン上の実態・課題の把握と改善に努めております。

デジタル社会への対応に関するリスク：影響度 特に大

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・内部リスク：社内リソースの不足、システム障害の発生、従業員によるSNSトラブル、AIチャットサービスの不適切な利用 ・外部リスク：オンライン上での詐欺犯罪の増加 |
|--|

(リスク)

当社グループは、デジタル社会への変化に対応するために、実店舗とオンラインをシームレスにつなぐオンラインサイトやアプリの提供、デジタルツールを利用した業務効率化を進めております。また、事業活動を通じて蓄積したデータを活用してお客さまやお取引先への新たな価値提供を目指すなど、デジタルテクノロジーを活用したビジネスの変革（以下、DX）に取り組んでおります。デジタル社会に対応すべきリスクの捉え方としては内部リスクと外部リスクが存在していると認識しております。

内部リスクとしては、DXを実行する社内リソースの不足により、デジタル社会を前提としたお客さまのご要望への迅速な対応や業務効率化、経営効率化が進まずに業績や財務状況、今後の経営計画の実行への悪影響を与える可能性があります。また、新システム導入や更改、日々のシステム運用のなかで不測の障害が発生することにより、実店舗およびオンライン上の営業活動に支障が生じる恐れがあります。さらに、SNS活用が浸透・拡大するにつれ、従業員個人が関与するSNSトラブル増加の恐れがあります。また、AIチャットサービスは、将来的には業務生産性を高める無限の可能性を持つツールとして積極的な活用が求められる一方で、使い方によっては重要な機密情報の漏洩や意図せず第三者の権利侵害につながるリスク等も懸念されております。

外部リスクとしては、デジタル社会における詐欺犯罪の増加が挙げられます。当社グループのECサイト等においても対策が不十分な場合、財務上の損失につながる可能性があります。

(対応)

- ・デジタルテクノロジーやデータの活用に長けた専門組織を設置し、人材育成や各部門へのデジタル人材の配置を行うことで、グループ全体としてDXを実行する社内リソースの強化を図っております。
- ・システム部門による障害発生の事前防止活動とともに、システム部門と営業部門が一体となり障害発生時の損失を極小化する対応力を向上させる取り組みを行っております。
- ・SNS活用が浸透・拡大するにつれ、想定しなかった事故やトラブルが増加していることから、デジタルな顧客接点として、お客さまに安心してご利用いただける環境の構築を図るとともに、従業員が公私を問わず、SNSを利用するにあたって遵守すべきルールとして、禁止・注意・推奨する事項を明示した「ソーシャルメディアガイドライン」を策定しております。
- ・AIチャットサービスについては、昨年、当社グループ専用のデジタルツールを作成し、利活用できる環境を整備しております。また、利用前には必ずeラーニングを受講するなど社内ルールを周知徹底することで、機密

情報の漏洩や第三者の権利侵害といったリスク回避の対策を講じております。

- ・オンライン上の不正行為を抑止するために、技術的対策の導入をより一層強化してまいります。
- ・仮想空間プラットフォームやAIを組み合わせた顧客データ分析等、新しいデジタルテクノロジーを活用したビジネス価値創造に持続的に取り組むことによって、デジタル社会の発展に適應してまいります

新たなビジネスモデル構築に関するリスク：影響度 特に大

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会構造の変化に対応したビジネスモデルへの転換の遅れ ・従来型の百貨店ビジネスモデルの衰退 |
|---|

(リスク)

当社グループの主要事業である百貨店事業は、これまでマスマーケティング型のビジネスモデルに重きを置いておりました。しかしながら、近年の少子高齢化といった人口動態の変化や所得の二極化といった社会構造の変化、さらにはデジタル化の加速と情報化社会の進化により、お客さまの価値観、消費行動は大きく変化を遂げております。このような時代の変化に対応したビジネスモデルへの転換が遅れた場合、業績や財務に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、同業や異業態の小売業他社との競争激化を背景とした業界再編の動きが活発化してきており、新たなビジネスモデルの構築が急務となっております。

(対応)

- ・当社グループは、上記のリスクを加味したうえで新しいビジネスモデルの確立が必須であるという認識のもと、次期中期経営計画(2025～2030年度)において、従来の「“館”業」(百貨店の“館”の力に頼ったマスメディア向けビジネスモデル)から「個客業」(「館」+「まち」の力で世界中からお客さまを集め、識別化し、つながったお客さまに多様な顧客価値を提案するビジネスモデル)への変革を図ってまいります。
- ・個客業ビジネスモデルへの変革は、次の4つの視点で進めてまいります。

「世界へ拡大」 国内/海外の枠を取り払い、世界中からお客さまを集めます。

「時間の拡大」 百貨店の営業時間に留まらず、24時間・365日を活用したビジネス展開を図ります。

「空間の拡大」 “まち化”を手段に、お客さまを集め、深くお付き合いするための空間を創造します。

「用途の拡大」 当社グループ各事業(百貨店事業/不動産事業/金融事業/関連事業)による、三越伊勢丹ならではの“高感度上質”で多様な価値を提供します。

海外情勢への対応に関するリスク：影響度 大

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・海外情勢リスク：政治・経済的不安や社会的混乱等の地政学リスク ・海外事業リスク：従業員の安全管理上の問題、海外現地法規制への対応不備、現地のガバナンス不全等 |
|--|

(リスク)

当社グループは、百貨店事業での東南アジア、中国、台湾、および米国の店舗営業のほか、海外の不動産事業にも参画しております。これらの売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されており為替変動の影響を受けております。また事業展開をする各国において、事業・投資の許可、税制等、様々な政府規制や法制度の適用を受けております。

海外情勢リスクとしては、テロ・戦争・政治・宗教その他の要因による政治・経済的不安や社会的混乱等の地政学リスクがあります。なかでもウクライナや中東情勢の悪化は、エネルギーコストや商品価格の高騰および商品供給のリードタイムの長期化等、当社グループのビジネスに影響を与えており、引き続き注視が必要であると捉えております。

海外事業リスクとしては、海外で事業展開するうえで、従業員の安全管理上の問題、海外現地法規制への対応不備、現地のガバナンス不全等のリスクが内在しております。

これらのリスクにより、当社財務への損害だけでなく、海外実店舗の物的・人的損害の発生や事業の停止・撤退を余儀なくされる可能性があります。また、商品供給網においても、現地法人やお取引先を介してのグローバルな取引が多く存在し、商品供給の停滞、遅延が発生する可能性があります。

(対応)

- ・当社グループは、海外へ赴任する従業員に対し、海外事業リスクに関する教育を実施しております。
- ・海外拠点とのリモート会議やタイムリーな現地リスク情報の共有等、定期的なコミュニケーションを実施し連

携を図っております。

- ・有事におけるレポートラインの確立や日本と海外拠点とが一体となった組織的対応の実施計画を策定しております。昨今では特に、従業員の安全を確保できるよう、東アジアを中心とした海外情勢の変化を常に注視しております。
- ・資金管理等においては、銀行のシステムを利用し、日本側からのモニタリング体制を構築しております。
- ・ガバナンス強化の一環として、海外拠点を対象にした内部通報制度を導入し、通報窓口を設置、運用しております。

(2)財務に関するリスク

資金調達に関するリスク：影響度 大
<ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化や格付け変更による資金調達力の低下 ・市場金利の上昇に伴う資金調達コストの増加

(リスク)

当社グループは、事業を多角的に展開しており、今後の経営計画として、保有不動産の開発にあたり百貨店の魅力あるインフラ機能を併せ持つ「まちづくり」として結実させていくビジョンを描いております。その実現のため、保有不動産の建て替え、改修等で今後一定の資金が必要となることが想定されます。しかしながら、当社グループの業績の悪化や格付けの変更による資金調達力の低下、さらには政策の転換による金融市場の資金調達コストの上昇等、様々な要因が資金調達を困難にする可能性があります。資金調達が困難になった場合には、事業計画実行の遅延や戦略の変更を余儀なくされるリスクがあります。

(対応)

- ・当社グループは、構造改革を積極的に推進し、固定費の削減を実施することで、営業黒字を拡大する取り組みを行っております。また、営業キャッシュフロー改善を通じて、有利子負債削減に取り組むとともに、経費や投資キャッシュアウトのコントロールを徹底することで、財務体質の改善を図っております。
- ・さらに、中長期的な投資に向けた余力を確保しながら、株主還元や有利子負債削減、収益に貢献する投資をバランス良く実施しております。このような取り組みにより、フローとストックの観点でも最適な財務基盤を構築することで、全てのステークホルダーとの良好な関係性を築いてまいります。

(3)人事・労務に関するリスク

人財確保に関するリスク：影響度 特に大
<ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略遂行のために必要なスキルを有する人財の不足 ・人財獲得競争の激化 ・既存人財の離職率の増加

(リスク)

当社グループにおいては事業戦略を遂行するうえで既存の事業分野のみならず、不動産、金融、デジタルをはじめとした新たな事業分野で、高度な専門知識を有する人財の持続的な育成、確保が必要と認識しております。人財獲得競争が激化するなかで、計画通りに事業戦略に必要なスキルを有する人財の確保が図れなかった場合は、当社グループの目指す経営目標の達成や事業の存続に影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・当社グループは、「マルチステークホルダー方針」を公表しており、経営資源の成長分野への重点的な投入や従業員の能力開発、スキル向上等を通じて、イノベーションによる持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力しております。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、従業員への持続的な還元を目指しております。
- ・経営戦略の実現に向けた専門人財の育成に関しては、戦略的な出向政策や既存人材のリスキル、事業別に異なる専門スキルに応じた制度の拡充に取り組んでおります。
- ・合わせて、経営戦略の実現に必要な「多様な事業の組み合わせ」により新たな価値を創造する人材の育成に向けて、グループ内外への人材流動化を計画的に進めることで、個人の持つ知と経験、ネットワークの多様性を拡大し、新たな価値を生み出す人財の育成に取り組んでおります。
- ・人財獲得競争の激化に対しては、従業員エンゲージメントの向上に継続的に取り組むことでグループ従業員の離職率低下や、企業イメージの向上による外部人財の獲得を図っております。
- ・人財基盤を支える取り組みとしては、一人ひとりのライフワークバランスを尊重し、個人のライフスタイルに合わせた多種多様な働き方を認める両立支援制度の拡充やひとの力を引き出すための対話活動の推進、従業員

の心身の健康に配慮した適正な労働時間管理やハラスメント撲滅の取り組みを推進しております。

- ・その他、女性活躍推進に向けた取り組みや、高年齢者雇用安定法の改正を踏まえた、エルダー社員人財の活用、障がい者の活動機会の確保などの施策にも継続して取り組んでおります。
- ・人的資本については、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) サステナビリティに関する個別課題(イ) 人的資本経営」において詳しく記載しております。

(4) 災害等のリスク

災害等の対応に関するリスク：影響度 特に大
<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害等の自然災害の影響 ・店舗等の火災発生の影響 ・感染症拡大の影響

(リスク)

当社グループは、百貨店事業を中心として店舗による事業展開を行っております。このため、地震、水害、火山噴火などの自然災害が発生すると、店舗の営業継続に悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、首都直下型の大地震が発生した場合、当社グループの店舗は首都圏に集中しているため、お客さま、従業員および建物等が甚大な損害を受けることが予想されます。これにより、業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。また、東日本大震災の経験から、大規模震災による電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染などが営業活動に影響を及ぼすことが予想されます。特に富士山噴火では、東海地方および首都圏の店舗において、噴火発生時に火山灰が飛来することで、営業活動をはじめ、交通インフラを中心とした混乱が予想されるほか、システムや物流網等、全国的な影響が考えられます。

さらに近年の地球環境の変化に伴い、台風や集中豪雨といった災害の規模と被害が甚大化するケースが増加しております。また、洪水や浸水、強風により、お客さま、従業員および建物等に被害が発生し、営業停止による営業損失を引き起こす可能性があります。加えて、百貨店事業は全国各地からの商品供給や物流により成り立っているため、供給網に影響が及ぶことで、当社グループの事業活動全体に影響を及ぼす可能性があります。

火災については、当社グループでは火災の発生を防止するために消防法に基づいた対策を徹底しております。しかし、店舗にて火災が発生した場合、お客さまや従業員の罹災による人命の危機の発生および人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、被害者に対する損害賠償責任等が発生する可能性があります。さらに、これらの被害以外にも法令違反が発覚した場合の罰則や営業停止に伴う営業損失も懸念され、当社グループの業績や財務に悪影響を及ぼす可能性があります。

近年では、他国からのミサイルが日本の領土等に着弾・落下するケースも想定されます。従業員や施設に直接的な損害が無くても、攻撃が継続され、より深刻な事態となれば、全国的な事業継続に多大な影響を及ぼす可能性があります。

また、新たな感染症の拡大により、国内の消費マインドやインバウンド需要の低迷等、当社グループの業績や財務に影響を与える可能性があります。

(対応)

- ・当社グループでは、地震、水害、パンデミック、富士山噴火、ミサイル攻撃等、今後想定される大規模災害への対応のため、災害対策基本計画および事業継続計画（以下、BCP）において、日頃の防災・減災対策や災害発生時の初動・復旧に向けた具体的な行動計画を策定しております。
- ・計画の実行性を高めるために、各店舗および事業所での非常用物資の備蓄や定期的な訓練、安否確認システムの導入、ITツールを活用した情報共有等を実施しております。
- ・株式会社三越伊勢丹は、BCPの取り組みと店頭での募金活動や従業員のボランティア活動を支援する仕組み等が評価され、「事業継続」と「社会貢献」の分野において、外部の認証機関より、百貨店として初の「レジリエンス認証」を取得しております。
- ・各店舗において、所轄消防署と協力のうえ、火災を想定した消防訓練の実施や設備点検、さらには自衛消防隊設置による平時からの安全管理を実施しております。
- ・他国からのミサイル発射等による脅威については、「アラートが発動された場合の対応マニュアルを作成し、あわせて、訓練強化に取り組んでおります。
- ・新たな感染症の拡大に際しては、当社グループはお客さまと従業員の安心・安全を第一に、グループ全店舗で感染状況に応じた対策を実施してまいります。また、当社グループのBCPにおいても、「新型インフルエンザ等によるパンデミック」について、被害想定ならびに行動目標を定め、対応しております。

情報セキュリティに関するリスク：影響度 特に大
<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃等によるシステムの破壊や停止 ・不正アクセス犯罪等による機密情報や個人情報の漏洩

(リスク)

当社グループは多岐にわたる事業活動やサービス提供のなかで、お客さま、お取引先の様々な情報をお預かりし、管理しております。昨今、日本企業が国内外からのサイバー攻撃を受ける事例が増加しており、当社グループでも情報セキュリティガバナンスのさらなる強化は急務となっております。サイバー攻撃等によるシステムの破壊や停止、不正アクセス犯罪等による機密情報や個人情報の漏洩が発生した場合、システムの停止と復旧に時間を要することにより広範な業務に支障をきたすことを余儀なくされます。加えて、社会的信用の失墜による売上の減少や賠償金等の支払い負担等、当社グループの業績や財務に影響を与える可能性があります。

(対応)

- ・当社グループでは、情報セキュリティガバナンス強化のため、サイバーセキュリティ対策部会において、日常の業務活動のなかで技術的および人的・組織的な対策の推進を図っております。
- ・技術的対策では、サイバー攻撃を防御、監視、検知、駆除するためのセキュリティツールの導入と運用を強化しております。
- ・人的・組織的対策では、情報セキュリティに関する従業員のリテラシーの向上を図るため、システム部門における専門的なセキュリティ人材の育成や、従業員へのセキュリティ教育・訓練を適時実施しております。

(5) オペレーショナルリスク

商品取引上のリスク：影響度 特に大
・商品調達に関して、お取引先との公平・公正な取引における問題
・商品の品質・安全管理における体制上の問題

(リスク)

当社グループは、百貨店事業を中心として事業展開を行っております。お客さまのニーズに合わせて、常に安全で安心な商品やサービスを提供する事を最優先に考え、お客さまのご満足と信頼に応えられる品質を追求しております。

百貨店事業は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律を始めとする経済法や各種消費者保護法、また営業許認可に関わる各種業法の適用を受けております。これらの法規制に適合し、お取引先との取引や、消費者との取引においても、競争力や情報量の格差に乗じた不当な拘束等を排除し公正な取引を行うことが求められております。これらの法規制を遵守できなかった場合、行政処分により当社グループの活動に制限がかかる可能性や、社会的信用の失墜、売上の減少、損害賠償金の支払い、罰金や課徴金の負担等の財務上の損失が生じる可能性など、当社グループの事業継続に大きな影響を与えることが考えられます。

当社グループが実施しているサステナビリティ活動に関するお客さまアンケートでも、例年「商品の品質・安全の確保・正確な表示」が、当社グループに期待されている項目の上位に挙げられております。なかでも食料品販売から飲食サービスまで多岐にわたる食品衛生に関わる事業においては、アレルギー表記の不備等が原因となる食物アレルギー有症事故や、調理者の健康管理不良や食材管理不良等に伴う食中毒が懸念されます。これらが発生した場合、お客さまへの重篤な健康被害だけでなく、営業停止や罰則などの行政処分、社会的信用の失墜による売上の減少や損害賠償金等の支払いが発生し、当社グループの財務に悪影響を与える可能性があります。

(対応)

- ・当社グループは、持続可能なサプライチェーンやビジネスと人権等の社会課題に対応するため、「三越伊勢丹グループ調達方針」、「三越伊勢丹グループ人権方針」を策定しております。また、主要お取引先を対象としたサステナビリティ調達に関するアンケートの実施や方針説明会の開催等を通じて、お取引先各社との対話を深め、サプライチェーン・マネジメント体制を整えております。
- ・当社グループは、お取引先や価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を重視して、新たなパートナーシップを構築することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を策定しております。宣言の内容は、eラーニングを通じて従業員全員が理解・実践に努めており、公平・公正な取引を通じてお取引先との信頼関係を築き、社会的価値と経済的価値の両立を目指しております。
- ・グループ全体の商品取引における法令遵守体制を構築するために、下請代金支払遅延等防止法や不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律に則したガイドラインやマニュアルを整備し、法改正やオペレーションの見直し等時宜に適った改定を行い、社内に周知しております。
- ・コンプライアンス推進会議を組織し、定例会議において、法改正等への対応の指針の策定と社内懸念事項の報告および解決に向けた取り組みを強化しております。
- ・「三越伊勢丹グループ企業理念」を実践するために、グループの役職員が日々の業務においていかに判断し、行動すべきかの倫理的基準を示す「三越伊勢丹グループ行動規範」を定め浸透を図っております。
- ・コンプライアンスを担当する実務者向けに、法令、社内規程等を含めた定期的な教育を実施し、実務とコンプ

ライアンス遵守の両立に取り組んでおります。

- ・当社グループ内に派遣いただいている従業員を含め、店頭において法令違反や社内規程に反する行為がないか、定期的に点検を行うとともに、法令、社内規程等のOJT教育を実施しております。
- ・万が一、事件・事故が発生した場合には、各ガイドラインとレポートラインに則った関連部署間での連携による解決を図り、その後、社内にて事例を共有し再発防止に努めております。
- ・不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し自浄的に改善するため、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置するなど、内部通報に係る適切な体制整備を行っております。
- ・食品衛生の基本となるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画書を策定し、お取引先まで共有することで食品衛生確保の網羅性を図っております。また、計画書に基づき日々の記録と保管を徹底し、定期的な点検を実施することで、法令遵守と食中毒予防の両面からお客さまの安全確保に取り組んでおります。
- ・アレルギー有症事故を予防するため、正確なアレルギー情報を提供するためのマニュアルと社内体制を整備しております。定期的な点検を通じて情報の正確性を確認し、お客さまとも積極的なリスクコミュニケーションを日々推進しております。

個人情報漏洩に関するリスク：影響度 特に大

・管理体制の不備による個人情報等の漏洩・紛失

(リスク)

昨今、個人情報を用いたビジネスの拡大や新規ビジネス創出に伴う個人情報の漏洩や不適切な利用事案の増加から、消費者の個人情報保護への意識と利用状況への関心が高まっております。また、個人情報に関する各国法も相次いで整備されるなか、企業には、越境移転も踏まえた厳重な管理体制や、厳格な目的内利用の仕組みの構築が求められております。

当社グループは、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、多くのお客さまの個人情報をお預かりし管理しております。しかし、犯罪による漏洩や管理体制の不備による紛失、また個人情報の保護に関する法律等への違反が発覚した場合には、損害賠償費用や罰金などの費用が発生する可能性があります。さらに、当社グループの社会的信用の失墜による売上の減少等、当社グループの業績や財務に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・適切な個人情報の取得および利用のための自主基準やマニュアルを策定し、これらに基づいて管理システム・社内管理体制を整備し、実店舗からオンライン環境に至る全ての事業環境において、日々厳重に個人情報の管理を実施しております。
- ・個人情報を含む情報セキュリティ体制の策定と周知の徹底を行い、さらに継続的な見直しとモニタリングを実施しております。
- ・対応スキルの維持向上を目的として従業員に向けた教育を実施し、リテラシーと意識の向上を図っております。
- ・行政によるデジタル社会の形成に向けた法整備状況や個人情報の保護に関する法律、法規制、ガイドライン等への対応を図っております。
- ・海外拠点においては、関連する現地法規制に関する情報収集を継続的に行い、適切な対応を行っております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2023年5月に5類感染症へと移行したことに伴い、行動制限の緩和による外出機会の増加や消費意欲の上昇・拡大などの兆しが見られました。非製造業の業況はパブル期以降の最高水準に達しており、特に娯楽や宿泊・飲食などの対面サービス業や小売業を中心に回復基調が継続しております。さらに、訪日外国人旅行者数の復調に伴い過去最高のインバウンド消費額が記録されるなど、社会経済活動の正常化に向けた進展が見られました。

一方、世界経済においてはウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクや、各国の金融引き締め政策継続による景気の下振れリスク、急激な為替変動等の影響に対する懸念が見られました。また、世界的インフレによってエネルギーや原材料価格が高騰し、国内においても所得の伸びを上回る物価上昇による節約志向の高まり等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

こうした環境下において当社グループは、2023年に新たに制定した「三越伊勢丹グループ 企業理念」のミッションとして「こころ動かす、ひとの力で。」を掲げ、「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」というビジョンの実現に向け、中期経営計画（2022～2024年度）に基づいて事業活動を進めてまいりました。

中期経営計画の中間年度である当期は、第1フェーズである「百貨店の再生」を掲げた2年目として、スピード感を持ちながら着実に重点戦略の実行を進め、再生フェーズの早期達成を図ってまいりました。また同時に次期フェーズである「まち化準備」フェーズに向けた取り組みを加速させるべく、地域百貨店や関係会社の事業構造改革への注力、「百貨店の科学」のグループ会社への浸透による経費コントロールを推し進め、国内百貨店事業を筆頭とした経営効率の大幅な改善により財務体質の強化を図ってまいりました。

「百貨店の科学（収支構造改革）」の取り組みでは、地域店舗への波及により百貨店事業全体で固定費と変動費の徹底したコントロールにより損益分岐点を引き下げました。売上回復局面において利益を拡大させやすい構造への転換が進んだことにより、業績の回復に大きく寄与いたしました。

「高感度上質戦略」では、更なる高感度上質店舗化に向けたMDバランスの修正としてラグジュアリーブランドや化粧品等のハイタッチMDを拡大するリモデルを伊勢丹新宿店本店と三越日本橋本店、三越銀座店で実施しました。外商セールスとバイヤー、店頭スタイリストが連携した販売体制の取り組みが首都圏店舗や地域店舗においても外商顧客に支持されました。両本店のグループ上位向け顧客イベント「丹青会」「逸品会」では、過去最高売上を更新しました。「個客とつながるCRM^{*1}戦略」においては、個客軸のマーケティングにより、一人ひとりのお客さまのニーズへの対応を強化することで客単価が拡大して識別顧客の売上高を伸ばさせることができました。加えて、インバウンド需要が高まる中で海外顧客向けの外商機能とSNSによる販売促進を拡充させることで、インバウンドによる売上高はコロナウイルス感染拡大前の2018年を大幅に上回る1,000億円を超えることができました。「高感度上質戦略」と「個客とつながるCRM戦略」の取組みにより、三越伊勢丹単体では、統合以降過去最高売上を更新することができました。

当社グループが持つスキルやノウハウを組み合わせるグループの総合力を発揮させる「連邦戦略」においては、国内関係会社が百貨店事業を補完する体制から、全ての事業が並列となり連携する体制へ移行していきます。グループ連携の新たな体制により、国内関係会社の外部販売実績が大幅に拡大しております。

「まち化戦略」では、「新宿三丁目駅前西地区市街地再開発準備組合」等へ参画しております。また、開発計画ごとのタイムラインや各用途のコンテンツ導入準備についての具体化や、まち化事業機会の最大化に向けたグループ連携等に着手しております。

経営基盤としての「サステナビリティ」では、「三越伊勢丹グループ 企業理念」のもとで重点取り組み（マテリアリティ）を事業戦略とつなぎ合わせ、一体的に推進しております。「人・地域をつなぐ」取り組みでは、文化と伝統の振興・継承として創業350周年を迎えた三越各店で「伝統を越える革新性」をテーマに日本の伝統工芸の魅力の発信等の取り組みを実施しました。「持続可能な社会・時代をつなぐ」取り組みでは、環境への対応として伊勢丹新宿本店でA Iスマート空調を試験的に導入しました。循環型社会の実現に向けて、衣類カパーの薄肉化や食料品フロアにおけるカトラリーの素材切り替え等によりプラスチック使用総量の削減も進めております。サプライ

チェーンマネジメントの推進として「お取引先行動規範」を制定し、環境や人権に配慮した当社における調達活動の方針へのご理解とご協力をお願いしております。当社は、企業理念のミッションとして「こころ動かす、ひとの力で。」と掲げている通り、持続的な成長を続けるうえで最も大切な資本は「多様な従業員一人ひとりの持つ個の力」であると考えています。「従業員満足度の向上」の取り組みとして、昨年度に三越伊勢丹グループにおける人材マネジメント方針である「人と組織の基本的な考え方」を策定いたしました。“ひとの力の最大化”に向け、「従業員への期待」と「上司・会社の責任」を明確にし、従業員・上司・会社が三位一体となることで、個人と会社のさらなる成長を目指してまいります。

上記の取り組みを進めた結果、当連結会計年度において、計画当初の長期目標である10年スパンでの営業利益額50,000百万円を大きく上回りながら2年目で達成することができました。さらに、2008年4月の三越と伊勢丹統合以降の最高営業利益についても更新しました。

当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は536,441百万円（前連結会計年度比10.1%増）、営業利益は54,369百万円（前連結会計年度比83.6%増）、経常利益は59,877百万円（前連結会計年度比99.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は55,580百万円（前連結会計年度比71.7%増）となりました。

*1 CRM = カスタマー・リレーションシップ・マネジメント

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

百貨店業

国内百貨店においては、社会経済活動の正常化に伴い、入店客数が大幅に増加したほか、訪日外国人旅行者によるインバウンド消費も全国的に活況を呈しました。特に、伊勢丹新宿本店、三越銀座店は両店舗ともに、総額売上高が過去最高額を記録し、計画値を大きく上回り好調に推移しました。さらに国内百貨店全体では、韓国や台湾、タイ、米国などからの訪日客数および購買金額が伸びました。その結果、コロナ禍前の2018年度の免税売上高を大幅に上回るとともに、過去最高額を更新いたしました。

重点戦略である「高感度上質戦略」、「個客とつながるCRM戦略」を象徴する取り組みの一つでもある伊勢丹新宿本店の「丹青会」や三越日本橋本店の「逸品会」では、自動車や楽器、不動産等の通常、店舗では取り扱いのない百貨店外MDや特別企画品をご紹介しました。個客の多様なご要望にお応えすることで、2024年2月開催時において共に過去最高の売上を更新しました。

一方、経費面においては全国の店舗で「百貨店の科学（収支構造改革）」による取り組みを進めた結果、固定費の圧縮や販売管理費の抑制などの経費コントロールが進み、百貨店業全体として大幅な収支の改善につながりました。

なお海外店舗では、2024年4月に中国・天津市内の2店舗（天津伊勢丹・天津滨海新区伊勢丹）を賃貸借契約終了に伴い閉店しております。海外計では増収増益となり、引き続き国・地域ごとの状況に合わせた、“選択と転換”を加速させ、商業運営ノウハウを活かした新たな取り組みの拡大を進めてまいります。

このセグメントにおける売上高は448,319百万円（前連結会計年度比7.8%増）、営業利益は45,159百万円（前連結会計年度比121.0%増）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業は、株式会社エムアイカードが、百貨店業の売上拡大に伴うグループ内でのクレジットカード利用が好調に推移したほか、社会経済活動の正常化により航空・旅行・飲食領域等のグループ外加盟店での取扱高も大幅に増加し、カード手数料収入が拡大しました。また、カードファイナンスの強化が奏功し、割賦手数料収入も伸びました。さらに、収支構造改革の実行と経費コントロールの徹底により運営費を大幅に圧縮し、前年に対し増収増益を達成しました。今後もさらなる利便性の向上や将来を見据えた新たな金融サービスの開発等を推進し、お客さまの暮らし全般のニーズにお応えしてまいります。

このセグメントにおける売上高は32,766百万円（前連結会計年度比6.3%増）、営業利益は4,050百万円（前連結会計年度比6.8%増）となりました。

不動産業

不動産業は、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインが、高い技術力と高付加価値な提案営業の強みを活かし、ホテル・オフィス・商業施設等からの受注が増加しました。さらに都心の大型案件の完工等により、売上が拡大し、原材料価格の高騰の影響を強く受けながらも、前年に対し増収増益を確保しました。

一方、保有物件におけるテナントの入れ替え等により、賃料収入が減収となりました。

このセグメントにおける売上高は26,787百万円（前連結会計年度比30.6%増）、営業利益は3,044百万円（前連結会計年度比24.1%減）となりました。

その他

旅行業の株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルは、国内外の旅行需要が本格的に回復し、三越創業350周年を記念した特別旅行企画や欧州リパークルーズ客船旅行など、同社の強みを活かした高付加価値な旅行企画を中心に好調に推移しました。円安の長期化や世界的インフレによるエネルギー価格の高騰等の影響を受けながらも、コロナ禍における固定費の削減などの損益分岐点の引き下げの取り組みも寄与し、前年に対し増収増益を達成し、4年ぶりの黒字転換となりました。

メディア事業の株式会社スタジオアルタは、グループのリソースを最大限活用し収益を拡大させる「連邦戦略」推進の一環として、本年より百貨店内の広告メディア事業を統合したグループ統合ハウスエージェンシー化を進めております。グループ内の広告案件の請負や主力の屋外広告販売が好調に推移し、前年に対し大幅に増収増益となりました。

このセグメントにおける売上高は91,123百万円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益は2,073百万円（前連結会計年度比82.4%増）となりました。

当連結会計年度末の総資産は1,225,103百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,795百万円増加しました。これは売上増による売掛債権の増加、持分法適用会社に対する持分相当額利益増加などによるものです。

負債合計では624,278百万円となり、前連結会計年度末から40,509百万円減少しました。これは主に、有利子負債の減少などによるものです。

また、純資産は600,824百万円となり、前連結会計年度末から48,304百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことおよび為替換算調整勘定が増加したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて36,649百万円減少し、72,390百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、56,895百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が9,406百万円減少しました。これは主に、税金等調整前当期純利益が27,293百万円増加したものの、売上債権の増減額が23,615百万円増加したこと及び持分法による投資損益が5,131百万円増加したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、27,015百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が11百万円減少しました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出が9,186百万円増加したことに対して、前連結会計年度は連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出10,599百万円があったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、68,485百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が52,287百万円増加しました。これは主に、長期借入金や社債、コマーシャル・ペーパーなどの返済による支出44,500百万円があったこと及び、自己株式の取得による支出15,012百万円などによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
百貨店業	445,482	7.8
クレジット・金融・友の会業	19,367	6.9
不動産業	21,119	19.9
その他	50,472	31.7
合計	536,441	10.1

(注)セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(重要な会計上の見積り)に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

1) 概要

	2024年3月期			
	前期実績 (百万円)	当期実績 (百万円)	前年差 (百万円)	前年比 (%)
売上高	487,407	536,441	49,034	110.1
売上総利益	286,550	318,937	32,387	111.3
販売費及び一般管理費	256,943	264,568	7,625	103.0
営業利益	29,606	54,369	24,762	183.6
経常利益	30,017	59,877	29,860	199.5
親会社株主に帰属する当期純利益	32,377	55,580	23,203	171.7

2) 営業外損益

	2024年3月期			
	前期実績 (百万円)	当期実績 (百万円)	前年差 (百万円)	前年比 (%)
営業外収益	4,536	10,461	5,924	230.6
受取利息	368	562	194	152.9
受取配当金	604	570	33	94.4
持分法による投資利益	1,801	6,933	5,131	384.8
その他	1,762	2,394	632	135.9
営業外費用	4,126	4,953	827	120.0
支払利息	776	731	45	94.2
固定資産除却損	1,218	1,986	767	163.0
商品券回収損引当金繰入額	252	263	10	104.2
その他	1,878	1,973	94	105.0

3) 特別損益

	2024年3月期 (百万円)	主な内容
特別利益	1,446	
投資有価証券売却益	1,446	
特別損失	6,203	
減損損失	1,456	イセタン(シンガポール)、立川伊勢丹 他
投資有価証券評価損	444	
賃貸借契約変更損	1,179	店舗賃貸借契約変更
店舗閉鎖損失	2,941	海外店舗、エムアイフーズスタイル(クイーンズ伊勢丹) 他
事業構造改善費用	180	広島三越、高松三越

4) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、十分な流動性の確保及び財務健全性の維持を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出と幅広い資金調達手段の確保に努めております。

運転資金及び収益基盤拡大に必要な投融資資金は、営業キャッシュ・フローに加え、銀行借入金、社債、コーポレート・ペーパー等により賄っております。

また、一時的な資金不足に備え、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約、並びにコーポレート・ペーパー発行枠により、十分な流動性を確保しております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で28,335百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	21,246
クレジット・金融・友の会業	2,009
不動産業	394
その他	4,982
調整額(注)	297
合計	28,335

(注) 調整額 297百万円はセグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹が各店改修工事等で19,753百万円の投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、3,771百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	(-)	2	2	394 [54]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	12,353	37,118 (29)	2,665	52,138	1,963 [1,241]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	29,978	3,129 (20)	3,121	36,230	614 [771]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	-	(-)	-	-	88 [193]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	4,634	5,254 (5)	416	10,304	129 [335]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	30,698	110,308 (12)	1,657	142,663	520 [599]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	15,891	81,736 (4)	526	98,154	311 [353]
(株)三越伊勢丹	静岡伊勢丹店 (静岡県静岡市葵区)	百貨店業	店舗等	2,216	4,121 (6)	126	6,464	112 [144]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央区)	百貨店業	店舗等	4,752	2,911 (7)	486	8,150	195 [285]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉区)	百貨店業	店舗等	3,113	3,849 (5)	481	7,444	165 [224]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	2,920	6,779 (3)	111	9,812	22 [109]
(株)三越伊勢丹	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	5,282	6,479 (6)	320	12,083	217 [449]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	4,665	4,174 (1)	467	9,307	282 [275]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	62	(-)	28	90	34 [59]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	645	684 (1)	125	1,456	47 [90]
㈱三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	3,328	2,838 (9)	229	6,395	103 [196]
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	2,388	1,968 (7)	136	4,494	31 [19]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	89	- (-)	31	120	17 [51]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	3,383	- (-)	405	3,788	405 [385]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	702	474 (5)	17	1,195	26 [82]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

2023年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千 ㎡)	使用権 資産	その他	合計	
イセタン(シン ガポール) Ltd.	シンガポール	百貨店業	店舗等	2,370	1,851 (3)	623	556	5,401	289 [52]
イセタンオブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルン プール	百貨店業	店舗等	2,233	- (-)	-	124	2,358	481 [0]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間において重要な設備、改修等に係る投資をおよそ28,200百万円予定しております。

重要な設備の新設、改修等の計画は以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱三越伊勢丹	東京都 新宿区 等	百貨店業	リモデル等	19,300	-	自己資金等	2024年 4月	2025年 3月	-

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	397,265,054	390,293,054	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	397,265,054	390,293,054	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	406	396,100	217	50,790	217	19,138
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1	358	396,459	205	50,995	205	19,343
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	277	396,736	166	51,162	166	19,510
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注)1	194	396,931	114	51,276	114	19,624
2023年4月1日～ 2024年3月31日 (注)1	333	397,265	193	51,470	193	19,818

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

- 2 2024年4月1日から2024年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30千株、資本金が17百万円及び資本準備金が17百万円増加しております。また、自己株式の消却により、発行済株式総数が7,002千株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	54	39	1,495	391	460	263,773	266,212	-
所有株式数 (単元)	-	1,351,026	89,567	476,926	690,190	1,060	1,349,095	3,957,864	1,478,654
所有株式数の 割合(%)	-	34.13	2.26	12.05	17.44	0.03	34.09	100.00	-

(注) 1 自己株式21,927,440株は、「個人その他」に219,274単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

- 2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区赤坂1丁目8番1号	66,661	17.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8-12	34,759	9.26
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24-1	13,067	3.48
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	7,863	2.09
清水建設株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都中央区京橋2丁目16番1号 (東京都港区赤坂1丁目8番1号)	6,200	1.65
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	4,838	1.29
三越伊勢丹グループ従業員持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16-10	4,250	1.13
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	4,159	1.11
大樹生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区大手町2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	3,806	1.01
計		151,304	40.31

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数66,661千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数34,759千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 4 2023年12月4日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2023年11月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,740	0.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	11,149	2.81
三菱UFJアセットマネジメント株 式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	4,757	1.20
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,586	0.40
計		21,233	5.35

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,927,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 373,859,000	3,738,590	-
単元未満株式	普通株式 1,478,654	-	-
発行済株式総数	397,265,054	-	-
総株主の議決権	-	3,738,590	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	21,927,400	-	21,927,400	5.52
計	-	21,927,400	-	21,927,400	5.52

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号並びに第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年2月2日)での決議状況 (取得期間2024年2月5日~2024年3月29日)	11,000,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	7,002,400	14,999,858,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,997,600	141,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	36.34	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年5月14日)での決議状況 (取得期間2024年5月15日~2024年10月31日)	8,500,000	15,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	634,900	1,883,242,250
提出日現在の未行使割合(%)	92.53	87.45

(注) 当期間における取得自己株式および未行使割合には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日まで取得した自己株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	27,202	12,372,324
当期間における取得自己株式	1,342	3,378,045

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求7,502株及び譲渡制限付株式の無償取得19,700株によるものです。
2. 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものです。
3. 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	7,002,400	10,536,497,275
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買取請求による売渡し)	16	24,120	60	145,560
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	150,300	236,121,300	-	-
保有自己株式数	21,927,440	-	15,561,222	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配に加え、自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向50%の水準を意識して行ってまいります。

資本効率向上に向けた自己株式取得につきましては、業績動向や成長投資の機会その他の要因を考慮し、その金額や時期を含め、機動的に決定してまいります。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(ご参考)政策保有株式に関する方針

当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値の向上につながるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年11月10日取締役会	4,585	12.00
2024年6月24日定時株主総会	8,257	22.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業活動の透明性を確保し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組むことで、コーポレート・ガバナンス改革を推進しています。また、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。

お客さま、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会・コミュニティといったステークホルダーとの良好な関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの在り方の検証を行い、適宜必要な改善を図っています。

また、当社グループは、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み、および運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

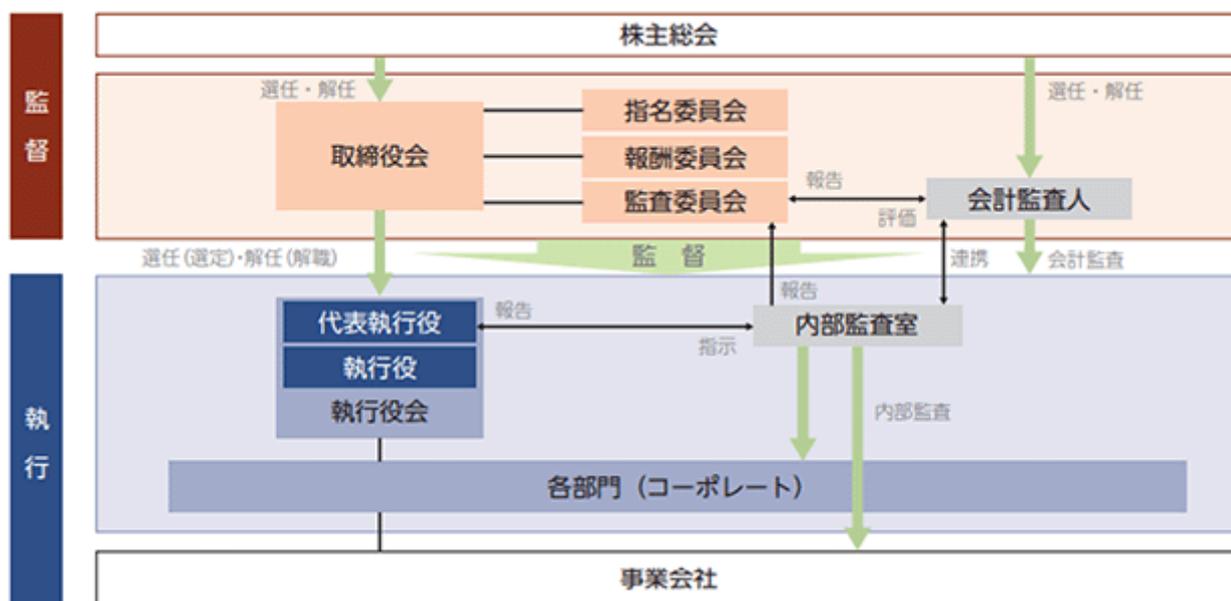
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し、取締役会の監督・モニタリング機能強化と迅速な業務執行の実現のために、機関設計として指名委員会等設置会社を選択しています。

取締役会の過半数を独立社外取締役で構成するとともに、社外取締役が過半数を占める法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、社外取締役主導のもと客観性・透明性の高い監督体制を構築しています。

取締役会に諮る付議基準は、法令で定められるものに加え、定款および「取締役会規程」等の社内規程にて明確に定めています。その他の重要事項は、経営の機動性を高めるべく、執行役に権限を委譲しています。

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。

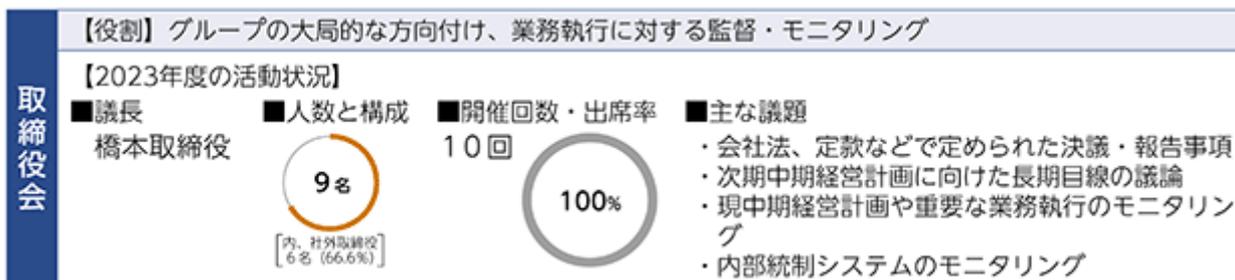


取締役会及び各委員会の構成（：委員長、：委員）

取締役会の構成員	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
細谷 敏幸	取締役 代表執行役社長 CEO			
石塚 由紀	取締役			
牧野 欣功	取締役 執行役常務 CSDO兼CFO			
橋本 副孝（社外）	取締役 取締役会議長			
安藤 知子（社外）	取締役			
越智 仁（社外）	取締役			
岩本 敏男（社外）	取締役			
助野 健児（社外）	取締役			
松田 千恵子（社外）	取締役			
委員会委員数	社内取締役	0	0	1
	社外取締役	4	3	3
	合計	4	3	4

取締役会の概要

2023年度の実績概要の取締役会の体制および活動状況



2023年度の実績概要の各取締役の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
赤松 憲	2回	2回
細谷 敏幸	10回	10回
竹内 徹	2回	2回
石塚 由紀	10回	10回
牧野 欣功	8回	8回
飯島 彰己（社外取締役）	2回	2回
小山田 隆（社外取締役）	2回	2回
土井 美和子（社外取締役）	10回	10回
古川 英俊（社外取締役）	10回	10回
橋本 副孝（社外取締役・議長）	10回	10回
安藤 知子（社外取締役）	10回	10回
越智 仁（社外取締役）	8回	8回
岩本 敏男（社外取締役）	8回	8回

在任期間中の開催回数及び出席回数を記載しております。

取締役会の構成（取締役のスキル・マトリックス）

氏名		企業経営	流通・マーケティング	グローバル	DX・ITセキュリティ	ファイナンス・会計	法務・リスクガバナンス	人事・人材マネジメント
細谷 敏幸								
石塚 由紀	非執行							
牧野 欣功								
橋本 副孝	社外・非執行 独立役員							
安藤 知子	社外・非執行 独立役員							
越智 仁	社外・非執行 独立役員							
岩本 敏男	社外・非執行 独立役員							
助野 健児	社外・非執行 独立役員							
松田 千恵子	社外・非執行 独立役員							

当社では、取締役会が幅広い視点と適正規模を両立できるよう取締役を選任しています。取締役会として必要な経営・執行のモニタリング、および、会社の経営の基本方針や内部統制システム等重要事項の決定に必要な経験とスキルに加えて、当社の目指す姿、経営計画実現に向けて欠かせない専門性や事業に関わる見識を、「経験」「専門性」「知見・ノウハウ」に分類し、スキルを特定しています。

= 知識・経験・能力を有する分野

= 社外取締役が知識・経験・能力において貢献、期待される分野

取締役の人数は、定款で「15名以内」と規定のうえ、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる人数とします。また、客観性・透明性高い監督機能を発揮するため、取締役会の過半数を独立社外取締役とします。なお、社外取締役については、（２）（役員の状況）に記載のとおり、全員が当社の独立性基準を満たしています。

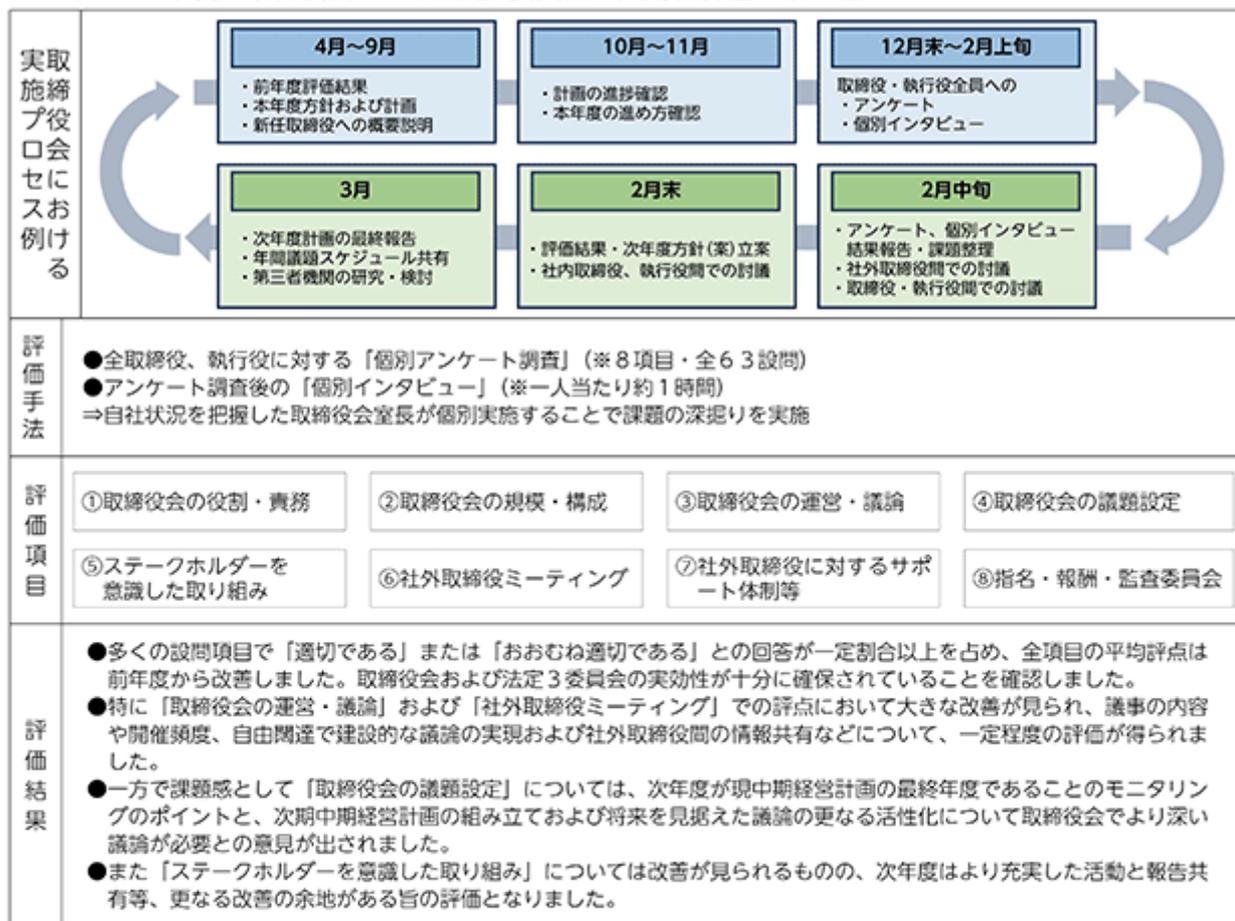
取締役会議長については「取締役会規程」において非業務執行取締役とすると定めており、2021年4月からは社外取締役が務めています。

取締役会の実効性の分析・評価

当社は、取締役会および法定3委員会の実効性評価を、自己評価アンケートやインタビュー等を通じて実施しています。当該分析・評価をもとに、役員間で複数回の討議、アクションプランの策定・実行を通して、取締役会等の実効性向上を図っています。

当社の実効性評価は独立社外取締役が務める取締役会議長主導で設計しています。過去より実施していた第三者機関の活用要否は取締役会で毎年議論していますが、本年度は自律自走で取組み、その枠組みについて複数の第三者機関からレビューを受けることで妥当性を確認しています。

◆2023年度の取締役会および法定3委員会の実効性評価の取り組み



運営方針とアクションプラン	<p>評価結果を受け、「社外取締役間」「社内取締役・執行役員」「取締役会」での合計3回の討議を通じ、取締役会の次年度運営方針とアクションプランを下記のとおりとしました。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【次年度の運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当社の将来に関する長期目線の議論を更に深め、次期中期経営計画の方向付けを行う。 ●取締役会におけるモニタリングを更に進化させ、執行による適切なリスクテイクを支える環境を整える。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【アクションプラン】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①グループの大局的方向付け(有効な大局的議論) ②業務執行に対する監督・モニタリング(的確な戦略進捗のモニタリング) ③法定3委員会の実効性向上(連携と共有の精度向上) ④運営・サポートの継続的改善(効率的かつメリハリある運営とサポート) </div>

社外取締役を中心とした会合等

当社では、取締役会実効性向上の一環として、「社外取締役ミーティング」や「非業務執行取締役ミーティング」および「社外取締役と代表執行役CEOとの間での意見交換」の機会を定期的に設け、当社グループの年度ごとの総括や経営課題、目指すべき方向性、およびサクセッションプラン等について幅広くディスカッションを行うことで、社外取締役の当社に関する理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てています。

取締役のトレーニング

当社は、取締役・執行役に対し、求められる役割・責務に応じた知識の習得、スキルの向上を目的とした継続的なトレーニングを実施します。特に社外取締役に対しては、就任前における当社の現状理解・課題認識促進のため、当社概要や戦略についての説明や、これまでの取締役会および、所属する法定委員会における議論内容について説明を実施しています。また、就任後の継続的な情報更新のため、重要な拠点の視察などの機会を確保しています。

加えて、当社グループの重要な経営課題について深く認識し、取締役会および各委員会などにおいて自らの信念に基づき正しい判断ができるよう、当社グループを取り巻く環境や推進する戦略・計画に合わせ、必要となる

知識を定期的に共有する機会を確保しています。

一方で社内取締役および執行役に対しては、外部セミナーへの派遣、社内での経営ディスカッション、オンライン学習システムの提供等により、継続的にスキル向上の機会を継続的に設けています。なお、将来の取締役・経営トップ候補となる執行役員、グループ会社社長に対し、経営の舵取りを行うリーダーとしての意識付け・気づきの機会を提供することが最も重要であると考えており、新任時には役員として必要な基礎知識の習得や役員としての意識付けを行う機会を設定するとともに、就任2年目以降も毎年対象者の属性に応じたプログラムを計画的に実施しています。また、継続して知識を更新できるよう、必要に応じて外部セミナーを斡旋し派遣しています。

指名委員会の概要

2023年度の指名委員会の体制および活動状況



2023年度の各役員の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
細谷 敏幸	1回	1回
飯島 彰己（社外取締役）	1回	1回
小山田 隆（社外取締役）	1回	1回
橋本 副孝（社外取締役・委員長）	7回	7回
土井 美和子（社外取締役）	8回	8回
古川 英俊（社外取締役）	8回	8回
越智 仁（社外取締役）	7回	7回
岩本 敏男（社外取締役）	7回	7回

在職期間中の開催回数及び出席回数を記載しています。

指名委員会の構成

委員の員数は5名程度とし、その過半数を社外取締役に構成（うち1名以上は監査委員会の委員を兼ねる）します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である社外取締役から選定します。

報酬委員会の概要

2023年度の報酬委員会の体制および活動状況



2023年度の各委員の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
飯島 彰己（社外取締役）	1回	1回
土井 美和子（社外取締役・委員長）	8回	8回
安藤 知子（社外取締役）	8回	8回
岩本 敏男（社外取締役）	7回	7回

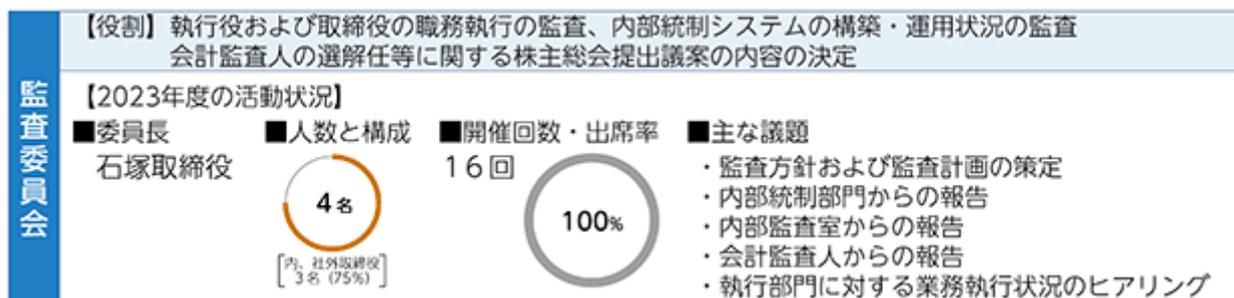
在職期間中の開催回数及び出席回数を記載しております。

報酬委員会の構成

委員の員数は3名以上5名以下とし、その過半数を社外取締役で構成します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である社外取締役から選定します。

監査委員会の概要

2023年度の監査委員会の体制および活動状況



2023年度の各委員の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
赤松 憲	4回	4回
石塚 由紀（委員長）	16回	16回
小山田 隆（社外取締役）	4回	4回
古川 英俊（社外取締役）	16回	16回
安藤 知子（社外取締役）	16回	16回
越智 仁（社外取締役）	12回	12回

在職期間中の開催回数及び出席回数を記載しています。

監査委員会の構成

委員の員数は5名程度とし、過半数の社外取締役（うち1名以上は指名委員会の委員を兼ねる）および常勤委員である社内非業務執行取締役による構成とします。また、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選定します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である取締役から選定します。

執行役および執行役会

執行役の役割

執行役は、業務執行を担う機関として、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行います。

職務分掌

代表執行役社長は、会社業務の最高責任者として会社を代表し、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、会社業務を統括します。

その他執行役は、代表執行役社長を補佐するとともに、基幹部門を束ねるチーフオフィサーを担います。

執行役会

執行役会は、業務執行に係る重要事項等の決裁、ならびにグループ全体にかかる事業戦略および複数のグループ各社に関連する横断的な問題等の審議および意思決定を行います。

執行役会の構成

執行役会は、取締役会から授権された執行役全員で構成します。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

1．コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法416条1項1号ホ、会社法施行規則112条2項4号）

- (1)取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2)総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3)取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5)当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2．リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項2号）

- (1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。

株主総会議事録

取締役会議事録

執行役会議事録

計算書類

官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

その他取締役会が決定する書類

- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役員にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

- a. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

- b. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項5号ロ）

- (1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。
- (2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

- c. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ハ）

- (1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
- (2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役員会または取締役会の承認決議を受ける。

- d. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ニ）

- (1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則112条1項1号、2号、3号）

- (1)監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2)監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有

する。

- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。
当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

- a. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則112条1項4号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則112条1項4号ロ）

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。

- b. 「aの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項5号）

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則112条1項6号）

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項7号）

- (1) 監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3) 内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は㈱三越伊勢丹ホールディングス、㈱三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしています。なお、すべての被保険者の保険料を当社

が負担しています。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めています。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めています。

(c) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めています。

(d) 取締役及び執行役の責任軽減

当社は、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めています。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めています。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性8名 女性3名 (役員のうち女性の比率27.3%)

取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 代表執行役社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	1987年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	78.3
			2015年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員		
			2017年4月	当社執行役員		
			2018年4月	株式会社岩田屋三越代表取締役社長執行役員		
			2021年4月	当社代表執行役社長CEO 株式会社三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任)		
			2021年6月	当社取締役代表執行役社長CEO(現任)		
			2021年9月	新光三越百貨股份有限公司董事(現任)		
取締役	石塚 由紀	1962年6月11日生	1985年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	31.8
			2015年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員		
			2017年4月	当社執行役員 株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長		
			2021年4月	株式会社仙台三越代表取締役社長		
			2022年6月	当社取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役常務 C S D O兼C F O (チーフ・ストラテジー& デジタル・オフィサー) (チーフ・フィナンシャル・オフィサー)	牧野 欣功	1966年12月 2 日生	1990年 4 月	株式会社伊勢丹入社	注 2	44.5
			2016年 4 月	株式会社三越伊勢丹フードサービス(現 株式会社エムアイフードスタイル)取締役執行役員		
			2019年 4 月	株式会社三越伊勢丹取締役執行役員		
			2020年 4 月	同取締役常務執行役員		
			2021年 4 月	当社執行役常務C S D O兼C H R O 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹取締役(現任)		
			2021年 8 月	新光三越百貨股份有限公司董事(現任)		
			2022年 4 月	当社執行役常務C S D O兼C F O		
			2023年 6 月	当社取締役執行役常務C S D O兼C F O(現任)		
取締役	橋本 副孝	1954年 7 月 6 日生	1979年 4 月	弁護士登録、新家猛法律事務所(現 東京八丁堀法律事務所)入所	注 2	4.7
			2000年 4 月	第二東京弁護士会副会長		
			2006年 4 月	日本弁護士連合会常務理事		
			2008年 1 月	東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長(現任)		
			2012年 4 月	第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長		
			2020年 6 月	当社社外取締役(現任)		
			2021年 3 月	コクヨ株式会社社外監査役		
			2024年 3 月	同社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	安藤 知子	1959年7月18日生	1982年4月	日産自動車株式会社入社	注2	1.6
			1991年3月	日本コカ・コーラ株式会社入社		
			1993年1月	同グローバルブランドマーケティングブランドマネジャー		
			1996年12月	マスターフーズリミテッド(現マースジャパンリミテッド)入社		
			2006年1月	同パーソナル&オーガニゼーションピープル・パイプラインマネジャー		
			2008年8月	日本ロレアル株式会社入社 人事本部シニアHRマネジャー		
			2011年3月	同副社長		
			2018年6月	プレス工業株式会社社外取締役 (現任)		
			2019年6月	関西ペイント株式会社社外取締役 (現任)		
			2022年6月	当社社外取締役(現任)		
2023年1月	株式会社オープン・ザ・ドア 代表取締役(現任)					
取締役	越智 仁	1952年10月21日生	1977年4月	三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社	注2	0.7
			2010年6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス(現三菱ケミカルグループ株式会社)取締役常務執行役員		
			2012年4月	三菱レイヨン株式会社(現三菱ケミカル株式会社)取締役社長 (代表取締役)兼社長執行役員		
			2015年4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役 取締役社長		
			2015年6月	同取締役代表執行役社長		
			2017年4月	三菱ケミカル株式会社取締役社長 (代表取締役)		
			2021年4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役		
			2021年6月	同特別顧問		
			2023年6月	当社社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	岩本 敏男	1953年1月5日生	1976年4月	日本電信電話公社入社	注2	0.6
			2004年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(現・株式会社NTTデータグループ)取締役		
			2007年6月	同取締役常務執行役員		
			2009年6月	同代表取締役副社長執行役員		
			2012年6月	同代表取締役社長		
			2018年6月	同相談役(現任)		
			2020年6月	株式会社大和証券グループ本社社外取締役(現任)		
			2022年6月	東日本旅客鉄道株式会社社外取締役(現任)		
			2023年6月	当社社外取締役(現任)		
			2024年3月	住友林業株式会社社外取締役(現任)		
取締役	助野 健児	1954年10月21日生	1977年4月	富士写真フイルム株式会社入社	注2	2.0
			2012年6月	富士フイルムホールディングス株式会社執行役員 富士フイルム株式会社取締役執行役員		
			2013年6月	富士フイルムホールディングス株式会社取締役執行役員		
			2016年6月	同代表取締役社長グループ最高執行責任者 富士フイルム株式会社代表取締役社長最高執行責任者		
			2021年6月	富士フイルムホールディングス株式会社代表取締役会長 富士フイルム株式会社取締役会長(現任)		
			2022年4月	一般社団法人産業環境管理協会会長(現任)		
			2023年6月	富士フイルムホールディングス株式会社取締役会長(現任)		
			2024年6月	当社社外取締役(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	松田 千恵子	1964年11月18日生	1987年 4月	株式会社日本長期信用銀行入行	注 2	-
			1998年10月	ムーディーズジャパン株式会社入社		
			2001年 9月	株式会社コーポレートディレクションパートナー		
			2006年10月	ブーズ・アンド・カンパニー株式会社ヴァイスプレジデント(パートナー)		
			2011年 4月	東京都立大学経済経営学部教授(現任) 同大学院経営学研究科教授(現任)		
			2020年 6月	株式会社 I H I 社外取締役(現任)		
			2023年 6月	旭化成株式会社社外取締役(現任) 豊田通商株式会社社外取締役(現任)		
		2024年 6月	当社社外取締役(現任)			
計						164.2

(注) 1 取締役橋本副孝ならびに、安藤知子、越智仁、岩本敏男、助野健児、松田千恵子の各氏は、社外取締役であります。

2 取締役の任期は、2024年6月24日より、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 所有株式数は、2024年3月31日現在の数であります。

4 当社の委員会の体制は次の通りであります。

指名委員会：岩本敏男(委員長)、越智仁、助野健児、松田千恵子

報酬委員会：安藤知子(委員長)、岩本敏男、松田千恵子

監査委員会：石塚由紀(委員長)、安藤知子、越智仁、助野健児

執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	注1		注2	78.3
執行役常務 CSDO 兼CFO (チーフ・ストラテジー&デ ジタル・オフィサー) (チーフ・フィナンシャル・ オフィサー)	牧野 欣功	1966年12月2日生	注1		注2	44.5
執行役常務 CAO 兼CRO 兼CH RO (チーフ・アドミニスト レイティブ・オフィサー) (チーフ・リスク・オフィ サー) (チーフ・ヒューマンリ ソース・オフィサー)	金原 章	1968年3月1日生	1990年4月 2016年4月 2018年4月 2019年4月 2020年4月 2020年6月 2021年4月 2022年4月 2023年4月	株式会社伊勢丹入社 株式会社静岡伊勢丹取締役 株式会社三越伊勢丹執行役員 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役常務 当社常務執行役員 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 当社執行役常務CAO兼CRO兼 CHRO(現任)	注2	38.0
執行役常務 CMO (チーフ・マーチャンダイ ジング・オフィサー)	山下 卓也	1967年4月13日生	1991年4月 2020年4月 2023年4月	株式会社伊勢丹入社 株式会社三越伊勢丹執行役員 当社執行役常務CMO(現任)	注2	27.3
計						188.1

- (注) 1 「(2) 役員の状況 取締役の状況」に記載されております。
 2 執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度の末日までであります。
 3 所有株式数は、2024年3月31日現在の数であります。

社外役員 の 状況

当社の社外取締役は6名であります。

< 社外取締役の選任状況および社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係 >

氏名	重要な兼職の状況 (2024年6月26日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
橋本 副孝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京八丁堀法律事務所代表 パートナー弁護士・所長 ・ コクヨ株式会社社外取締役 	<p>同氏は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに2022年6月からは取締役会議長として取締役会を適切に運営し、当社の経営の監督機能の強化に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、コクヨ(株)との間に特別な関係はありません。</p>
安藤 知子	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレス工業株式会社社外取締役 ・ 関西ペイント株式会社社外取締役 ・ 株式会社オープン・ザ・ドア 代表取締役 	<p>同氏は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。当社においても、取締役会にて多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員として当社の役員報酬制度についての審議および個別報酬額等の決定にかかわる審議に貢献しました。また、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地から積極的に発言することで、報酬委員会委員長、監査委員会委員として当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、プレス工業(株)、関西ペイント(株)、(株)オープン・ザ・ドアとの間に特別な関係はありません。</p>
越智 仁		<p>同氏は、(株)三菱ケミカルホールディングス(現 三菱ケミカルグループ(株))の経営に携わり、サステナビリティ経営を掲げ、同社のビジネスモデルを変革し、DXの推進、M&Aによる大胆な事業構造改革と事業基盤の強化に貢献してまいりました。また、同社の機関設計を指名委員会等設置会社に変更し、透明性・客観性を確保しつつ、機動的な経営体制を構築する等、企業経営に関する豊富な経験とIT・DX、ガバナンスに関する深い知見を有しております。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2024年6月26日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
岩本 敏男	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社NTTデータグループ相談役 ・株式会社大和証券グループ本社社外取締役 ・東日本旅客鉄道株式会社社外取締役 ・住友林業株式会社社外取締役 	<p>同氏は、(株)NTTデータグループの経営に長年携わり、同社のシステム開発やグローバルブランドの確立を遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、IT・デジタル、グローバルビジネスに関する深い知識を有するとともに、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスの深い知見を有しています。指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と知識、知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。当社グループは同氏の兼職先である(株)NTTデータグループとの間に取引がありますが、過去3年間における取引額は当該各事業年度における両者の連結売上高のいずれも1%未満であります。また、当社グループは(株)大和証券グループ本社、東日本旅客鉄道(株)、住友林業(株)との間に特別な関係はありません。</p>
助野 健児	<ul style="list-style-type: none"> ・富士フィルムホールディングス株式会社取締役会長 ・富士フィルム株式会社取締役会長 ・富士フィルムビジネスイノベーション株式会社取締役 ・一般社団法人産業環境管理協会会長 	<p>同氏は、富士フィルムグループにおいて、長年にわたり経理・経営企画部門に携わり、米国法人ではCF0を務めるなど、財務会計に関する高い見識を有しています。社長就任後は、積極的なM&Aの推進・グローバル化加速・効率的な経営の徹底・人的リソースの最大活用およびグループガバナンスの強化に取り組み、企業価値向上を推し進めました。社長・会長、取締役会議長として取締役会(執行・監督)の機能強化を主導し、議論活発化を進めるなど豊富な経験を有しています。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験、知識、知見を当社経営の監督に活かすとともに指名委員会委員・監査委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、新たに社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。当社グループは同氏の兼職先である富士フィルムホールディングス(株)、富士フィルム(株)、富士フィルムビジネスイノベーション(株)との間に取引がありますが、過去3年間における取引額は当該各事業年度における両者の連結売上高のいずれも1%未満であります。</p>
松田 千恵子	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都立大学経済経営学部教授 ・東京都立大学大学院経営学研究科教授 ・株式会社IHI社外取締役 ・旭化成株式会社社外取締役 ・豊田通商株式会社社外取締役 	<p>同氏は、金融・資本市場業務および経営コンサルティング業務を通じた豊富な経験と幅広い知識を有し、財務・コーポレートガバナンスに関する企業経営の研究者として非常に高い専門性を有しています。また、これらに基づいた企業戦略・財務戦略等を専門分野として、複数企業の社外取締役・指名委員会委員長、監査委員会委員長などを経験し、監督・モニタリングを通じたガバナンスの向上に注力し、多数の実績を有しております。</p> <p>指名委員会は、当社がステークホルダーを強く意識したサステナビリティ経営を目指す中で、その専門性を当社経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、報酬委員会委員として、当社のガバナンスのさらなる高度化により企業価値向上に貢献することを期待し、新たに社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、当社グループは、(株)IHI、旭化成(株)、豊田通商(株)との間に特別な関係はありません。</p>

< 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準 >

当社は、社外取締役には当社グループの経営に関する大局的な方向づけの議論の中での確かな助言・提言をいただいております。かつ2021年4月からは取締役会議長を社外取締役が担うなど、業務執行に対する監督・モニタリング強化に貢献いただいていることに加えて、法定の指名委員会・報酬委員会・監査委員会においては、経営トップの選解任をはじめとしたガバナンス上重要な取組みを主導いただく等、ガバナンスの更なる高度化に貢献いただいております。

当社は、社外取締役は、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成すべきと考えており、実業界で経営・執行経験を十分に積んだ方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れバランスの取れた経営を行うべく、異なる分野・業界の方を招聘してい

ます。

なお、当社の独立社外役員の独立性基準は以下の通りであり、当社の社外取締役については、全員が当社基準を満たしています。

[独立社外役員の独立性基準]

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

当社グループの業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人

当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

当社グループの主要な借入先の業務執行者

当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

当社の発行済株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者

過去3年間に於いて上記 から に該当していた者

上記 から の配偶者または二親等以内の親族

なお、 の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、 の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末に於いて当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、 の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度に於いて1千万円以上」を意味します。

社外取締役による監督と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

取締役の過半数を占める社外取締役は、独立した立場から執行役等の職務執行を監督するとともに、内部監査部門より監査計画、監査結果および監査の状況について報告を受けています。

(3) (監査の状況)に記載のとおり、監査委員会は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画、監査結果および監査の状況について定期的に情報交換・意見交換を行う等の適切な連携を図っています。また内部統制部門からは、経理および財務の状況、グループ全体の内部統制システムの状況等について、定期的または適宜に報告を受け、その内容の監査を行っています。なお、前述の事項を含め、監査委員会監査の状況については、取締役会において定期的に報告されることにより、監査委員以外の取締役との情報共有を図っています。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社は、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しております。監査委員会は、執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの構築・運用状況の監査、会計監査人の選解任等に関する株主総会提出議案の内容の決定等を行い、監査を通じて取締役会が果たす監督機能の一翼を担っています。また、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と連携することでグループ全体を網羅する監査体制を構築しています。

(監査委員会の組織、人員)

監査委員会は、4名（有価証券報告書提出日現在 常勤の社内非業務執行取締役1名、社外取締役3名）の委員で構成され、委員長は、常勤監査委員の石塚由紀氏が務めています。また、監査委員の助野健児氏は、長年にわたり経理・経営企画部門に携わり、米国法人ではCFOを務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。なお、日常的な監査業務は主として常勤監査委員が担っておりますが、各監査委員がさらなる調査が必要と判断した場合においては、監査委員会に報告のうえ、各監査委員自らが調査できる体制としています。

また、監査委員会の職務を補助する組織として、取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置するとともに、この監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣することで、グループ監査体制の強化を図っています。

(監査委員会の活動状況、監査の手続)

当事業年度の監査委員会は、合計16回開催され、1回あたりの平均所要時間は約3時間、年間の議題数は77件でした。

また当事業年度における各監査委員の出席状況は、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 監査委員会の概要」に記載のとおりです。

監査委員会は、監査方針および監査計画を定め、執行役、内部統制部門、内部監査部門、会計監査人等から報告を聴取し、執行役等の職務執行の状況や内部統制システムの構築・運用の状況等を監査しております。また監査の実効性向上のため、内部監査部門と監査計画、監査結果および監査の状況について定期的に情報交換・意見交換を行う等の適切な連携を図っています。更に、会計監査人からは、その監査状況について定期的に報告を聴取し、経営環境の変化が財務諸表に与える影響について意見交換を行うほか、監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters）について協議を行う等、必要な連携を図っています。

監査委員会は、代表執行役およびその他の各執行役と意見交換を行っています。また、取締役会議長および監査委員以外の社外取締役全員との会合を通じて、情報共有・意見交換を行っています。

重要な意思決定の過程および執行役等の職務の執行状況を把握するため、常勤監査委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席し、また会計監査人や内部監査部門、主要なグループ会社の監査役との定期的な会合において情報交換・意見交換を行う等により、グループ内における重要な情報を収集・把握して、監査委員会で都度報告しています。加えて、複数の子会社の役職員からのヒアリングを行い、グループガバナンスの状況を確認しております。一方、社外取締役である監査委員は、常勤監査委員および内部監査部門等からその監査の状況について報告を受けるほか、執行役等から会社の重要な事項、およびその職務執行状況について報告を受け、豊富な経験や高度な専門知識に基づく大所高所からの発言を監査委員会において行っています。

以上のような体制および監査活動により、執行役および取締役の職務の執行について適法性および妥当性の監査を実施し、また監査の内容を取締役会において定期的に報告することで、監査委員ではない取締役との情報共有を図っています。

< 主な決議、報告および審議・協議の内容 >

決議事項

監査計画、会計監査人の再任可否、会計監査人の報酬等の決定に関する同意、監査委員会監査報告書の作成および提出 等

報告および審議・協議事項

執行役等からの職務執行状況の報告、グループ各社監査役からの各社監査状況の報告、内部統制部門からの報告、内部監査部門からの内部監査状況および内部統制評価に関する報告、経理部門からの財務および経理の状況の報告、会計監査人からの会計監査状況の報告 監査委員会活動の振り返り、監査委員会の実効性評価、会計監査人の評価 等

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査部門（18名）が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表執行役社長ならびに取締役会及び監査委員会に報告することとしております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

また、内部監査部門は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

会計監査の状況

（監査法人の名称）

EY新日本有限責任監査法人

（継続監査期間）

59年間

当社は、2008年に株式会社伊勢丹と株式会社三越が株式移転により共同で設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社伊勢丹の継続監査期間を含んで記載しております。

（業務を執行した公認会計士）

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 衣川 清隆

指定有限責任社員 業務執行社員 高田 雅代

（監査業務に係る補助者の構成）

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士15名、その他（公認会計士試験合格者等）35名であります。

（会計監査人の選定方針と選定した理由）

監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況や監査体制、独立性や専門性等が適切であるかどうか確認・評価し、その結果等を踏まえて再任の適否を毎期判断しております。当事業年度においては、会計監査人から品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制、また監査報酬の見積額等について説明を受け、期中・期末の報告聴取により監査状況を確認し、会計監査人の体制や監査チームの活動状況等を評価のうえ、第17期の会計監査人の再任を決定いたしました。

（会計監査人の解任または不再任の決定の方針）

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

（監査委員会による会計監査人の評価）

監査委員会は、日本監査役協会が定めた「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」の「会計監査人の評価基準項目例」に沿い、会計監査人の品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制および実施状況、監査委員会等とのコミュニケーションの状況等について、毎期評価しております。

なお、会計監査のさらなる実効性向上のため、その評価結果については現任監査法人にフィードバックしております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	115	-	113	-
連結子会社	115	-	116	-
計	230	-	229	-

(監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に対する報酬(上記報酬を除く))

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	9	-	18
連結子会社	21	40	23	31
計	21	49	23	49

当社および連結子会社における非監査報酬の主な内容は、税務に関するアドバイザー業務等であります。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、会社法第399条第1項および第4項の同意を得て決定しております。

(監査委員会が監査報酬に同意した理由)

当事業年度の監査報酬について、監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等に関する方針

当社では、2020年11月11日開催の報酬委員会にて、役員報酬に関する基本原則を以下の通り決議いたしました。

(社外取締役は含まず)

1. 株主と役員との利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. (目標達成時における)産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

上記の基本原則は、当社の「役員報酬ガイドライン」にて、「役員報酬原則」として規定しています。

ロ．役員報酬決定のプロセスに係る事項

上記の「役員報酬原則」を踏まえ法定の報酬委員会にて「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役主導で行っており、客観性、透明性を確保しています。

<報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者>

当社役員の報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者は報酬委員会であります。今年度は委員3名全員を社外取締役としており、その社外取締役は全員、当社の独立性基準を満たしています。また、報酬委員会規程において委員長は社外取締役が担うことと規定しております。なお、恣意性を回避するために、代表執行役社長は委員には含めておりません。

<決定権限者の権限内容及び裁量の範囲>

報酬委員会では、企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や、各役員の個別報酬額を決議しています。

ハ．役員の報酬等の種類とその決定方法について

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」、単年度業績に連動する「賞与」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成しており、その水準については、上記「役員報酬原則 3.」を

踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般(プライム市場上場企業)とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに当社も每期参画し、報酬制度全体(業績目標達成時)で平均相当となるよう報酬委員会にて検証しています。

役員区分	業績連動報酬以外の報酬(比率)	業績連動報酬	
	基本報酬	賞与(目標達成時)	株式報酬(目標達成時)
取締役 (執行役兼務者除く)	基本報酬×12ヶ月 (約92%)		基本報酬×1ヶ月 (約8%)
執行役 (取締役兼務者含む)	基本報酬×12ヶ月 (約57%)	基本報酬×5ヶ月 (約24%)	基本報酬×4ヶ月 (19%)

1. 基本報酬

取締役、執行役の基本報酬については、「役員報酬ガイドライン」に規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。

この基本報酬額については、外部のコンサルティング会社が提供する職務分析・評価の手法を参考に作成した個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議の上、決議しています。

2. 賞与(業績連動の指標、その指標を選択した理由、および支給額の決定方法)

執行役においては、報酬原則を反映し目標達成を強く動機づけるために、下記のとりの業績連動型賞与を導入しています。

(1) 賞与支給算出式

執行役：基準賞与額(月額基本報酬(5ヶ月)×全社業績支給率×全社ESG指標)

(2) 全社業績支給率

当社として目指すべき営業利益目標額を達成した場合の支給率を1.00(100%)とし、達成度に応じて支給率は下限0.00(0%)～上限なしで比例配分となるように設計しています。当連結会計年度の営業利益は543億円であり、目標額に対して約180%を達成しております。その結果、全社業績支給率は1.54となりました。

(3) 全社ESG指標

中長期のサステナビリティ推進目標の実現に向けた動機付けとして、2023年度より役員賞与への評価にESG指標を導入しています。指標KPIについては每期判断し決定することとしており、基準賞与額×全社業績支給率で算定された賞与に対し±5%の変動幅で達成度合いが反映されるように設計しています。

3. 株式報酬

取締役、執行役をはじめとする当社グループ役員に対し、株主価値の向上に対する意識を従来以上に高めるとともに、当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、2021年3月期より譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。

金銭報酬債権額	執行役・執行役員(取締役兼務者を含む)：月額基本報酬額×4ヶ月分 非業務執行取締役：月額基本報酬額×1ヶ月分
報酬対象期間	1年間
割当株数の算出	個別金銭報酬債権÷基準株価(100株未満切り捨て) 基準株価：割当決議日の前取引日(当該日に株価が付かない場合にはその前取引日)の東京証券取引所における当社株式の終値
譲渡制限期間	30年間 ただし譲渡制限期間中に当社グループ全役員のいずれの地位からも任期満了若しくは当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除

< 最近事業年度における委員会の活動内容 >

2024年3月期は報酬委員会を全8回開催し、企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や、各役員の個別報酬額を審議・決議しています。報酬委員会における審議結果に基づき、2023年度賞与支給方法については2023年5月、譲渡制限付株式報酬制度の2023年度における株式の割当を条件とした金銭報酬債権付については2023年8月、「役員報酬ガイドライン」の改定については2024年2月に、次年度(2025年3月期)の役員人事体制における基本報酬額案については2024年2月、2024年3月期分の役員賞与支給額案については2024年5月の報酬委員会においてそれぞれ決議していま

す。

なお、報酬委員会は、前述の当社役員の報酬等に関する基本原則のうち、「3.（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに每期参画し、年間報酬の水準額が全社業績連動報酬の目標達成時に平均相当となるよう検証しており、また、2021年3月期に導入した譲渡制限付株式報酬制度により、同原則「1.株主と役員の利害一致の促進」「2.業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大」が維持・確保されていると考えています。当該年度に係る取締役等の報酬等の内容については、報酬委員会が役員報酬原則に基づき上記の具体的な基準を決定し当該基準に従い決定したため、前述の当社役員の報酬等に関する基本原則に沿っているものと判断しています。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	55	53		2	5
執行役	295	146	97	51	4
社外役員 (社外取締役)	87	81		6	8

- (注) 1 上記の取締役の報酬等には、2023年6月20日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名への支給額を含めております。
- 2 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分に分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しています。
- 3 執行役への賞与は、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標として全社営業利益額とESG指標を使用しております。上記賞与額は、2023年4月から2024年3月を対象期間とし、2024年7月に支給する予定の未払い賞与額を記載しています。
- 4 当社は前述の方針に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等にこの譲渡制限付株式に係る費用のうち、2024年3月期中に費用計上した額を記載しています。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
細谷 敏幸	127	執行役	提出会社	64	40	21

- (注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。
- 2 報酬等の額には、兼務する取締役としての報酬等も含まれます。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするいわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

株式会社三越伊勢丹における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社三越伊勢丹については以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式（上場株式）については、毎年の当社取締役会において、個別銘柄の保有合理性を定量面と定性面から総合的に判断しております。定量面では、関連取引利益、配当金を含めた株式保有による収益等の観点から、定性面では、お取引先企業との円滑な取引関係の維持の観点から検証を行っており、政策保有株式縮減に向けて、保有銘柄の状況を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	31	231
非上場株式以外の株式	28	27,978

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	8	取引先持株会の拠出

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	3,428

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	3,165,190	3,165,190	主要金融機関として、財務活動の 円滑化及び安定化のために保有して います。	有
	4,928	2,683		
清水建設株式会社	3,230,172	3,230,172	施設関連の取引先として、事業活 動の円滑化のために保有していま す。	有
	3,231	2,422		
三井物産株式会社	435,528	435,528	百貨店セグメントにおける安定的 な商品販売のために保有していま す。	有
	3,094	1,792		
TOPPAN株式会 社	614,107	614,107	販促関連の取引先として、事業活 動の円滑化を図るために保有して います。	有
	2,382	1,636		
ロイヤルホールデ ィングス株式会社	681,000	681,000	百貨店の仕入取引など営業活動の 円滑化を図るために保有していま す。	有
	1,710	1,897		
株式会社オンワード ホールディングス	2,532,447	2,514,435	百貨店の仕入取引など営業活動 の円滑化を図るために保有してい ます。 2023年度において、取引先持株 会の拠出により保有株数が18,012 株増加しています。	有
	1,446	963		
高砂熱学工業株式会 社	279,180	279,180	施設関連の取引先として、事業活 動の円滑化のために保有していま す。	有
	1,362	588		
美津濃株式会社	205,720	205,720	百貨店の仕入取引など営業活動の 円滑化を図るために保有していま す。	有
	1,308	638		
東日本旅客鉄道株式 会社	434,700	144,900	出店賃借先として、事業活動の円 滑化のために保有しております。 2023年度において、株式分割によ り保有株数が289,800株増加して います	有
	1,268	1,062		
株式会社松屋	1,115,700	1,115,700	業界動向等の情報収集のために保 有しています。	有
	1,266	1,230		
西日本旅客鉄道株式 会社	338,000	169,000	株式会社ジェイアール西日本伊勢 丹の合弁先として、協業を円滑に 進めるために保有しています。 2023年度において、株式分割によ り保有株数が169,000株増加して います。	有
	1,060	922		
ヤマトホールディ ィングス株式会社	484,000	484,000	物流契約先として、事業活動の円 滑化のために保有しています。	有
	1,044	1,098		
松竹株式会社	98,500	98,500	百貨店セグメントにおける安定的 な商品販売のために保有していま す。	有
	961	1,125		
三菱倉庫株式会社	135,500	135,500	百貨店セグメントにおける安定的 な商品販売のために保有していま す。	有
	674	421		
三菱鉛筆株式会社	230,000	230,000	百貨店の仕入取引など営業活動の 円滑化を図るために保有していま す。	有
	587	373		
株式会社歌舞伎座	115,000	115,000	百貨店セグメントにおける安定的 な商品販売のために保有していま す。	無
	538	546		
株式会社ルックホー ルディングス*	134,400	134,400	百貨店の仕入取引など営業活動の 円滑化を図るために保有していま す。	有
	358	306		
株式会社第四北越 フィナンシャルグ ループ*	62,964	62,964	金融機関として、財務活動の円滑 化及び安定化のために保有してい ます。	有
	280	181		
S O M P O ホール ディングス株式会 社*	43,791	14,597	保険契約先として、取引の円滑化 のために保有しています。2023年 度において、株式分割により保有 株数が29,194株増加しています。	有
	139	76		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
新潟交通株式会社 *	50,000	50,000	新潟地区における営業活動の円滑化のために保有しています。	無
	103	101		
三機工業株式会社 *	30,000	30,000	施設関連の取引先として、事業活動の円滑化のために保有しています。	有
	64	43		
株式会社百十四銀行 *	13,200	13,200	金融機関として、財務活動の円滑化及び安定化のために保有しています。	有
	39	24		
株式会社東京會館 *	9,000	9,000	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しています。	有
	37	30		
伊藤忠食品株式会社 *	5,000	5,000	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しています。	有
	36	25		
日本マクドナルドホールディングス株式会社 *	4,349	4,270	百貨店セグメントにおける安定的な商品販売のために保有しています。 2023年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が79株増加しています。	無
	29	23		
株式会社ツカモトコーポレーション *	9,519	9,519	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しています。	有
	12	14		
三井不動産株式会社 *	6,042	2,014	百貨店セグメントにおける安定的な商品販売のために保有しています。 2023年度において、株式分割により保有株数が4,028株増加しています。	有
	9	5		
株式会社ナイガイ *	3,841	3,841	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しています。	有
	1	1		
株式会社T S Iホールディングス	-	2,367,400	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しております。	無
	-	1,500		
大正製薬ホールディングス株式会社	-	165,600	百貨店セグメントにおける安定的な商品販売のために保有しております。	有
	-	914		
株式会社デザート *	-	52,277	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しております。	無
	-	216		
三共生興株式会社 *	-	24,000	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しております。	有
	-	13		
株式会社リーガルコーポレーション *	-	4,730	百貨店の仕入取引など営業活動の円滑化を図るために保有しております。	無
	-	8		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、2023年8月3日開催の当社取締役会において、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し判断しております。

2 「-」は当該銘柄を保有していないことを示しております。

3 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。

4 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井不動産株式会社	780,000	260,000	百貨店セグメントにおける安定的な商品販売のために保有しています。2023年度において、株式分割により保有株数が520,000株増加しています。 退職給付信託として抛出し、議決権行使を指図。	有
	1,285	645		
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	115,500	115,500	主要金融機関として、財務活動の円滑化及び安定化のために保有しています。 退職給付信託として抛出し、議決権行使を指図。	有
	1,028	611		
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社*	208,500	69,500	保険契約先として、取引の円滑化のために保有しています。2023年度において、株式分割により保有株数が139,000株増加しています。 退職給付信託として抛出し、議決権行使を指図。	有
	565	285		

(注) 1 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。

2 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

ア. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	696
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	105,692	68,177
受取手形、売掛金及び契約資産	1 133,922	1 154,501
有価証券	859	1,183
商品	24,644	23,779
製品	401	372
仕掛品	332	487
原材料及び貯蔵品	606	616
その他	25,544	41,772
貸倒引当金	4,266	4,114
流動資産合計	287,735	286,776
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	465,091	471,726
減価償却累計額	316,083	325,594
建物及び構築物（純額）	149,007	146,132
土地	528,032	529,485
建設仮勘定	8,619	13,034
使用権資産	5,778	5,677
減価償却累計額	3,611	4,719
使用権資産（純額）	2,167	957
その他	66,457	66,115
減価償却累計額	50,814	50,893
その他（純額）	15,643	15,221
有形固定資産合計	703,470	704,831
無形固定資産		
ソフトウェア	17,334	17,234
のれん	10,332	9,489
その他	23,386	23,366
無形固定資産合計	51,052	50,090
投資その他の資産		
投資有価証券	2 120,864	2 132,956
長期貸付金	80	13
差入保証金	40,624	37,438
退職給付に係る資産	3,538	3,531
繰延税金資産	4,249	4,661
その他	5,816	5,229
貸倒引当金	181	468
投資その他の資産合計	174,993	183,362
固定資産合計	929,517	938,284
繰延資産		
社債発行費	55	41
繰延資産合計	55	41
資産合計	1,217,308	1,225,103

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	104,802	116,091
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	4 26,568	4 22,454
コマーシャル・ペーパー	40,000	25,000
未払法人税等	4,969	6,927
契約負債	100,386	99,132
商品券	25,054	25,608
賞与引当金	10,423	12,093
ポイント引当金	2,103	2,323
商品券回収損引当金	14,523	13,242
その他	64,876	70,300
流動負債合計	403,709	393,175
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	68,300	53,300
繰延税金負債	118,027	111,560
退職給付に係る負債	33,470	30,855
関係会社事業損失引当金	9	4
持分法適用に伴う負債	3 3,520	-
その他	17,752	15,384
固定負債合計	261,079	231,103
負債合計	664,788	624,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,276	51,470
資本剰余金	323,609	323,857
利益剰余金	162,708	210,679
自己株式	18,159	32,990
株主資本合計	519,434	553,017
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,514	11,329
繰延ヘッジ損益	2	0
為替換算調整勘定	20,931	27,652
退職給付に係る調整累計額	237	1,919
その他の包括利益累計額合計	26,685	40,901
新株予約権	886	499
非支配株主持分	5,512	6,405
純資産合計	552,519	600,824
負債純資産合計	1,217,308	1,225,103

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	1 487,407	1 536,441
売上原価	200,857	217,504
売上総利益	286,550	318,937
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	8,760	9,588
ポイント引当金繰入額	27	220
給料手当及び賞与	75,025	76,512
退職給付費用	3,843	3,859
貸倒引当金繰入額	465	532
減価償却費	23,340	22,721
地代家賃	32,143	32,777
業務委託費	28,985	29,871
その他	84,406	88,485
販売費及び一般管理費合計	256,943	264,568
営業利益	29,606	54,369
営業外収益		
受取利息	368	562
受取配当金	604	570
持分法による投資利益	1,801	6,933
その他	1,762	2,394
営業外収益合計	4,536	10,461
営業外費用		
支払利息	776	731
固定資産除却損	1,218	1,986
商品券回収損引当金繰入額	252	263
その他	1,878	1,973
営業外費用合計	4,126	4,953
経常利益	30,017	59,877

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1,446
段階取得に係る差益	3,810	-
特別利益合計	3,810	1,446
特別損失		
減損損失	2 4,969	2 1,456
投資有価証券評価損	-	444
賃貸借契約変更損	-	3 1,179
店舗閉鎖損失	4 649	4 2,941
事業構造改善費用	5 66	5 180
新型コロナウイルス感染症による損失	6 315	-
特別損失合計	5,999	6,203
税金等調整前当期純利益	27,827	55,120
法人税、住民税及び事業税	6,125	9,264
法人税等調整額	10,668	9,641
法人税等合計	4,542	376
当期純利益	32,370	55,497
非支配株主に帰属する当期純損失()	7	83
親会社株主に帰属する当期純利益	32,377	55,580

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
当期純利益	32,370	55,497
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,503	4,884
繰延ヘッジ損益	41	2
為替換算調整勘定	2,348	1,739
退職給付に係る調整額	599	1,682
持分法適用会社に対する持分相当額	1,362	6,432
その他の包括利益合計	6,772	14,737
包括利益	39,142	70,234
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	38,435	69,796
非支配株主に係る包括利益	707	437

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,162	323,812	134,558	18,364	491,168
当期変動額					
新株の発行	114	114	-	-	229
剰余金の配当	-	-	4,198	-	4,198
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	32,377	-	32,377
自己株式の取得	-	-	-	7	7
自己株式の処分	-	25	-	212	186
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	29	-	29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	292	-	-	292
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	114	203	28,149	204	28,265
当期末残高	51,276	323,609	162,708	18,159	519,434

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,450	43	15,501	367	20,627	1,115	4,748	517,660
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	229
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	4,198
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	32,377
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	7
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	186
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	29
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	292
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	64	41	5,430	604	6,057	229	764	6,592
当期変動額合計	64	41	5,430	604	6,057	229	764	34,858
当期末残高	5,514	2	20,931	237	26,685	886	5,512	552,519

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	51,276	323,609	162,708	18,159	519,434
当期変動額					
新株の発行	193	193	-	-	387
剰余金の配当	-	-	7,640	-	7,640
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	55,580	-	55,580
自己株式の取得	-	-	-	15,012	15,012
自己株式の処分	-	54	-	181	236
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	31	-	31
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	0	-	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	193	248	47,971	14,831	33,582
当期末残高	51,470	323,857	210,679	32,990	553,017

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,514	2	20,931	237	26,685	886	5,512	552,519
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	387
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	7,640
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	55,580
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	15,012
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	236
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	31
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,814	2	6,721	1,682	14,216	387	893	14,722
当期変動額合計	5,814	2	6,721	1,682	14,216	387	893	48,304
当期末残高	11,329	0	27,652	1,919	40,901	499	6,405	600,824

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	27,827	55,120
減価償却費	24,989	24,309
減損損失	5,002	2,662
のれん償却額	632	843
貸倒引当金の増減額(は減少)	26	133
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	557	194
受取利息及び受取配当金	972	1,133
支払利息	776	731
持分法による投資損益(は益)	1,801	6,933
賃貸借契約変更損	-	1,179
段階取得に係る差損益(は益)	3,810	-
固定資産処分損益(は益)	1,218	1,986
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,446
投資有価証券評価損益(は益)	-	444
売上債権の増減額(は増加)	10,500	34,115
棚卸資産の増減額(は増加)	1,347	899
仕入債務の増減額(は減少)	14,482	10,726
未払費用の増減額(は減少)	914	356
未払金の増減額(は減少)	1,619	3,573
その他	779	1,921
小計	61,531	57,221
利息及び配当金の受取額	4,059	5,879
利息の支払額	783	739
法人税等の支払額	3,160	7,279
法人税等の還付額	4,654	1,812
営業活動によるキャッシュ・フロー	66,301	56,895

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	510	551
定期預金の払戻による収入	510	551
短期貸付金の純増減額（は増加）	94	468
有形固定資産の取得による支出	12,871	21,568
有形及び無形固定資産の売却による収入	72	250
無形固定資産の取得による支出	5,418	5,907
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	656	3,874
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,087	4,299
敷金及び保証金の回収による収入	2,721	1,757
敷金及び保証金の差入による支出	323	272
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 10,599	-
その他	1,944	1,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,026	27,015
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	66	379
長期借入れによる収入	5,800	-
長期借入金の返済による支出	5,800	19,500
社債の償還による支出	10,000	10,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	-	15,000
配当金の支払額	4,194	7,616
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	7	15,012
非支配株主への配当金の支払額	57	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	281	17
その他	1,591	1,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,198	68,485
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,489	1,287
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	24,565	37,318
現金及び現金同等物の期首残高	84,472	109,039
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1	669
現金及び現金同等物の期末残高	1 109,039	1 72,390

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 38 社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、ミツコシフェデラルリテイル INC. は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)愛生、(株)レオマート

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 6 社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローパー Co., Ltd.、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社

なお、当連結会計年度において、仁恒伊勢丹商業有限公司は、一部持分の売却により持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、ミツコシフェデラルリテイルINC.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として7~10年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7~10年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(百貨店業)

商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、EC等による商品の販売については、商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、EMアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

(不動産業)

不動産業においては、建築・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払金利
為替予約	外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を

省略することとしております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法...特例処理によっている。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の支払金利

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、13年間の均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損損失	4,237
固定資産	599,277

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の予算を基礎に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、感染前の日常生活を取り戻しつつあるものの、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で新型コロナウイルス感染症の影響からの回復度合いを考慮して、インバウンド需要が回復するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	34,226

これは、主にグループ通算制度を適用している会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に引き下げられ、感染前の日常生活を取り戻しつつあるものの、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で新型コロナウイルス感染症の影響からの回復度合いを考慮して、インバウンド需要が回復するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	10,332

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当該のれんを含む固定資産の減損の兆候に関する判断は、資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行っております。

当該のれんは、当該会社の将来の超過収益力に基づき計上しております。のれんの償却期間については、企業結合の対価の算定基礎とした投資の合理的な回収期間に基づいて決定しており、その効果の発現する期間にわたって定期的に償却しておりますが、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、当該会社の超過収益力が毀損して減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、当連結会計年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、減損の兆候の有無を検討した結果、当該会社ののれんに減損の兆候はないと判断しております。

主要な仮定

将来事業計画に用いた主要な仮定は、P B商品強化による売上成長及び新規出店による成長戦略であります。

P B商品強化による売上成長については、当該会社の強みである顧客基盤と独自性の強い商品開発力を活かしたP B商品の販売拡大により、売上が成長すると仮定しております。

新規出店による成長戦略については、将来の事業計画においてスーパーマーケット店舗の継続した新規出店を予定しており、新規出店を実現することでスーパーマーケット事業の売上が拡大成長するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、のれんを含む資産グループにおいて減損の兆候があると認められ、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損損失	723
固定資産	601,004

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、インバウンド需要が伸長するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	43,623

これは、主にグループ通算制度を適用している会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に、為替相場の変動、エネルギー価格や物価の高騰など、引き続き将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

主要な仮定

グループ通算制度適用会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しであります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、インバウンド需要が伸長するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りにについては、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において見積りを行っております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. (株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	9,489

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

(株)エムアイフードスタイルを連結子会社化した際に発生したのれんを含む固定資産の減損の兆候に関する判断は、資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行っております。

当該のれんは、(株)エムアイフードスタイルの将来の超過収益力に基づき計上しております。のれんの償却期間については、企業結合の対価の算定基礎とした投資の合理的な回収期間に基づいて決定しており、その効果の発現する期間にわたって定期的に償却しておりますが、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、取得時に策定した事業計画よりも実績が著しく下方に乖離し、超過収益力が毀損して減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、当連結会計年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、減損の兆候の有無を検討した結果、(株)エムアイフードスタイルののれんに減損の兆候はないと判断しております。

主要な仮定

将来事業計画に用いた主要な仮定は、P B商品強化による売上総利益の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略であります。

P B商品強化による売上総利益の改善については、当該会社の強みである顧客基盤と独自性の強い商品開発力を活かしたP B商品の販売拡大により、売上総利益が改善すると仮定しております。

既存店売上の維持については、(株)エムアイフードスタイルの強みである顧客基盤に対応した販売戦略及び継続的な販促活動を通じた過去の売上実績と、スーパーマーケット業界の動向を考慮し、同水準の売上が維持されると仮定しております。

新規出店による成長戦略については、将来の事業計画においてスーパーマーケット店舗の継続した新規出店を予定しており、新規出店を実現することでスーパーマーケット事業の売上が拡大成長するものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、のれんを含む資産グループにおいて減損の兆候があると認められ、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式)	92,991百万円	100,911百万円

3 偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証等を行っております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
従業員住宅ローン保証	27百万円	従業員住宅ローン保証 21百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)	5,923百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹 8,040百万円
仁恒伊勢丹商業有限公司 (注)	130百万円	仁恒伊勢丹商業有限公司 - 百万円
保証債務等合計	6,081百万円	保証債務等合計 8,061百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

4 貸出コミットメント

(1) 貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	85,591百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額 88,249百万円
実行残高	1,086百万円	実行残高 1,085百万円
差引額	84,505百万円	差引額 87,163百万円

(2) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
特定融資枠契約の総額	50,000百万円	特定融資枠契約の総額 50,000百万円
借入実行残高	- 百万円	借入実行残高 - 百万円
差引額	50,000百万円	差引額 50,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	土地	1,189	松山三越(愛媛県松山市)
	建物及び構築物	1,921	
	その他	124	
店舗	建物及び構築物 その他	464 52	中小型店舗(神奈川県横浜市 他)
店舗	建物及び構築物 使用権資産 その他	16 276 79	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
店舗	建物及び構築物 その他	229 30	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗	建物及び構築物 その他	125 83	福岡三越(福岡県福岡市)
店舗	建物及び構築物 その他	17 8	広島三越(広島県広島市)他
その他	建物及び構築物	353	東京都中央区 他
	ソフトウェア	1	
	その他	27	
	合計	5,002	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、33百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約7%～9%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	32	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
	使用権資産	637	
	その他	300	
店舗	建物及び構築物	391	クイーンズ伊勢丹(東京都杉並区 他)
	差入保証金	245	
	その他	13	
店舗	建物及び構築物	292	伊勢丹立川店(東京都立川市)
	その他	121	
店舗	建物及び構築物	5	中小型店舗(東京都渋谷区 他)
	差入保証金	272	
	その他	5	
店舗	建物及び構築物	283	天津伊勢丹(中国 天津市)他
	その他	61	
	合計	2,662	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、1,205百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約7%~9%で割り引いて算定しております。

3 当連結会計年度における賃貸借契約変更損は、店舗の賃貸借契約について、敷金返還請求権や原状回復義務等の条件変更を行ったことにより発生したものであります。

4 前連結会計年度における店舗閉鎖損失は、成都伊勢丹百貨有限公司の営業終了によるもの等であり、主に従業員の退職費用342百万円であります。

当連結会計年度における店舗閉鎖損失は、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、株式会社エムアイフーズスタイルのクイーンズ伊勢丹店舗の営業終了によるもの等であり、主に減損損失1,205百万円、従業員の退職費用1,049百万円であります。

5 前連結会計年度における事業構造改善費用は、株式会社広島三越、株式会社高松三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用であります。

当連結会計年度における事業構造改善費用は、株式会社広島三越、株式会社高松三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用であります。

6 前連結会計年度における新型コロナウイルス感染症による損失は、当社の在外連結子会社において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を背景とした現地政府等の要請を受け、店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等(人件費、地代家賃、減価償却費等)であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,677百万円	8,378百万円
組替調整額	248百万円	1,466百万円
税効果調整前	3,428百万円	6,912百万円
税効果額	924百万円	2,027百万円
その他有価証券評価差額金	2,503百万円	4,884百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2百万円	0百万円
組替調整額	66百万円	2百万円
税効果調整前	64百万円	2百万円
税効果額	23百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益	41百万円	2百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,348百万円	1,739百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	477百万円	1,968百万円
組替調整額	371百万円	456百万円
税効果調整前	849百万円	2,424百万円
税効果額	249百万円	742百万円
退職給付に係る調整額	599百万円	1,682百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	1,343百万円	6,432百万円
組替調整額	18百万円	-百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	1,362百万円	6,432百万円
その他の包括利益合計	6,772百万円	14,737百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	396,736,654	194,500	-	396,931,154

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加194,500株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	15,199,783	24,081	175,710	15,048,154

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの5,881株及び、譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの18,200株であります。

減少は、単元未満株式の買増請求によるもの210株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの175,500株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	886
合計			-	-	-	-	886

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,907	5.00	2022年3月31日	2022年6月28日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	2,290	6.00	2022年9月30日	2022年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,055	8.00	2023年3月31日	2023年6月21日

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	396,931,154	333,900	-	397,265,054

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加333,900株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	15,048,154	7,029,602	150,316	21,927,440

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの7,502株、取締役会決議による自己株式取得によるもの7,002,400株、及び譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの19,700株です。

減少は、単元未満株式の買増請求によるもの16株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの150,300株です。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	499
合計			-	-	-	-	499

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,055	8.00	2023年3月31日	2023年6月21日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	4,585	12.00	2023年9月30日	2023年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,257	22.00	2024年3月31日	2024年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	105,692百万円	68,177百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	10百万円	10百万円
流動資産のその他	3,356百万円	4,222百万円
現金及び現金同等物	109,039百万円	72,390百万円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社エムアイフードスタイルを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに、株式会社エムアイフードスタイル株式の取得価額と株式会社エムアイフードスタイル取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	5,947百万円
固定資産	6,362
のれん	10,965
流動負債	4,017
固定負債	1,308
非支配株主持分	103
小計	17,845
支配獲得時までの持分法評価額	2,257百万円
段階取得に係る差益	3,810
株式の取得価額	11,778百万円
現金及び現金同等物	1,178
差引：取得のための支出	10,599百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	14,048百万円	11,949百万円
1年超	49,413百万円	41,451百万円
合計	63,462百万円	53,401百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内	2,289百万円	2,351百万円
1年超	4,427百万円	2,573百万円
合計	6,717百万円	4,925百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,698	2,637	61
其他有価証券	23,472	23,472	-
(2)差入保証金	40,624	38,880	1,744
資産計	66,796	64,991	1,805
(1)社債	30,000	29,825	175
(2)長期借入金	87,800	86,907	892
負債計	117,800	116,732	1,067
デリバティブ取引	2	2	-

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は95,220百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、332百万円であります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	103,236	-	-	-
受取手形	50	-	-	-
売掛金	133,235	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	517	1,930	250	-
差入保証金	1,498	2,527	54	694
合計	238,538	4,457	305	694

(注6) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	10,000	-	-	-	10,000	10,000
長期借入金	19,500	15,000	33,300	10,000	10,000	-
合計	29,500	15,000	33,300	10,000	20,000	10,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	23,472	-	-	23,472
デリバティブ取引	-	2	-	2
資産計	23,472	2	-	23,475

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	2,637	-	2,637
差入保証金	-	-	38,880	38,880
資産計	-	2,637	38,880	41,518
社債	-	29,825	-	29,825
長期借入金	-	86,907	-	86,907
負債計	-	116,732	-	116,732

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一体として処理しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,835	2,831	4
其他有価証券	28,446	28,446	-
(2)差入保証金	37,438		
貸倒引当金	305		
	37,133	35,002	2,131
資産計	68,415	66,280	2,135
(1)社債	20,000	19,741	259
(2)長期借入金	68,300	67,596	703
負債計	88,300	87,337	962
デリバティブ取引	0	0	-

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものことから、記載を省略しています。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は102,555百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、302百万円であります。

(注5) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注6) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	65,273	-	-	-
受取手形	71	-	-	-
売掛金	152,949	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	874	1,344	616	-
差入保証金	5,222	7,719	6,821	10,217
合計	224,391	9,064	7,437	10,217

(注7) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	-	10,000	10,000	-
長期借入金	15,000	33,300	10,000	10,000	-	-
合計	15,000	33,300	10,000	20,000	10,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	28,446	-	-	28,446
デリバティブ取引	-	0	-	0
資産計	28,446	0	-	28,446

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	-	-	-	-
満期保有目的の債券	-	2,831	-	2,831
差入保証金	-	-	35,002	35,002
資産計	-	2,831	35,002	37,833
社債	-	19,741	-	19,741
長期借入金	-	67,596	-	67,596
負債計	-	87,337	-	87,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一体として処理しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	60	99	39
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	2,638	2,537	100
合計	2,698	2,637	61

2 その他有価証券(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	21,922	10,434	11,488
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	21,922	10,434	11,488
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,550	1,980	429
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,550	1,980	429
合計		23,472	12,414	11,058

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	1,241	315	-
合計	1,241	315	-

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について2百万円(その他有価証券の株式2百万円)減損処理を行っておりません。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券（2024年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	578	617	39
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	2,257	2,213	43
合計	2,835	2,831	4

2 その他有価証券（2024年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	28,009	9,912	18,096
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	28,009	9,912	18,096
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	437	569	132
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	437	569	132
合計		28,446	10,482	17,964

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	3,430	1,466	-
合計	3,430	1,466	-

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について554百万円（その他有価証券の株式554百万円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	112	-	2
	ユーロ				
	米ドル				
合計		116	-	2	

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	3	-	0
	米ドル				
合計		3	-	0	

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度であります）が、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	35,266	35,342
勤務費用	2,194	2,068
利息費用	49	93
数理計算上の差異の発生額	378	643
退職給付の支払額	2,684	2,880
連結範囲の変更に伴う変動	894	-
退職給付債務の期末残高	35,342	33,979

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	5,992	5,410
期待運用収益	58	56
数理計算上の差異の発生額	109	1,324
退職給付の支払額	749	137
年金資産の期末残高	5,410	6,655

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	14,993	14,325
年金資産	5,410	6,655
	9,582	7,670
非積立型制度の退職給付債務	20,348	19,653
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	29,931	27,324
退職給付に係る負債	33,470	30,855
退職給付に係る資産	3,538	3,531
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	29,931	27,324

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	2,194	2,068
利息費用	49	93
期待運用収益	58	56
数理計算上の差異の費用処理額	190	227
過去勤務費用の費用処理額	181	229
確定給付制度に係る退職給付費用	2,556	2,561

(注) 上記の退職給付費用以外に退職加算金等として、前連結会計年度で66百万円、当連結会計年度で180百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	181	229
数理計算上の差異	667	2,195
合計	849	2,424

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識過去勤務費用	606	377
未認識数理計算上の差異	951	3,147
合計	344	2,770

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
債券	32%	25%
株式	29%	44%
一般勘定	38%	31%
その他	1%	0%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度30%、当連結会計年度44%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.0~0.9%	0.0~0.9%
長期期待運用収益率	0.0~1.5%	0.0~1.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,293百万円、当連結会計年度1,341百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

- 1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額
該当事項はありません。
- 3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	第14回	第15回	第16回
決議年月日	2010年1月29日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役4名、執行役員9名	当社の社内取締役5名及び執行役員7名	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 242,600株	普通株式 93,000株	普通株式 196,600株
付与日	2010年2月26日	2011年2月15日	2011年2月15日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2011年4月1日～2026年2月26日	2012年3月1日～2027年2月15日	2012年3月1日～2027年2月15日
新株予約権の数(個)(注)2	- [-] (注)3	- [-] (注)3	- [-] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 - [-]	普通株式 - [-]	普通株式 - [-]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第17回	第18回	第19回
決議年月日	2012年1月27日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議	2013年1月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員17名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名	当社の社内取締役6名及び執行役員15名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 245,000株	普通株式 149,600株	普通株式 205,300株
付与日	2012年2月17日	2012年2月17日	2013年2月15日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2013年3月1日～2028年2月17日	2013年3月1日～2028年2月17日	2014年3月1日～2029年2月15日
新株予約権の数(個)(注)2	69 [69] (注)3	117 [117] (注)3	20 [20] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 6,900 [6,900]	普通株式 11,700 [11,700]	普通株式 2,000 [2,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第20回	第21回	第22回
決議年月日	2013年1月25日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員15名	当社の社内取締役6名及び執行役員22名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 154,000株	普通株式 180,000株	普通株式 61,100株
付与日	2013年2月15日	2014年2月14日	2014年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2014年3月1日～2029年2月15日	2015年3月1日～2030年2月14日	2015年3月1日～2030年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	124 [124] (注)3	179 [179] (注)3	9 [9] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 12,400 [12,400]	普通株式 17,900 [17,900]	普通株式 900 [900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第23回	第24回	第25回
決議年月日	2015年1月30日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議	2016年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員23名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名	当社の社内取締役5名及び執行役員21名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 151,400株	普通株式 51,600株	普通株式 130,700株
付与日	2015年2月17日	2015年2月17日	2016年2月16日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2016年3月1日～2031年2月17日	2016年3月1日～2031年2月17日	2017年3月1日～2032年2月16日
新株予約権の数(個)(注)2	201 [201] (注)3	- [-] (注)3	243 [191] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 20,100 [20,100]	普通株式 - [-]	普通株式 24,300 [19,100]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第26回	第27回	第29回
決議年月日	2016年1月29日開催の取締役会決議	2017年1月27日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員24名	当社の社内取締役5名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 57,700株	普通株式 196,200株	普通株式 168,300株
付与日	2016年2月16日	2017年2月14日	2017年10月13日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2017年3月1日～2032年2月16日	2018年3月1日～2033年2月14日	2018年11月1日～2033年10月13日
新株予約権の数(個)(注)2	- [-] (注)3	518 [450] (注)3	614 [538] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 - [-]	普通株式 51,800 [45,000]	普通株式 61,400 [53,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第30回	第31回	第32回
決議年月日	2017年9月28日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名	当社の社内取締役5名及び執行役員8名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 117,200株	普通株式 104,500株	普通株式 105,400株
付与日	2017年10月13日	2018年7月3日	2018年7月3日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2018年11月1日～2033年10月13日	2019年8月1日～2034年7月3日	2019年8月1日～2034年7月3日
新株予約権の数(個)(注)2	199 [189] (注)3	387 [387] (注)3	303 [303] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 19,900 [18,900]	普通株式 38,700 [38,700]	普通株式 30,300 [30,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第33回	第34回
決議年月日	2019年6月17日開催の取締役会決議	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員6名	株式会社三越伊勢丹社内取締役4名及び執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 123,300株	普通株式 128,400株
付与日	2019年7月2日	2019年7月2日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定められていません	定められていません
権利行使期間	2020年8月1日～2035年7月2日	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	817 [817] (注)3	671 [573] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 81,700 [81,700]	普通株式 67,100 [57,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員(当社のグループ役員規程に定義される。以下同様とする。)のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - イ) 会社法に定める取締役及び執行役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ロ) 当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれかを解任された場合
 - ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
 - ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第14回	第15回	第16回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	3,800	6,000	6,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	3,800	6,000	6,000
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

	第17回	第18回	第19回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	25,400	26,400	26,700
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	18,500	14,700	24,700
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	6,900	11,700	2,000

	第20回	第21回	第22回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	39,100	44,700	12,400
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	26,700	26,800	11,500
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	12,400	17,900	900

	第23回	第24回	第25回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	61,900	800	51,700
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	41,800	800	27,400
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	20,100	-	24,300

	第26回	第27回	第29回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	3,900	74,400	92,600
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	3,900	22,600	31,200
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	51,800	61,400

	第30回	第31回	第32回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後	-	-	-
前連結会計年度末(株)	21,400	60,500	45,800
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	1,500	21,800	15,500
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	19,900	38,700	30,300

	第33回	第34回
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前	-	-
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後	-	-
前連結会計年度末(株)	101,900	75,600
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	20,200	8,500
失効(株)	-	-
未行使残(株)	81,700	67,100

単価情報

	第14回	第15回	第16回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,506円	1,506円	1,470円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 97,000円	新株予約権1個当たり 97,000円

	第17回	第18回	第19回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,584円	1,465円	1,634円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 84,500円	新株予約権1個当たり 84,500円	新株予約権1個当たり 88,500円

	第20回	第21回	第22回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,510円	1,592円	1,562円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,500円	新株予約権1個当たり 114,600円	新株予約権1個当たり 114,600円

	第23回	第24回	第25回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,578円	1,589円	1,576円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 169,000円	新株予約権1個当たり 169,000円	新株予約権1個当たり 126,600円

	第26回	第27回	第29回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,542円	1,596円	1,605円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 126,600円	新株予約権1個当たり 133,600円	新株予約権1個当たり 121,400円

	第30回	第31回	第32回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,589円	1,610円	1,582円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 121,400円	新株予約権1個当たり 130,200円	新株予約権1個当たり 130,200円

	第33回	第34回
会社名	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	1,627円	1,558円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 85,400円	新株予約権1個当たり 85,400円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	1,321百万円	1,271百万円
賞与引当金	3,405	3,890
退職給付に係る負債	9,165	8,237
減価償却費	7,122	6,540
投資有価証券評価損	948	1,111
商品券回収損引当金	4,465	4,065
土地等評価損及び減損損失	5,069	4,758
繰越欠損金	46,154	38,112
ポイント引当金	644	711
契約負債	10,675	11,107
その他	6,109	5,849
繰延税金資産小計	95,083百万円	85,654百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	34,359	18,249
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	26,497	23,781
評価性引当額小計(注)1	60,857	42,030
繰延税金資産合計	34,226百万円	43,623百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	11,180百万円	11,117百万円
その他有価証券評価差額金	2,770	4,798
土地等評価益	51,652	51,601
時価評価による簿価修正額	76,439	76,421
その他	5,961	6,584
繰延税金負債合計	148,004百万円	150,522百万円
繰延税金資産(負債)の純額	113,778百万円	106,898百万円

(注) 1. 評価性引当額が18,826百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	570	308	437	895	510	43,431	46,154百万円
評価性引当額	570	308	437	885	338	31,818	34,359
繰延税金資産	-	-	-	9	172	11,613	(b) 11,794

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金46,154百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11,794百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	289	601	671	416	1,182	34,950	38,112百万円
評価性引当額	282	564	584	276	1,128	15,412	18,249
繰延税金資産	7	37	86	139	54	19,538	(b) 19,863

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金38,112百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産19,863百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
国内の法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.6	0.4
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	0.6	0.3
在外関係会社の留保利益	3.3	1.9
のれんの償却額	0.7	0.5
子会社の税率差異	0.1	0.7
持分法による投資損益	2.0	3.9
繰越欠損金の期限切れ	3.1	0.9
評価性引当額	56.4	29.6
段階取得に係る差益	4.2	-
その他	7.7	2.5
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	16.3%	0.7%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）」が2024年3月28日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、外形標準課税の適用対象法人の見直しが行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、一部の連結子会社において、法定実効税率を34.6%から30.6%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2023年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、546百万円であります。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、522百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,650百万円、減損損失は484百万円(特別損失に計上)であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	116,831	759	116,071	190,291

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、設備投資(231百万円)、および為替変動の影響(415百万円)であります。主な減少額は、減価償却費(920百万円)、および減損損失(484百万円)であります。
 3 時価の算定方法
 主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,902百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	116,071	255	115,815	196,474

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、設備投資(420百万円)、および為替変動の影響(246百万円)であります。主な減少額は、減価償却費(915百万円)であります。
 3 時価の算定方法
 主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計		
三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店	136,897	-	-	136,897	-	136,897
三越日本橋本店	57,684	-	-	57,684	-	57,684
三越銀座店	28,153	-	-	28,153	-	28,153
伊勢丹浦和店	11,808	-	-	11,808	-	11,808
伊勢丹立川店	11,530	-	-	11,530	-	11,530
岩田屋三越 岩田屋本店	26,436	-	-	26,436	-	26,436
名古屋三越 名古屋三越栄店	14,720	-	-	14,720	-	14,720
新潟三越伊勢丹 新潟伊勢丹店	14,830	-	-	14,830	-	14,830
その他店舗	101,408	-	-	101,408	-	101,408
クレジット・金融・友の会業	-	27,726	-	27,726	-	27,726
不動産業	-	-	13,272	13,272	-	13,272
その他	-	-	-	-	77,685	77,685
顧客との契約から生じる収益	403,470	27,726	13,272	444,468	77,685	522,154
その他の収益	12,549	3,097	7,245	22,893	42	22,935
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,674	12,708	2,909	18,291	39,391	57,683
外部顧客への売上高	413,346	18,115	17,608	449,070	38,337	487,407

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、メディア業、旅行業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店	149,855	-	-	149,855	-	149,855
	三越日本橋本店	61,053	-	-	61,053	-	61,053
	三越銀座店	38,042	-	-	38,042	-	38,042
	伊勢丹浦和店	11,999	-	-	11,999	-	11,999
	伊勢丹立川店	12,082	-	-	12,082	-	12,082
岩田屋三越	岩田屋本店	29,153	-	-	29,153	-	29,153
名古屋三越	名古屋三越栄店	15,158	-	-	15,158	-	15,158
新潟三越伊勢丹	新潟伊勢丹店	14,257	-	-	14,257	-	14,257
その他店舗		103,344	-	-	103,344	-	103,344
クレジット・金融・友の会業		-	29,024	-	29,024	-	29,024
不動産業		-	-	20,578	20,578	-	20,578
その他		-	-	-	-	91,071	91,071
顧客との契約から生じる収益		434,947	29,024	20,578	484,550	91,071	575,621
その他の収益		13,372	3,742	6,208	23,322	51	23,374
セグメント間の内部売上高又は振替高		2,836	13,399	5,667	21,903	40,650	62,554
外部顧客への売上高		445,482	19,367	21,119	485,969	50,472	536,441

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、メディア業、旅行業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（1）契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首残高 (2022年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	115	50
売掛金	120,208	133,235
	120,324	133,285
契約資産	600	636
契約負債	99,067	100,386

契約負債は主に、当社グループが付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は41,206百万円であります。

当連結会計年度の契約負債の増加は、主に国内百貨店における前受金が増加したことなどによるものです。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

2023年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は80,983百万円であり、当該残存履

行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,278百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首残高 (2023年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	50	71
売掛金	133,235	152,949
	133,285	153,021
契約資産	636	1,480
契約負債	100,386	99,132

契約負債は主に、当社グループが付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は43,393百万円であります。

当連結会計年度の契約負債の減少は、主に当社グループが発行した商品券が減少したことなどによるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2024年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は79,459百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から9年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は6,338百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。

「不動産業」は、不動産賃貸・テナントマネジメント・建物内装等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上額 (注) 3
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	413,346	18,115	17,608	449,070	38,337	487,407	-	487,407
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,674	12,708	2,909	18,291	39,391	57,683	57,683	-
計	416,020	30,823	20,518	467,362	77,728	545,090	57,683	487,407
セグメント利益	20,432	3,791	4,014	28,238	1,136	29,375	231	29,606
セグメント資産	1,019,900	200,441	117,419	1,337,760	52,335	1,390,096	172,788	1,217,308
その他の項目								
減価償却費	18,011	1,451	524	19,987	5,157	25,145	155	24,989
減損損失 (注) 4	4,616	-	-	4,616	386	5,002	-	5,002
持分法適用会社への投資額	91,817	-	-	91,817	-	91,817	-	91,817
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,361	2,515	218	17,095	3,287	20,383	75	20,307

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、メディア業、旅行業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額231百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

(2) セグメント資産の調整額 172,788百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 155百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 75百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、33百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	445,482	19,367	21,119	485,969	50,472	536,441	-	536,441
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,836	13,399	5,667	21,903	40,650	62,554	62,554	-
計	448,319	32,766	26,787	507,873	91,123	598,996	62,554	536,441
セグメント利益	45,159	4,050	3,044	52,254	2,073	54,328	40	54,369
セグメント資産	1,018,007	220,019	121,823	1,359,850	53,685	1,413,536	188,433	1,225,103
その他の項目								
減価償却費	17,375	1,871	528	19,775	4,693	24,469	160	24,309
減損損失 (注)4	2,011	-	-	2,011	650	2,662	-	2,662
持分法適用会社への 投資額	100,414	-	-	100,414	-	100,414	-	100,414
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	21,246	2,009	394	23,650	4,982	28,632	297	28,335

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、メディア業、旅行業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額40百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

(2) セグメント資産の調整額 188,433百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 160百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 297百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,205百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	632	-	632
当期末残高	-	-	-	-	10,332	-	10,332

(注) のれんは企業結合(株式会社エムアイフードスタイルの株式取得)により発生したものであります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	843	-	843
当期末残高	-	-	-	-	9,489	-	9,489

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)	9,120	-	-

(注)㈱ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領していません。当該債務保証につきましては、3,197百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	㈱ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)	8,040	-	-

(注)㈱ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領していません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所 在 地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員	細谷 敏幸	-	-	当社取締役代 表執行役社 長 CEO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	14	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2022年7月29日(本自己株処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券
取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所 在 地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員	細谷 敏幸	-	-	当社取締役代 表執行役社 長 CEO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	21	-	-
役員	牧野 欣功	-	-	当社取締役執 行役常務 CSDO兼CFO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	11	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2023年8月2日(本自己株処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券
取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	仁恒伊勢丹商業 有限公司	中華人民 共和国天 津市	400	百貨店業	(所有) 間接 49.0	-	資金の貸付 (注1、2) 債務保証 (注3)	431 465	短期 貸付金 -	431 -

- (注) 1 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2 持分法の適用により連結財務諸表上は短期貸付金を全額控除しております。
3 持分法の適用により連結財務諸表上は持分法適用に伴う負債323百万円を計上しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、仁恒伊勢丹商業有限公司(注)であり、各社の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	119,972
固定資産合計	246,561
流動負債合計	111,997
固定負債合計	108,538
純資産合計	145,998
売上高	110,762
税引前当期純利益	7,861
当期純利益	5,072

(注) 新光三越百貨股份有限公司及び仁恒伊勢丹商業有限公司の要約財務諸表は、2022年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司（注）、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、各社の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	144,062
固定資産合計	268,383
流動負債合計	118,042
固定負債合計	121,951
純資産合計	172,452
売上高	119,922
税引前当期純利益	19,280
当期純利益	16,548

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は、2023年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,430.07円	1,582.36円
1株当たり当期純利益	84.82円	145.79円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	84.62円	145.53円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	32,377	55,580
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	32,377	55,580
普通株式の期中平均株式数(千株)	381,707	381,243
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	902	676
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式取得契約の締結)

当社の子会社である株式会社三越伊勢丹(以下、「三越伊勢丹」)は、2024年4月1日に三越伊勢丹の子会社でありシンガポールにて伊勢丹の店舗を展開するIsetan (Singapore) Limitedと、同社の発行済株式の全て(三越伊勢丹が保有する対象会社株式を除く。)を取得することにより完全子会社化する手続きを開始することについて合意し、本件株式取得の実行に関するImplementation Agreementを締結しました。

- (1) 取得株式数 19,500,000株
- (2) 取得価額 約140百万シンガポールドル(約157億円)予定
- (3) 取得の時期 2024年8月予定
- (4) 株式取得方法及び手続き

本件株式取得は、シンガポール会社法及びシンガポールの買収合併コード(Singapore Code on Takeovers and Mergers、以下「本買収コード」)に基づくスキーム・オブ・アレンジメント(Scheme of Arrangement、以下「SOA」)により実施される予定です。SOAとは、シンガポール会社法上の株式取得手続きであり、対象会社の賛同の下、同社の株主の承認及びシンガポールの裁判所の許可を取得することにより、対象会社の既存株主から対象会社株式が移転する友好的な株式取得方法です。SOA成立のためには、対象会社の株主総会決議において、出席し、かつ、決議に参加した株主のうち、過半数かつ株式価値の75%以上の承認が得られることに加え、シンガポールの裁判所からの許可の取得等が必要となります。なお、三越伊勢丹は本買収コードの要請により当該株主総会において議決権を行使いたしません。ただし、上記株主の承認及び裁判所からの許可が得られない場合には、本件株式取得が実現しない可能性があります。

(自己株式の消却)

当社は、2024年2月2日開催の取締役会決議に基づき実施した会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、取得した自己株式の全株式数を会社法第178条の規定に基づき下記の通り消却いたしました。

- (1) 消却した株式の種類 普通株式
- (2) 消却した株式の数 7,002,400株
- (3) 消却日 2024年4月30日

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、企業価値の長期的な向上をはかりつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。現中期経営計画におきましては、安定的な配当水準の維持、利益成長にあわせた中長期的な増配に加え、自己株式取得を組み合わせたトータルな還元を、総還元性向50%の水準を意識して行うことを基本方針としております。この方針のもと、直近の業績動向、財務の健全性、株価水準等を総合的に勘案し、下記の通り自己株式を取得することといたしました。また、取得した自己株式は、全株式を消却いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 8,500,000株(上限)
- (3) 株式の取得価額の総額 15,000,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2024年5月15日～2024年10月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却対象株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記2.により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2024年11月29日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株三越伊勢丹ホールディングス	第4回無担保普通社債	2013年 9月2日	10,000	-	1.07	無担保社債	2023年 9月1日
株三越伊勢丹ホールディングス	第6回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.41	無担保社債	2027年 8月31日
株三越伊勢丹ホールディングス	第7回無担保普通社債	2018年 5月25日	10,000	10,000	0.43	無担保社債	2028年 5月25日
合計	-	-	30,000	20,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	10,000	10,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,068	7,454	0.84	
1年以内に返済予定の長期借入金	19,500	15,000	0.51	
1年以内に返済予定のリース債務	1,921	2,249	3.75	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	68,300	53,300	0.34	2025年9月30日～ 2027年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,446	1,551	3.89	2025年4月～ 2032年9月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	40,000	25,000	0.06	
合計	140,237	104,556	-	

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しております。当該リース債務については、平均利率の算定上含めておりません。
- 3 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社について、IFRS第16号「リース」を適用しております。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	33,300	10,000	10,000	-
リース債務	1,191	100	71	45

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	118,680	248,518	401,771	536,441
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	10,101	22,525	44,786	55,120
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	6,805	14,865	31,108	55,580
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	17.82	38.92	81.43	145.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	17.82	21.10	42.51	64.48

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,464	22,896
関係会社短期貸付金	111,821	137,907
未収収益	1 8,054	1 7,628
その他	1 3,094	1 1,070
貸倒引当金	13,364	13,112
流動資産合計	194,070	156,390
固定資産		
有形固定資産		
器具及び備品	3	2
有形固定資産合計	3	2
無形固定資産		
ソフトウェア	5	4
無形固定資産合計	5	4
投資その他の資産		
投資有価証券	1,247	696
関係会社株式	460,111	461,013
関係会社長期貸付金	88,300	73,300
繰延税金資産	487	926
その他	3	2
投資その他の資産合計	550,150	535,938
固定資産合計	550,159	535,945
繰延資産		
社債発行費	55	41
繰延資産合計	55	41
資産合計	744,285	692,377

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	24,200	19,700
関係会社短期借入金	115,165	111,113
コマーシャル・ペーパー	40,000	25,000
未払金	1 1,241	1 532
未払費用	1 1,774	1 1,600
賞与引当金	95	152
未払法人税等	354	229
その他	1 277	1 252
流動負債合計	193,107	158,582
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	68,300	53,300
関係会社事業損失引当金	4,284	3,170
債務保証損失引当金	2 3,197	-
固定負債合計	95,781	76,470
負債合計	288,889	235,052
純資産の部		
株主資本		
資本金	51,276	51,470
資本剰余金		
資本準備金	19,624	19,818
その他資本剰余金	378,189	378,244
資本剰余金合計	397,813	398,062
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,581	40,286
利益剰余金合計	23,581	40,286
自己株式	18,162	32,993
株主資本合計	454,509	456,825
新株予約権	886	499
純資産合計	455,395	457,325
負債純資産合計	744,285	692,377

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 9,560	1 22,296
経営指導料	1 7,407	1 7,213
役務収益	1 1,027	1 1,006
営業収益合計	17,994	30,515
販売費及び一般管理費合計	1、2 8,342	1、2 8,036
営業利益	9,652	22,479
営業外収益		
受取利息	1 1,152	1 1,025
その他	1 26	1 2,140
営業外収益合計	1,178	3,166
営業外費用		
支払利息	1 1,076	1 1,040
その他	1 1,607	1 287
営業外費用合計	2,683	1,328
経常利益	8,146	24,317
特別損失		
投資有価証券評価損	-	444
特別損失合計	-	444
税引前当期純利益	8,146	23,872
法人税、住民税及び事業税	1 149	1 34
法人税等調整額	108	438
法人税等合計	40	472
当期純利益	8,106	24,345

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	51,162	19,510	378,214	397,724	19,673	19,673
当期変動額						
新株の発行	114	114	-	114	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	4,198	4,198
当期純利益	-	-	-	-	8,106	8,106
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	25	25	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	114	114	25	89	3,908	3,908
当期末残高	51,276	19,624	378,189	397,813	23,581	23,581

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,367	450,192	-	-	1,115	451,308
当期変動額						
新株の発行	-	229	-	-	-	229
剰余金の配当	-	4,198	-	-	-	4,198
当期純利益	-	8,106	-	-	-	8,106
自己株式の取得	7	7	-	-	-	7
自己株式の処分	212	186	-	-	-	186
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	229	229
当期変動額合計	204	4,316	-	-	229	4,087
当期末残高	18,162	454,509	-	-	886	455,395

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	51,276	19,624	378,189	397,813	23,581	23,581
当期変動額						
新株の発行	193	193	-	193	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	7,640	7,640
当期純利益	-	-	-	-	24,345	24,345
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	54	54	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	193	193	54	248	16,705	16,705
当期末残高	51,470	19,818	378,244	398,062	40,286	40,286

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,162	454,509	-	-	886	455,395
当期変動額						
新株の発行	-	387	-	-	-	387
剰余金の配当	-	7,640	-	-	-	7,640
当期純利益	-	24,345	-	-	-	24,345
自己株式の取得	15,012	15,012	-	-	-	15,012
自己株式の処分	181	236	-	-	-	236
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	387	387
当期変動額合計	14,831	2,316	-	-	387	1,929
当期末残高	32,993	456,825	-	-	499	457,325

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度

1. (株)エムアイフードスタイルに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

エムアイフードスタイル株式 12,059 百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下はないと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

主要な仮定

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は「連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り） 3.(株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断」をご参照ください。

翌年度の財務諸表に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、当該会社の関係会社株式の実質価額が著しく低下し、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度

1. (株)エムアイフードスタイルに係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

エムアイフードスタイル株式会社 12,059 百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下はないと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

主要な仮定

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は「連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り） 3.(株)エムアイフードスタイルに係るのれんの減損の兆候に関する判断」をご参照ください。

翌年度の財務諸表に与える影響

将来事業計画に用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、主要な仮定の見直しが必要となった場合には、当該会社の関係会社株式の実質価額が著しく低下し、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「未収還付法人税」は、金額的重要性が減少したため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	8,399百万円	8,001百万円
短期金銭債務	2,733百万円	1,657百万円

2 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)	5,923百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹 8,040百万円
計	5,923百万円	計 8,040百万円

(注) 債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引(営業収益)	17,993百万円	30,515百万円
営業取引(販売費及び一般管理費)	894百万円	752百万円
営業取引以外の取引	1,757百万円	1,684百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当	2,418百万円	2,138百万円
賞与	1,255百万円	1,334百万円
外部委託作業費	1,198百万円	1,253百万円
おおよその割合		
販売費	-	-
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	456,886
関連会社株式	3,224
計	460,111

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	456,886
関連会社株式	4,126
計	461,013

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	29百万円	46百万円
未払費用	250	271
未払事業税等	103	69
ストックオプション費用	200	110
関係会社株式評価損	7,236	7,850
関係会社事業損失引当金	1,311	970
債務保証損失引当金	978	-
貸倒引当金	4,092	4,014
繰越欠損金	5,603	5,654
その他	281	439
繰延税金資産小計	20,087百万円	19,427百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	5,506	5,125
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,092	13,375
評価性引当額小計	19,599百万円	18,500百万円
繰延税金資産合計	487百万円	926百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.6	0.2
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	35.9	28.6
評価性引当額	5.0	4.6
その他	0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	0.5%	2.0%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「2 財務諸表等 注記事項（重要な会計方針）3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

「1 連結財務諸表等（重要な後発事象）（自己株式の消却）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得及び消却)

「1 連結財務諸表等（重要な後発事象）（自己株式の取得及び消却）」に同一の内容を記載しているため、注記

を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	器具及び備品	3	-	-	0	2	4
	計	3	-	-	0	2	4
無形固定資産	ソフトウェア	5	-	-	1	4	-
	計	5	-	-	1	4	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	13,364	-	252	13,112
賞与引当金	95	152	95	152
関係会社事業損失引当金	4,284	-	1,114	3,170
債務保証損失引当金	3,197	-	3,197	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都府中市日鋼町一丁目1番 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	https://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」（買物割引カード）を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 ただし、12月上旬発行の株主様ご優待カードは同年9月中間期末の株主様名簿に新規登録された株主様を対象に発行いたします。</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計100円（消費税を除く）以上のお買物（割引除外品目を除く）について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>30万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、12月上旬発行の株主様ご優待カードのご利用限度額は6月下旬発行の株主様ご優待カードの半額となります。</p> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗（レストラン施設、スーパーマーケット等）、契約施設（ホテル・美術館）等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計100円（消費税を除く）以上の施設のご利用（割引除外品目を除く）で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。（ただし、商品券及び全国百貨店共通商品券は一部店舗・施設ではご利用いただけません。）</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	40万円	500株以上	1,000株未満	50万円	1,000株以上	3,000株未満	100万円	3,000株以上	5,000株未満	150万円	5,000株以上	10,000株未満	200万円	10,000株以上		300万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	40万円																											
500株以上	1,000株未満	50万円																											
1,000株以上	3,000株未満	100万円																											
3,000株以上	5,000株未満	150万円																											
5,000株以上	10,000株未満	200万円																											
10,000株以上		300万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類、確認書	事業年度 第15期	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月20日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2023年6月20日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第16期 第1四半期 第16期 第2四半期 第16期 第3四半期	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日 自 2023年7月1日 至 2023年9月30日 自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2023年8月4日 関東財務局長に提出。 2023年11月13日 関東財務局長に提出。 2024年2月5日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		2024年6月25日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書及び その添付書類	株式のその他の者に対する割当に係る有価証券届出書		2023年8月3日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の訂正届出書	2023年8月3日提出の有価証券届出書（株式のその他の者に対する割当）に係る訂正届出書		2023年8月4日 関東財務局長に提出。
(7) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類			2023年8月10日 関東財務局長に提出。
(8) 訂正発行登録書（普通社債）			2024年6月25日 関東財務局長に提出。
(9) 自己株券買付状況報告書			2024年3月14日 関東財務局長に提出。 2024年4月12日 関東財務局長に提出。 2024年6月12日 関東財務局長に提出。
(10) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書	2024年4月12日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書		2024年4月15日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月26日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	雅	代
--------------------	-------	---	---	---	---

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、2024年3月31日現在において、株式会社エムアイフードスタイル（以下「エムアイフードスタイル社」という。）に係るのれん9,489百万円を計上している。</p> <p>のれんは、当該会社の将来の超過収益力に基づき計上していることから、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、取得時に策定した事業計画よりも実績が著しく下方に乖離し、超過収益力が毀損している場合には、固定資産の減損の兆候が生じる。会社は、減損の兆候の有無を検討するに当たっては、特に取得時に作成された事業計画と当連結会計年度の実績との間に著しい乖離がなく、また、当該事業計画の将来部分についても著しい下方修正が必要でないことを確かめ、当連結会計年度において、減損の兆候はないものと判断している。</p> <p>エムアイフードスタイル社に係るのれん算定に用いた事業計画には、PB商品強化による売上総利益率の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略といった主要な仮定を含んでいる。</p> <p>のれんの残高は金額的重要性が高く、のれんの減損の兆候判定を誤りのれんの減損の認識・測定が行われない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、のれんの減損の兆候の検討にあたっては、事業環境や将来の業績見通しの変化等を考慮する必要がある。上記主要な仮定を含む減損の兆候判定には経営者の主観的な判断が伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、エムアイフードスタイル社に係るのれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・減損の兆候の判定の妥当性を評価するため、経営管理者及び担当者への質問を実施した。・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、取得時の事業計画とその後の実績を比較した。・PB商品の開発強化について、関連資料を閲覧し、事業計画との整合性を検討した。・既存店売上の維持について、店舗別の売上推移を把握するとともに、翌期以降の店舗別の損益計画との整合性を検討した。・PB商品強化による売上総利益率の改善及び既存店売上の維持に関する主要な仮定について、過去の実績や同業他社、同社が属するスーパーマーケット業界の市場統計データと比較することにより、その合理性を評価した。・新規出店による成長戦略について、出店計画を閲覧するとともに、外部環境や出店実績との整合性について、比較検討した。・事業計画の見積りに含まれる主要な仮定（PB商品強化による売上総利益率の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略）について、合理的に起こりうる変化による感応度分析を実施した。また、その合理性を確かめるために計画値と実績値との変動原因を把握し、翌期以降への影響を検討した。

グループ通算制度を適用している会社における繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用し、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載されているとおり、2024年3月31日現在において繰延税金資産43,623百万円（繰延税金負債相殺前）を計上している。これは、主にグループ通算制度を適用している会社及び国内連結子会社（以下「グループ通算制度適用会社」という。）において計上されたものである。</p> <p>百貨店業セグメントにおける主たる国内子会社は、国内で百貨店事業を営んでいるが、過去の構造改革や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多額の税務上の繰越欠損金を有していることから、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測されるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年間で繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>グループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎としており、その主要な仮定は、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しである。</p> <p>グループ通算制度適用会社における繰延税金資産の回収可能性は、経営者によるグループ通算制度適用会社における将来課税所得の見積りに基づいて判断している。将来課税所得の見積りは、翌年度の予算を基礎に最善の見積りを行っており、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率やインバウンド需要の見通しなど、経営者による主観的判断により影響を受ける。また、多額の税務上の繰越欠損金を有しており、繰延税金資産の回収可能性を判断する見積可能期間に重要な検討を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、グループ通算制度適用会社における繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、税務の専門家を関与させて検討するとともに、その解消スケジュールを検討した。 ・経営者による将来課税所得の見積りを評価するため、承認された中期経営計画が見積可能期間3年間の基礎になっていること、また「百貨店の再生」フェーズと位置付けた中期経営計画における重点戦略を理解するとともに、将来を正確に予測することが困難な状況の中で、翌年度の予算を基礎にした見積可能期間3年間における不確実性を勘案した将来課税所得の考え方について経営者と議論し、当該見積可能期間の妥当性を検討した。 ・将来課税所得の見積りの検討においては、承認された計画との整合性を検証するとともに、過年度の計画と実績を比較、分析することで、経営者の偏向の有無や見積りの精度を評価した。 ・主要な仮定を評価するため、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率について、仮定を経営者と議論して理解した。また、外部調査機関による国内個人消費動向の予測情報と比較、分析することにより、主要な仮定を評価した。 - インバウンド需要の見通しについて、経営者と議論して理解するとともに、外部業界団体の国際輸送予測情報と比較、分析することにより、主要な仮定を評価した。 - 国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の見通しの不確実性について感応度分析を行い、繰延税金資産の回収可能性への影響額の重要性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な

不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月26日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 衣 川 清 隆指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 田 雅 代

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社エムアイフーズスタイルに係る関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年3月31日現在、貸借対照表において関係会社株式461,013百万円を計上している。財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、このうち超過収益力を反映して取得した、市場価格のない株式等として、株式会社エムアイフーズスタイル（以下「エムアイフーズスタイル社」という。）の株式12,059百万円が含まれている。</p> <p>会社は、市場価格のない株式等について実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、評価損計上の要否を判断している。エムアイフーズスタイル社の株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価している。当該株式の実質価額の見積りの基礎となる事業計画の策定の際には、PB商品強化による売上総利益率の改善、既存店売上の維持及び新規出店による成長戦略といった仮定が含まれており、見積りの不確実性や経営者による判断を伴う。</p> <p>エムアイフーズスタイル社に係る関係会社株式の評価の検討は、経営者の主観的な判断を伴う主要な仮定を含んでおり、将来を正確に予測することが困難な不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エムアイフーズスタイル社に係る関係会社株式の評価の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エムアイフーズスタイル社の株式に含まれる超過収益力について、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画との分析により、当該超過収益力の毀損の有無について検討した。 ・当該株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上のれんに含まれている。当監査法人は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「株式会社エムアイフーズスタイルに係るのれんの評価」に記載の監査上の対応を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。